

# 化学物質管理セミナー2025 講演資料

## 第1回 国内における化学物質管理の取組

### プログラム

演題1 化審法の最近の動向について

演題2 化管法に関する最近の取組

演題3 化学兵器禁止法に関する最近の取組

# 化審法の最近の動向について

令和7年11月25日

経済産業省 産業保安・安全グループ

化学物質管理課 化学物質安全室

# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

### 3. 化審法の最近の動向について

#### 3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

##### 3-1-1 GビズIDへの移行

##### 3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

##### 3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

##### 3-1-4 運用通知の改訂

##### 3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

#### 3-2 ストックホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

#### 3-3 有害性情報の報告について

#### 3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

## 3. 化審法の最近の動向について

### 3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

#### 3-1-1 GビズIDへの移行

#### 3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

#### 3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

#### 3-1-4 運用通知の改訂

#### 3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

### 3-2 スtockホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

### 3-3 有害性情報の報告について

### 3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

# 1. 我が国における化学物質規制の全体像

- 我が国においては、暴露経路やライフサイクルの段階に応じ、様々な法律により化学物質規制が行われている。
- 化審法は環境を経由して人への長期毒性や生活環境・生態系に影響を及ぼす化学物質を対象としている。

有害性		暴露		環境経由				軍縮・危機管理								
		労働環境	消費者	排出・ストック汚染		廃棄										
人の健康への影響	急性毒性 短期間の影響で死に直結する毒性	毒劇法						化兵法								
	長期毒性 人の健康等を「じわじわ」と蝕む毒性	労働安全衛生法	農薬取締法	食品衛生法	医薬品医療機器法	家庭用品品質表示法	家庭用品規制法	建築基準法	農薬取締法	化審法	化管法	水銀汚染防止法	大気汚染防止法	水質汚濁防止法	土壌汚染対策法	廃棄物処理法等
生活環境への影響 (動植物を含む)																
オゾン層破壊性																
温室効果抑制																

・ 環境経由で、人健康や生態系に影響を及ぼす化学物質が対象  
・ PCB等

# (参考) 化学物質管理課所管法令と国際条約

赤字は所管省庁

法律	国際条約
<b>化学物質審査規制法（化審法）（1973年成立）<span style="color:red">厚経環</span></b> <ul style="list-style-type: none"><li>化学物質の製造・輸入に関する上市前の事前審査及び上市後の継続的な管理により、化学物質による環境汚染を防止することを目的とする。</li><li>新規化学物質及び既存化学物質が環境を経由して人・生態系に与える影響を評価し、製造、輸入、使用等を規制。</li></ul>	<b>ストックホルム条約（2001年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>PCB等の残留性有機汚染物質の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減を規定。</li></ul>
<b>化学物質排出把握管理促進法（化管法）（1999年成立）<span style="color:red">経環</span></b> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者による化学物質の排出量等を公表させることで自主的管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。</li><li>PRTR制度：事業所（3.4万）の排出・移動量公表</li><li>SDS制度：有害性情報を書面で提供、国際標準化（GHS準拠）</li></ul>	<b>PRTR制度の導入に関するOECD勧告（1996年）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>事業者自らが化学物質の環境への排出量等を把握し、国に届出を行い、国がその排出量等を公表する制度の導入を勧告。</li></ul>
<b>オゾン層保護法（オゾン法）（1988年成立）<span style="color:red">経環</span></b> <ul style="list-style-type: none"><li>モントリオール議定書に基づく特定フロン・代替フロンの生産量・消費量の削減義務を履行するため、特定フロン・代替フロンの製造及び輸入を規制。</li></ul> <b>フロン排出抑制法（2001年成立）<span style="color:red">経環</span></b> <ul style="list-style-type: none"><li>フロン類の排出抑制を目的として、業務用冷凍空調機器からの廃棄時のフロン回収義務に加え、フロン類使用機器の管理など、フロン類のライフサイクル全般にわたる排出抑制対策を規定。</li></ul>	<b>モントリオール議定書（1987年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>オゾン層破壊物質である特定フロン、地球温暖化に深刻な影響をもたらす代替フロンの生産量・消費量の段階的削減を規定。</li></ul>
<b>化学兵器禁止法（化兵法）（1995年成立）<span style="color:red">経</span></b> <ul style="list-style-type: none"><li>化学兵器禁止条約の適確な実施を確保するため、化学兵器の製造、所持等を禁止。</li><li>特定物質（サリン等）の製造・使用等に係る規制の他、指定物質（ホスゲン等）等、条約に基づく一定の化学物質に係る製造等の届出義務を規定。</li></ul>	<b>化学兵器禁止条約（1992年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止。</li><li>国際機関(OPCW)に対する一定の化学物質の生産等に関する情報の申告義務や現地検査の実施等を規定。</li></ul>
<b>水銀汚染防止法（2015年成立）<span style="color:red">経環</span></b> <ul style="list-style-type: none"><li>水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保し、水銀による環境の汚染を防止することを目的とする。</li><li>特定水銀使用製品の製造等を規制。</li></ul>	<b>水銀に関する水俣条約（2013年採択）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>水銀の一次採掘の禁止から貿易、水銀添加製品や製造工程、大気への排出、水銀廃棄物に係る規制に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める。</li></ul>

# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

### 3. 化審法の最近の動向について

#### 3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

##### 3-1-1 GビズIDへの移行

##### 3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

##### 3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

##### 3-1-4 運用通知の改訂

##### 3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

#### 3-2 スtockホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

#### 3-3 有害性情報の報告について

#### 3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

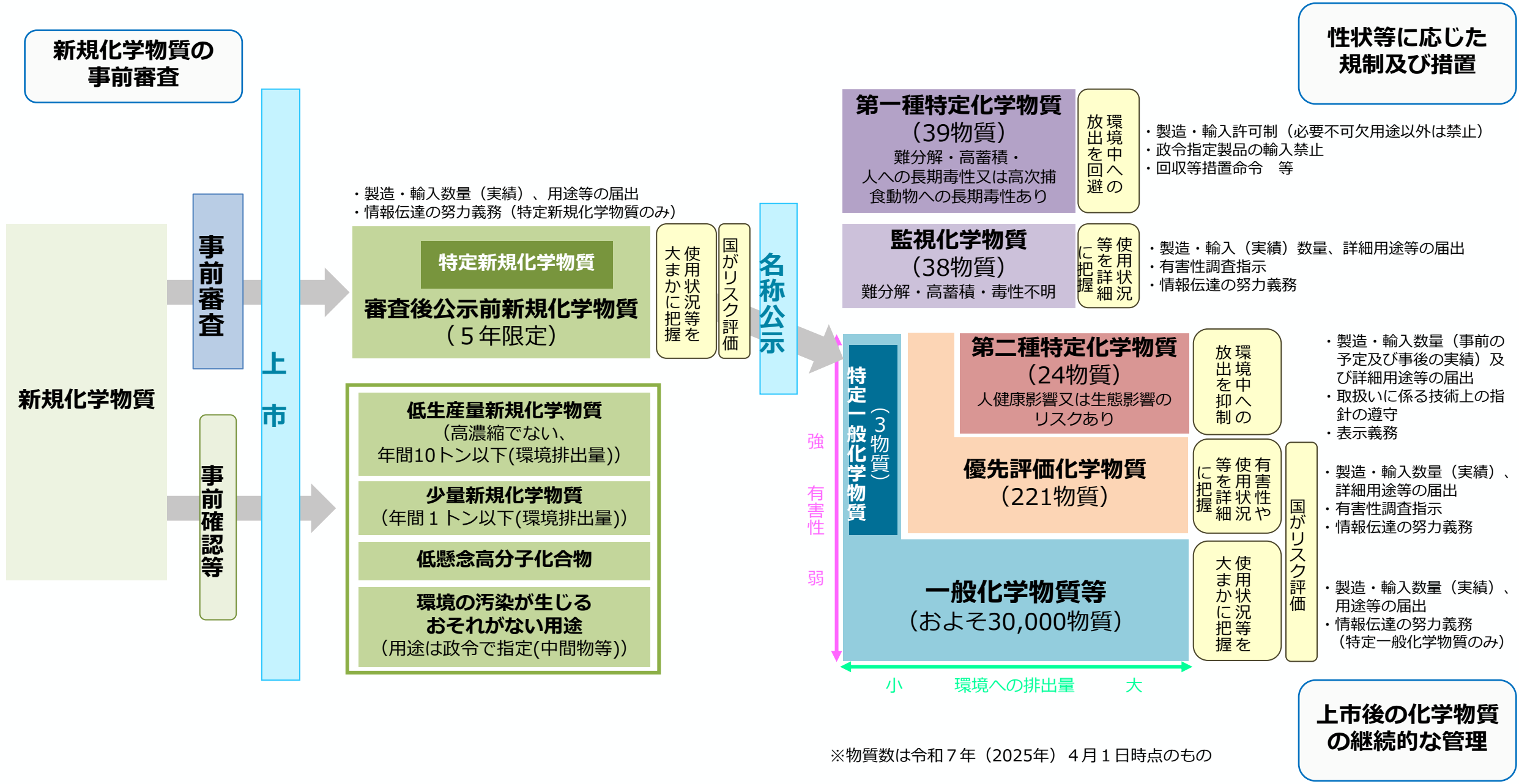
### 目的

- 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止。

### 概要

- **新規化学物質の事前審査**  
→新たに製造・輸入される化学物質に対する**事前審査**制度
- **上市後の化学物質の継続的な管理措置**  
→**製造・輸入数量の把握**（事後届出）、有害性情報の報告等に基づく**リスク評価・管理**
- **化学物質の性状等（分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況）に応じた規制及び措置**  
→性状に応じて「第一種特定化学物質」、「第二種特定化学物質」等の規制対象物質に指定（製造・輸入数量の把握、製造・輸入許可、使用制限等）

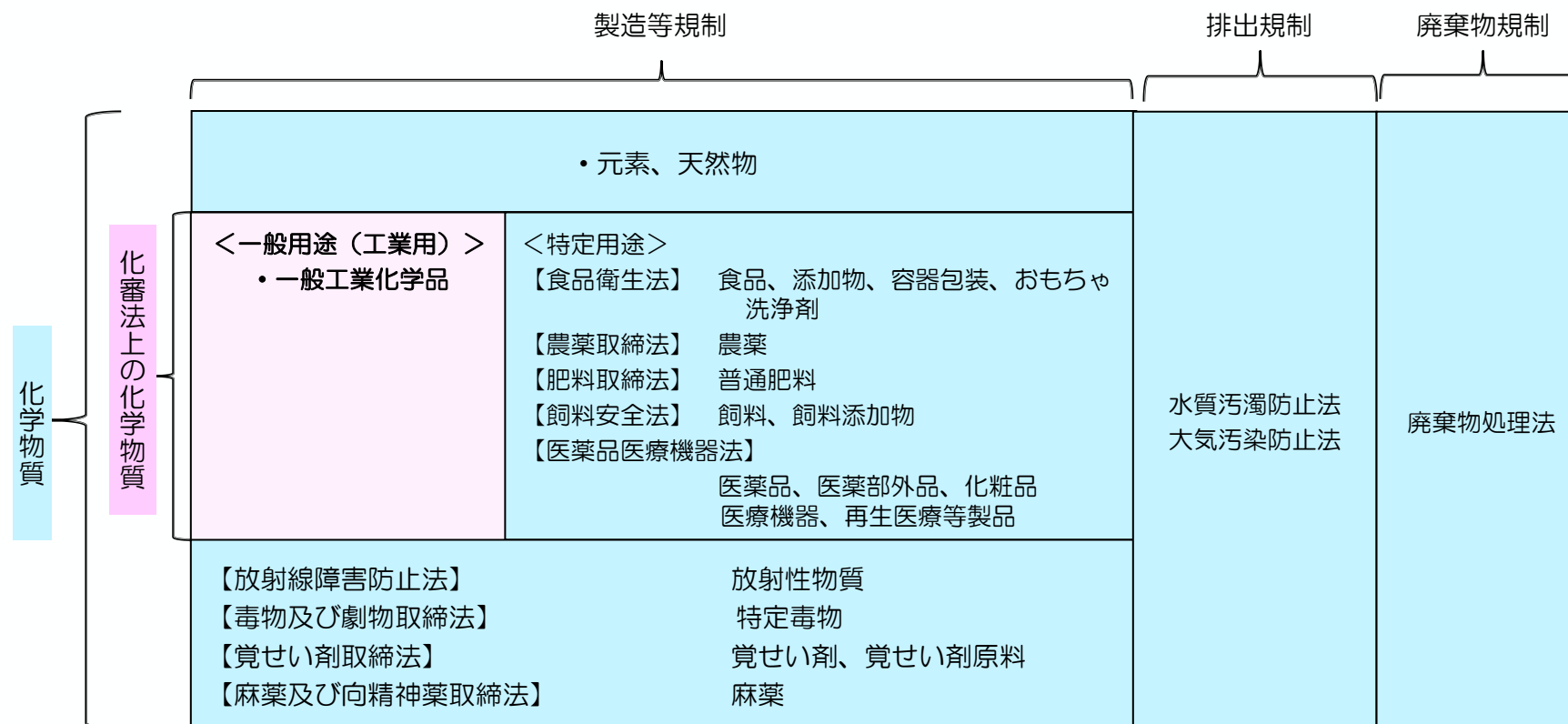
# 2. 化審法の体系について



## 2. 化審法の対象となる化学物質

- 化審法における**化学物質**とは：**元素又は化合物に化学反応を起こさせることにより得られる化合物**のこと。
- 化審法の対象となる化学物質：**一般工業化学品に用いられる物質**（法第2条、第55条）。

※ 化審法と同等以上に厳しい規制（毒劇法に規定する特定毒物や用途に応じた他の規制（医薬品医療機器法に規定する医薬品等））等が講じられている場合は除く。



# (参考) 化審法の改正経緯

## 新規化学物質の事前審査制度の創設

昭和48年(1973年)制定 ※昭和49年(1974年)4月6日施行

- ポリ塩化ビフェニル(PCB)による環境汚染問題を契機に、PCB及びそれに類似する化学物質による環境汚染の未然防止のため制定。
- 新規化学物質の事前審査制度を設けるとともに、難分解性、高蓄積性及び人への長期毒性を有する化学物質を「特定化学物質」として、その製造と輸入を規制。

## 二特規制の導入

昭和61年(1986年)の改正点 ※昭和62年(1987年)4月1日施行

- 難分解性ではあるが、高蓄積性を有さず、かつ相当広範な地域に残留している化学物質(トリクロロエチレン等)を「第二種特定化学物質」として規制。

## 環境影響の観点も含めた制度に拡充

平成15年(2003年)の改正点 ※平成16年(2004年)4月1日施行

- 人への健康影響に加えて動植物への影響の観点も含めた審査・規制制度、それらの影響のおそれがありえるとされた物質(監視化学物質)の全国数量の把握制度、環境への放出可能性が小さい化学物質に対する審査の効率化(中間物等の特例制度)等の導入。

## 既存化学物質のリスク評価制度の導入

平成21年(2009年)の改正点 ※平成23年(2011年)4月1日完全施行

- 既存化学物質を含む全ての化学物質について、一定数量以上製造・輸入した事業者に対して、その数量等の届出を義務付け。国は上記届出を受けて、詳細な安全性評価の対象となる化学物質(優先評価化学物質)を絞り込み、リスク評価を実施。

## 審査特例制度における全国数量上限の見直し

平成29年(2017年)の改正点 ※平成31年(2019年)1月1日完全施行

- 新規化学物質の審査特例制度における全国数量上限を製造・輸入数量から環境排出量に変更。
- 一般(新規)化学物質のうち、毒性が強いものを「特定一般(新規)化学物質」として指定。

昭和48年(1973年)の制定後、社会的背景や国際的な整合性を勘案しながら、4回の法改正を実施。

# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

### 3. 化審法の最近の動向について

#### 3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

##### 3-1-1 GビズIDへの移行

##### 3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

##### 3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

##### 3-1-4 運用通知の改訂

##### 3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

#### 3-2 スtockホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

#### 3-3 有害性情報の報告について

#### 3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

# 3 - 1. 産業構造審議会制度構築ワーキンググループ※について

- 平成29年改正法の附則第5条に、施行後5年を経過した場合において、改正後の化審法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは同法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする旨、規定されたことを受け、令和6年10月から環境省及び厚生労働省との合同審議会を開催（計4回）。
- 検討結果をとりまとめた報告書は、令和7年7月22日に公開。

※第1回と第2回は、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会 環境保健部会 化学物質対策小委員会との合同開催。

## 開催実績と主な議題

### 第1回：令和6年10月23日

- 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行状況の点検
- 平成29年の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の改正の概要とこれまでの実績について

### 第2回：令和6年11月8日

- 化学物質審査規制法の施行状況及び化学物質管理の動向を踏まえた検討事項について

### 第3回：令和7年3月10日

- 化学物質審査規制法の施行状況及び最近の動向を踏まえた、今後の化学物質管理の在り方について

### 第4回：令和7年6月13日

- 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について

# 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（報告書）

## 第一章 検討の背景

## 第二章 平成29年改正化審法の施行状況等

### 1. 平成29年改正化審法の概要

### 2. 平成29年改正化審法の施行状況等及びレビュー結果について

3-1-1.  
GビズIDへの移行

3-1-2.  
審査特例制度の合理化等  
（新規化学物質審査の  
今後の取組）

## 第三章 主な検討課題について

### 1. 現行制度の効率化・高度化に関する事項

#### 1-1 リスク評価

#### 1-2 審査特例制度等

#### 1-3 ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応

3-1-3.  
循環経済における  
化学物質管理の課題

3-1-4.  
運用通知の改訂

### 2. その他の化学物質管理に関する事項

#### 2-1 諸課題への対応

#### 2-2 持続可能な化学物質管理

#### 2-3 パートナーシップや能力開発

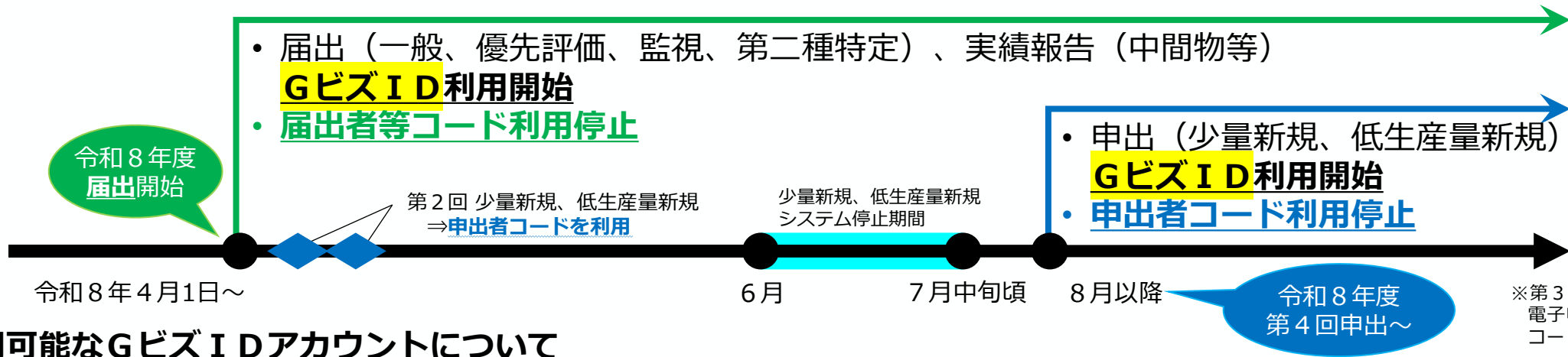
3-1-5.  
不純物として含まれる  
第一種特定化学物質の  
取扱いについて

## 第四章 今後の検討

# 3-1-1. 電子申請における「GビズID」の採用

- 令和8年度から、行政手続きの更なる効率化を図るべく、「申出者コード」<sup>1</sup>及び「届出者等コード」<sup>2</sup>は利用停止し、現在様々な行政サービスでも活用されている「GビズID」を採用予定。

- 少量新規化学物質及び低生産量新規化学物質の製造・輸入数量の電子申出及び中間物等新規化学物質の製造・輸入実績報告書の電子提出で利用。
- 一般化学物質、優先評価化学物質、監視化学物質及び第二種特定化学物質の製造数量等の電子届出で利用。



## 利用可能なGビズIDアカウントについて

	アカウント種別	利用可能な行政サービス	アカウントの作成方法	申出・届出での利用可否
法人代表者 個人事業主	プライム	すべて	<b>審査を行って作成</b> ※時間がかかる場合があります	○
従業員	メンバー	制限あり（小）	プライムによる作成	○
誰でも	エントリー	制限あり（大）	審査を行わず作成	×

# 3-1-2. 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

## 制度構築WG※1 報告書

※1「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（令和7年7月22日公表）」  
[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan\\_shohi/chemicals/system\\_building/pdf/20250722\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/hoan_shohi/chemicals/system_building/pdf/20250722_1.pdf)

新規化学物質審査における今後の方向性

### 1. 審査特例制度（少量新規化学物質確認制度（「少量新規」）及び低生産量新規化学物質確認制度（「低生産」））の合理化等

①オンライン申請の原則化、②申出の受付期間・頻度の合理化、③用途証明書の提出を促す取組、④オンラインを活用した事後監視の高度化

### 2. 名称公示までの期間延長（より安全な代替の開発促進）

## 審査特例制度の合理化等の取組

### ①オンライン申請の原則化（オンライン申請率の近年の向上を踏まえ）

- ・少量新規、低生産の申出について、原則オンラインとするための省令※2改正【令和11年～】  
（※2：新規化学物質の製造又は輸入に係る届出等に関する省令）

### ②申出受付期間・頻度の合理化(事業者の要望、受付実態(初回申出件数が年間件数の約9割等)を踏まえ)

- ・少量新規について受付期間を延長【令和8年～】
- ・受付頻度の見直し（少量新規：9回→7回、低生産：12回→10回）【令和8年※3～】  
（※3：令和8年はGビズIDへの移行による受付システムの移行も予定）

少量新規：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/shinki\\_shoryo\\_index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_shoryo_index.html)

低生産：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/shinki\\_teiseisan.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/shinki_teiseisan.html)

### ③用途証明書の提出を促す取組(環境排出量を適切に把握するため)

- ・小出し確認のみの受付回を廃止【令和8年～】
- ・用途追加の手續簡素化※4（個社上限数量までの申出後の用途追加で）【令和8年～】  
（※4：個社上限数量までの申出後の用途追加につき、追加用途の排出係数が同じ又は小さい場合は申出不要）  
用途追加：[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/youto\\_tsuika.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/youto_tsuika.html)
- ・用途証明書の押印廃止【令和8年～】
- ・ユーザーの理解を深める周知【令和7年～】

### ④オンラインを活用した事後監視の高度化

- ・オンラインを活用した報告徴収の実施（少量新規・低生産）【令和8年度～】

## 名称公示の取組

届出を行った新規化学物質について、審査結果の判定を受けた後、一般化学物質に該当するものは、判定通知から5年経過後に名称を公示している

（化審法第4条第5項、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規定する新規化学物質の名称の公示に関する省令）

より安全な代替の開発促進の観点から、最も安全である判定を受けた新規化学物質※5について、名称公示までの期間を5年から10年に延長する【令和8年度（予定）】

※5：

化審法第4条第1項第5号判定を受けた化学物質（良分解性又は難分解性かつ人健康影響の疑いなし・生態影響なし）

# 3-1-3. 循環経済における化学物質管理の課題

- 循環経済への対応が進む中、将来的なリサイクルを見据えた安全性の確保のための取組を進めることが重要であり、化学物質管理の観点でも、資源循環を想定した施策を検討することが必要。
- 例えば、使用済プラスチックから作られたプラスチック再生材については、その利用に関する社会的要請が高い一方、規制対象の化学物質を含有すること等により、循環経済への対応が進まないおそれがある。
- 他方で、「化審法の規制（例えば、不純物の閾値）が循環経済の推進を阻害する可能性がある」との指摘もあり、化審法と循環経済との関係を整理すべく、審議会※で議論。

（※）産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 化学物質政策小委員会 制度構築ワーキンググループ（令和6年10月～令和7年6月。厚生労働省、環境省と合同開催。）

## 化審法における検討の視点

### ① プラスチック再生材

使用済プラスチックに化学反応を起こさせずにリサイクルする過程においては、使用済プラスチックがフレークやペレットと言われる状態（プラスチック再生材）になる。

「化学物質」の製造・輸入・使用を規制する化審法において、これらプラスチック再生材に係る課題は何か。

### ②-1 不純物閾値等

化学物質の製造・輸入に当たっては、成分としての割合が1重量%以上であるもの※については、それが不純物であっても同定する必要があり、その性状に応じて、規制を適用。

一方、「化審法の不純物閾値は極めて厳しい」、「ケミカルリサイクルの残渣の有効利用に限界がある」等の指摘に対して、どのように考えるべきか。

※第一種特定化学物質を除く。

### ②-2 不純物として含まれる第一種特定化学物質について

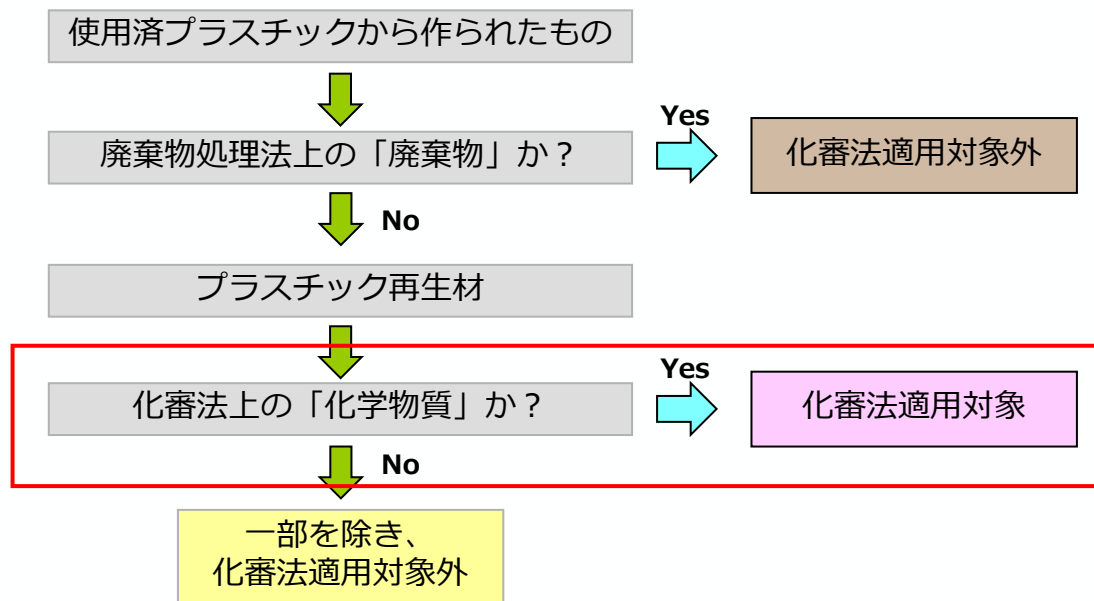
製造・輸入される化学物質に不純物（副生物）として第一種特定化学物質が含有する場合、利用可能な最良の技術（BAT：Best Available Technology/ Techniques）を適用している。

均一性の高い原料から製造される場合と異なり、微量成分の含有が一様ではないことが想定されるプラスチック再生材に、不純物として含まれる第一種特定化学物質について、どのように考えるべきか。

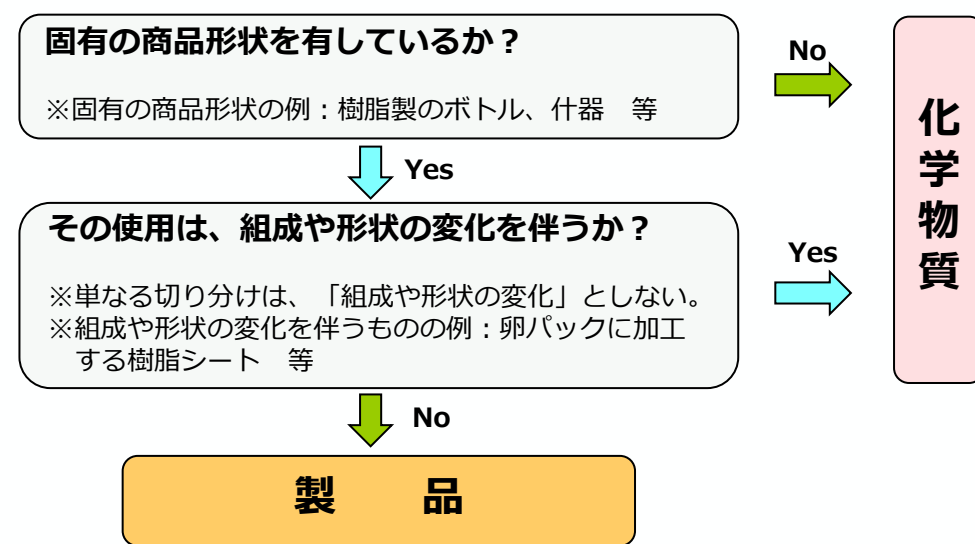
# 3-1-3. 「プラスチック再生材」における化審法の適用について

- 使用済プラスチックから作られたものの化審法の適用を考える際は、それが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するか判断する必要がある。廃棄物に該当する場合は、化審法を始めとする化学物質関連規制の対象外（廃棄物処理法で規制）となる。
- 一方、使用済プラスチックから作られたものが廃棄物処理法上の廃棄物でないならば、それはいわゆる「プラスチック再生材」であり、それが化審法上の「化学物質」と「製品」のいずれに該当するか判断される。
  - ✓ 化審法上の化学物質に該当する場合は、その規制区分に応じて、化審法の規制が適用される。
  - ✓ 一方、化審法上の製品に該当する場合は、化審法の政令で指定されている製品（輸入禁止製品等）に該当する場合を除き、化審法の規制の対象とはならない。

## 【プラスチック再生材の判断フロー】



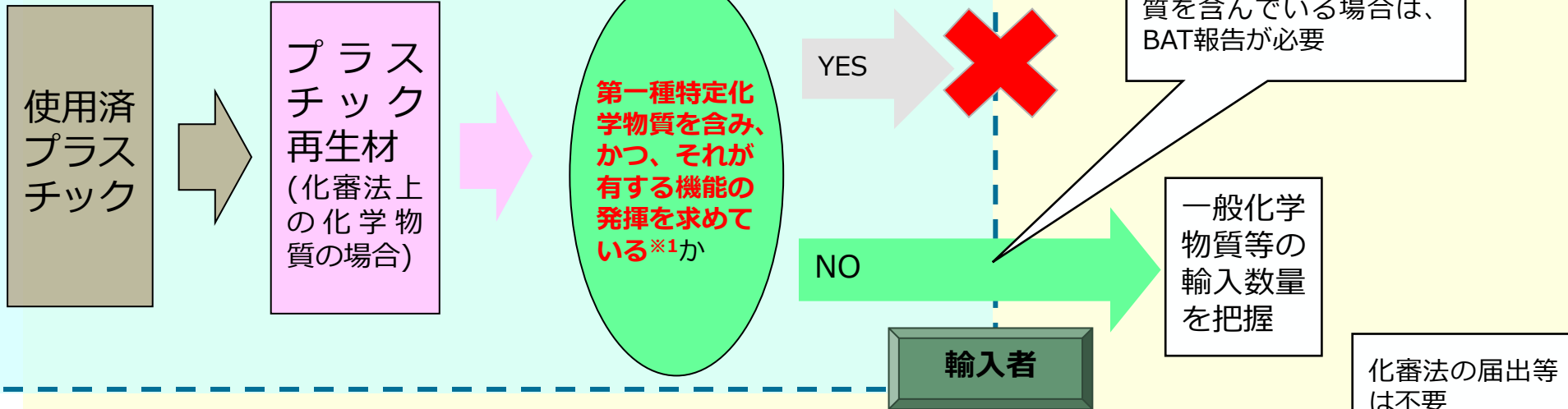
## 【化審法において「製品」とみなすものの判断フロー】



「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」1.(4)から作成

# 3-1-3. プラスチック再生材が化審法上の化学物質に該当する場合の規制の適用

## 国外

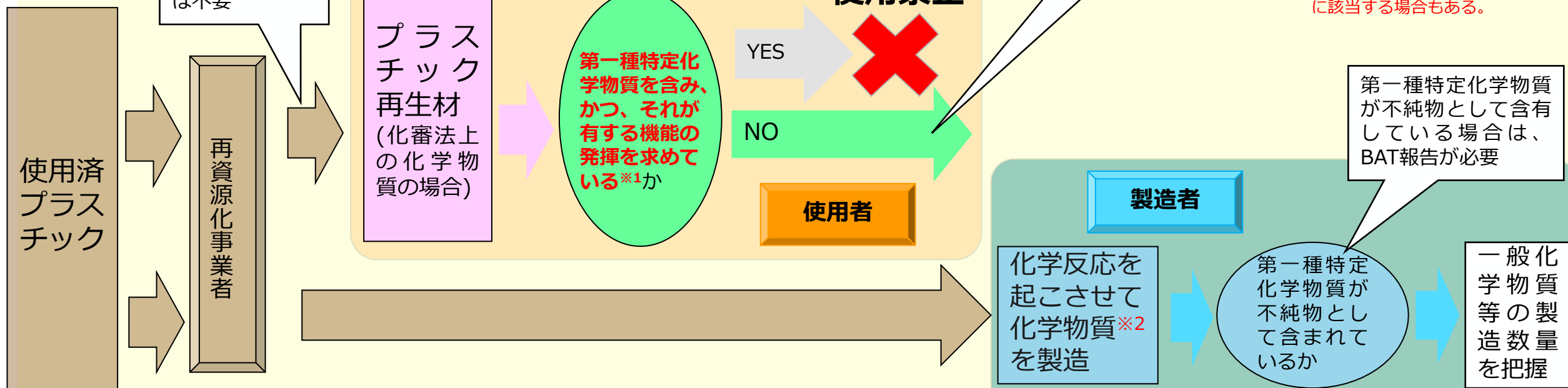


- 製造者** 化審法における「化学物質を製造する者」
- 輸入者** 化審法における「化学物質を輸入する者」
- 使用者** 化審法における「化学物質を使用する者」

※1 例えば、プラスチック再生材がデカブロモジフェニルエーテル（第一種特定化学物質）を含んでおり、かつ、当該デカブロモジフェニルエーテル（第一種特定化学物質）が有する難燃性の発揮を求めている場合。

※2 化学物質は、プラスチック再生材に該当する場合もある。

## 国内



### 3-1-3. プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発について

- 我が国でも、脱炭素化の促進のため、プラスチックをはじめとした再生材の利用義務化に向けた制度を整備しているところ。
- 一方、特にプラスチック再生材の利用促進にあたっては、かつて規制対象ではなかったために使用され、現在は規制対象となっている化学物質が含まれることが課題。
- このような課題に対応するため、国立研究開発法人産業技術総合研究所において、使用済プラスチックのうち安全性の懸念が低いものについて、マテリアルリサイクル（再生材としての利用）への転換を支援するため、添加剤（化学物質）の暴露・健康リスク評価ツールを開発する。

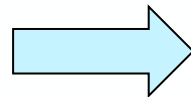
#### 開発するツールのイメージ

##### 利用者



- 使用済プラスチックの主な樹脂の種類
- 使用済プラスチックの回収ルート（一廃・容器包装か産廃か、等）
- 使用済プラスチックの出自（元々は何に使われていたか）
- 再生材を用いて製造したい製品の用途（文具、玩具、植木鉢、など）
- 製造年

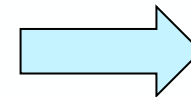
情報  
入力



##### ツール

暴露・健康リスク評価  
プラットフォーム

評価結果  
出力



##### 評価結果

- ●用途からの△△ばく露の可能性は低く、健康被害のリスクは低いと考えられる。

### 3-1-3. 不純物として含まれる第一種特定化学物質について（今後の方向性）

- 使用済プラスチックの中には、規制される前に使われていた第一種特定化学物質を含有しているものもあり、そのケミカルリサイクルによって得られた化合物においても、当該第一種特定化学物質が不純物として含まれる可能性がある。
  - 審議会での議論を踏まえ、以下の方向性が示されたところ。今後、資源循環等の実態も踏まえつつ、検討を進めていく。
- ① 海外において第一種特定化学物質に相当する化学物質が不純物として含まれている場合に基準値で管理していることも参考に、**これまでBATで管理している第一種特定化学物質のうち、国際的に値が設定されており管理上限値を示しているPCBなどの物質については、不純物の閾値を設定して、適切な管理を実施してはどうか。**
- ② なお、欧州POPs規則の非意図的な微量不純物に関する基準値を分析可能性やリスク（ヒト健康や環境への悪影響の可能性を判断するための指標）と比較した検討資料もあることから、**このような既存の情報も参考に、第一種特定化学物質ごとの不純物の閾値を検討してはどうか。**

（参考）欧州POPs規則の閾値と分析可能性、リスクの比較結果

物質例	非意図的な微量不純物に関する閾値	分析可能性※1	リスク (ヒト健康や環境への悪影響の可能性を判断するための指標)
ポリブロモジフェニルエーテル (PBDE)	0.001% (10ppm)	0.0005% (5ppm)	—
短鎖塩素化パラフィン (SCCP)	1% (10,000ppm)	0.000003% (0.03ppm)	1.8% (18,000ppm) ※2
ペンタクロロフェノール (PCP)	0.0005% (5ppm)	0.00001% (0.1ppm)	0.5% (5,000ppm) ※3
ヘキサブロモシクロドデカン (HBCD)	0.0075% (75ppm)	0.015% (150ppm)	0.1% (1,000ppm) ※3

※1 各物質の標準分析法を用いた場合の定量下限値

※2 生態影響のPNEC（底質）から導出した値

※3 ATSDR（米国毒性物質疾病登録庁）のMRL（Minimal Risk Levels）から導出した値

（注）“Study to support the assessment of impacts associated with the review of limit values in waste for POPs listed in Annexes IV and V of Regulation (EU) 2019/1021”などを基に経済産業省作成

## 3-1-4. 運用通知の改訂

- 「化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（令和7年7月22日）」を踏まえ不純物の取扱いを明確化するため、また、化学物質の区分の仕方や用語の定義等を明確化するため、令和7年10月6日付けで運用通知の改正を行った。

### 主な改正事項

- ① 第一種特定化学物質に該当する化学物質が副生成物として微量に含まれる場合に限定して取扱いを規定していたが、不純物として微量含まれる場合に適用可能とした。 → ① 令和7年10月6日施行
  - ② 運用通知全体に関わる規定を集約した『1 共通事項』という見出しを新たに立てた。
  - ③ 無水和物と水和物の取扱い及び有機高分子化合物の用語の定義を明確化した。
  - ④ これまで新規化学物質として取り扱わないものとしていた化学物質を、既存化学物質等として取り扱うことに変更した。
  - ⑤ 既存化学物質等の定義を変更した。 → ⑤ 令和9年4月1日施行
- ②～④ 令和8年4月1日施行

## 3-1-5. 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

- 令和7年10月6日に化審法の運用通知を改正し、第一種特定化学物質に関する運用が適用可能な定義を、（副生成物を包含した）**“不純物”として含まれる場合とし、プラスチック再生材に不純物として第一種特定化学物質が含有する場合の扱いを明確化した。**
- 令和7年10月6日付で「不純物として第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」を改訂し、10月7日から新たな運用として、**国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示したものについては、基準値を設定し、BAT（Best Available Technology/ Techniques）の原則に基づき事業者による適切な管理を行うこととした。**

### 基準値の設定

HCB	{	:	200ppm	（テトラクロロ無水フタル酸（TCPA）に含有）
		:	10ppm	（TCPAを原料とした顔料または染料等に含有）
PCB	:		50ppm	
SCCP	:		10,000ppm	

- 今後もプラスチック再生材等に含まれる第一種特定化学物質について基準値を検討。

### BAT報告手続きの合理化

- 基準値設定された第一種特定化学物質のBAT報告手続きを合理化。
- プラスチック再生材は管理の難易度が相対的に高いことも鑑み、さらに報告手続きを合理化。

プラスチック再生材の円滑な利活用の促進



# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

### 3. 化審法の最近の動向について

3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

3-1-1 GビズIDへの移行

3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

3-1-4 運用通知の改訂

3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

3-2 スtockホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

3-3 有害性情報の報告について

3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

## 3-2. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）の動向

- 環境中での残留性、生物蓄積性、人や生物への毒性が高く、長距離移動性が懸念される残留性有機汚染物質（**POPs: Persistent Organic Pollutants**）の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、これらの物質を含む廃棄物等の適正処理等について規定（2004年5月発効）。
- POPs条約で廃絶、制限対象となった化学物質については、国内における検討を経て、化審法の第一種特定化学物質に指定。
- 条約の対象物質の追加等を踏まえ、条約の義務を履行するための**国内実施計画を2025年3月に改定**。
- 2025年4-5月にCOP12が開催。「**MCCP（中鎖塩素化パラフィン）**」、「**長鎖PFCA（長鎖ペルフルオロカルボン酸）とその塩及び長鎖PFCA関連物質**」及び「**クロルピリホス**」の3物質に関して、**条約附属書Aへの追加が決定**。



## 3-2. 第一種特定化学物質の新たな指定（POPs条約対応）

- ストックホルム条約第10回締約国会議（令和4年6月開催）及び第12回締約国会議（令和7年4～5月）において、「PFHxS関連物質」、「クロルピリホス」、「中鎖塩素化パラフィン」並びに「長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質」を新たに廃絶対象物質とすることを採択。
- これらについて、化審法の第一種特定化学物質への指定と、化審法に基づく措置に係る審議※を行った。

※薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会 化学物質審議会審査部会／安全対策部会 中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

### 化審法における措置

#### ① 第一種特定化学物質への指定

- ・ PFHxS関連物質
- ・ クロルピリホス
- ・ 中鎖塩素化パラフィン
- ・ 長鎖PFCAとその塩及び長鎖PFCA関連物質（長鎖PFCA等）

#### ③ PFHxS関連物質、長鎖PFCA等が使用されている場合に取り扱い等に係る基準に従わなければならない製品の指定

- ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤

#### ② 輸入を禁止する製品の指定

- ・ PFHxS関連物質 : 「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」、「金属の加工に使用するエッチング剤」など10製品
- ・ クロルピリホス : 「木材用の防虫剤」
- ・ 中鎖塩素化パラフィン : 「樹脂用の可塑剤」、「塗料」など6製品
- ・ 長鎖PFCA等 : 「業務用写真フィルム」、「潤滑油」、「消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤」など、10製品

## 3-2. 第一種特定化学物質の新たな指定（POPs条約対応）

- 下記の物質については、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）に基づき国際的に製造・使用を原則禁止（廃絶）とすることが決定したことを受け、化審法施行令（政令）を改正し、これらの化学物質を化審法の第一種特定化学物質に指定するための対応を実施。

### 政令改正スケジュール

#### ①PFHxS関連物質に関するスケジュール

令和7年4月18日	3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る再審議
令和7年7月22日	3省合同会合における輸入禁止製品等の指定に係る再審議
令和7年9月	化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント（9/16開始）、TBT通報（9/17開始）
令和8年以降	改正政令公布 3省合同会合におけるPFHxS関連物質の指定に係る審議、PFHxS関連物質の指定に係る省令の公布 改正政令、PFHxS関連物質の指定に係る省令の施行

#### ②クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖PFCA等に関するスケジュール

令和7年6月20日	3省合同会合における第一種特定化学物質の指定に係る審議
令和7年9月19日	3省合同会合における輸入禁止製品等に係る審議
令和7年10月3日	措置内容に関するパブリックコメント
令和7年12月以降	TBT通報、化審法施行令の一部を改正する政令案に関するパブリックコメント
令和8年以降	改正政令公布 3省合同会合における長鎖PFCA関連物質の指定に係る審議、長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の公布 改正政令、長鎖PFCA関連物質の指定に係る省令の施行



# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

### 3. 化審法の最近の動向について

3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

3-1-1 GビズIDへの移行

3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

3-1-4 運用通知の改訂

3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

3-2 スtockホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

3-3 有害性情報の報告について

3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

# 3-3. 有害性情報の報告について



## 有害性情報報告の概要

平成16年4月より開始された制度。(法第41条)

国における化学物質の審査や点検に活用できるよう、**化学物質の製造又は輸入を行っている事業者**は、その**製造又は輸入した化学物質**に関し、難分解性、高蓄積性、人や動植物に対する毒性など、**一定の有害性を示す知見**を新たに入手した場合には、**当該知見を得た日から60日以内に国への報告義務がある。**

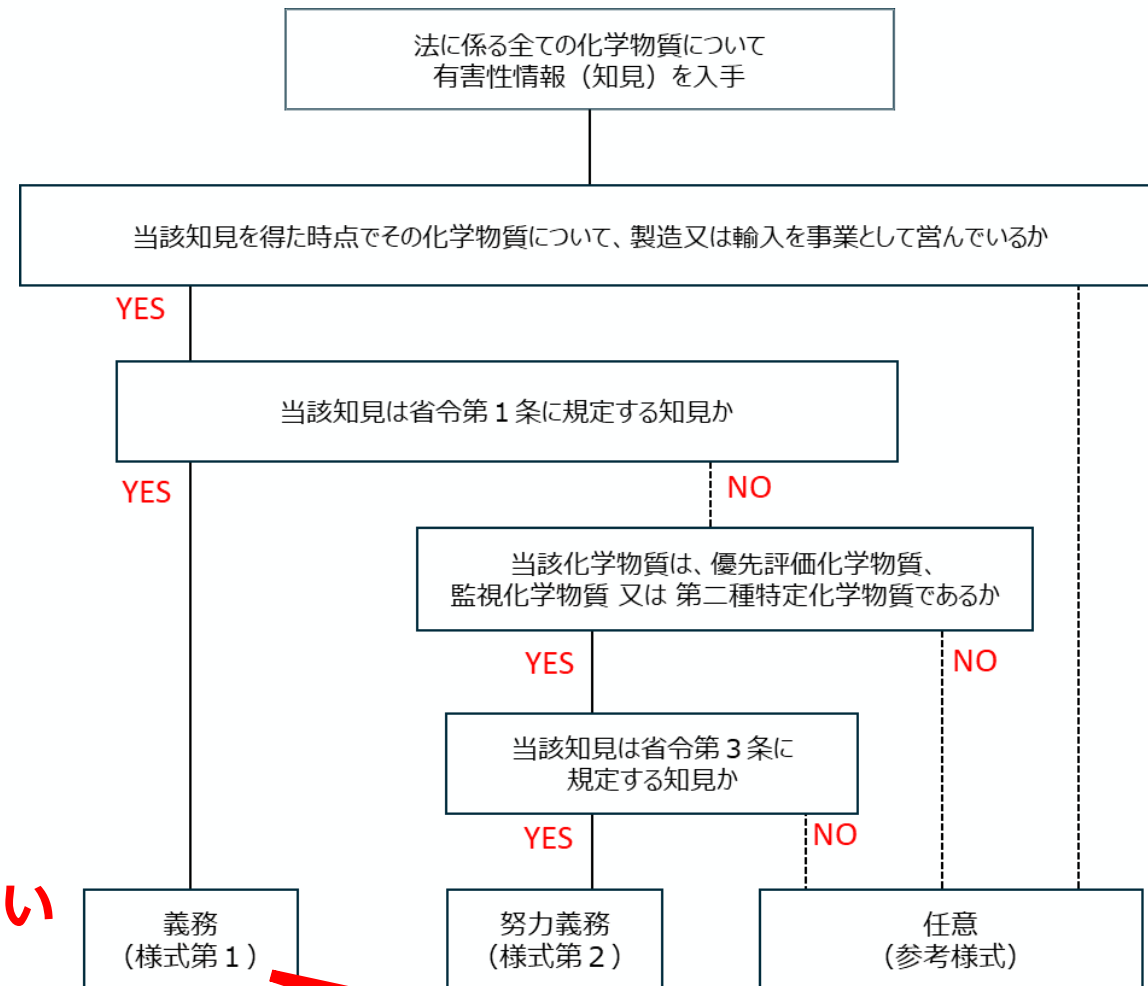
(ただし、公知になっている情報については報告義務の対象から除外。)

## 有害性情報報告の対象物質

○第一種特定化学物質以外の「全ての化学物質」が対象です。  
(中間物を除く新規化学物質も含まれます)

**！ 制度の詳細や報告要領などは以下HPをご確認ください**  
**有害性情報の報告義務について (METI/経済産業省)**  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/todoke/harmful\\_index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/todoke/harmful_index.html)

## 有害性情報報告のフロー



義務の場合、知見を得た日から**60日以内**に提出が必要

# 1. 我が国の化学物質規制の全体像

## 2. 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）の概要

### 3. 化審法の最近の動向について

#### 3-1 産業構造審議会 制度構築ワーキンググループでの議論と対応について

##### 3-1-1 GビズIDへの移行

##### 3-1-2 審査特例制度の合理化等（新規化学物質審査の今後の取組）

##### 3-1-3 循環経済における化学物質管理の課題

##### 3-1-4 運用通知の改訂

##### 3-1-5 不純物として含まれる第一種特定化学物質の取扱いについて

#### 3-2 スtockホルム条約（POPs条約）の動向とそれを踏まえた対応について

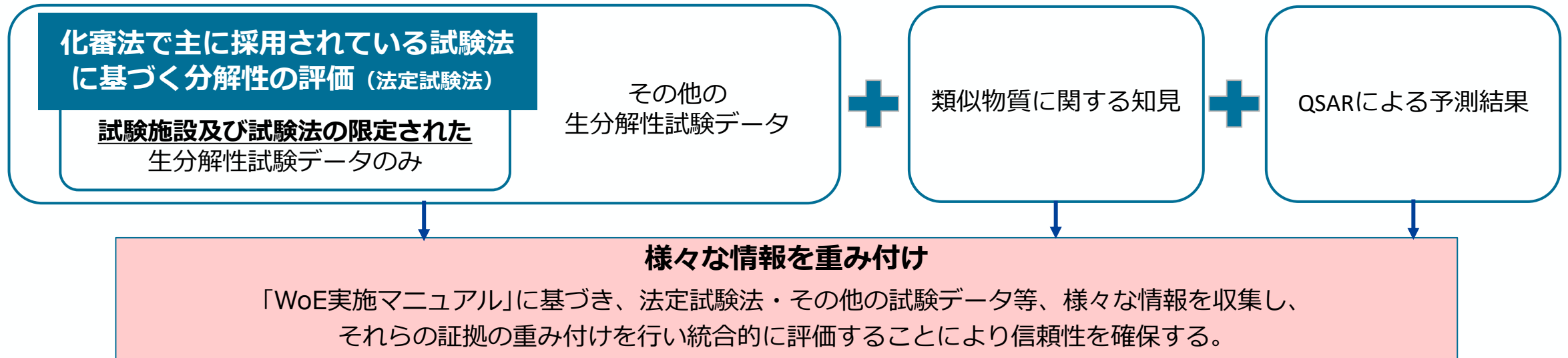
#### 3-3 有害性情報の報告について

#### 3-4 リスク評価に用いる生分解性評価のためのウェイト オブ エビデンス (WoE)の導入

# 3-4. リスク評価に用いる生分解性評価のための ウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入

- スクリーニング評価・リスク評価に用いる生分解性評価のためのWoEを導入（令和7年1月）。
- これは化審法で主に採用されている試験法に基づく試験結果だけでなく、情報収集で得られた分解性に関する多様な情報（試験法及び試験施設による限定なし。QSARによる予測結果を含む。）も活用すべく、それらの**品質評価**を行った上で**情報を統合し、総合的な分解性評価**を実施するという考え方。今後も本評価手法に基づく分解性評価を実施していく。

## スクリーニング評価・リスク評価のためのWoEを用いた分解性の評価



# 3-4. リスク評価に用いる生分解性評価のための ウェイト オブ エビデンス(WoE)の導入

- 事業者の保有する情報も活用しながら「スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence」を実施すべく、実施マニュアルやそれに基づいてこれまで行った評価結果及び今後事業者から積極的に情報提供いただきたい物質リストを掲載している。

スクリーニング評価・リスク評価における生分解性評価のための Weight of Evidence の実施について (METI/経済産業省)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/kasinhou/information/woe\\_biodegradation.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/information/woe_biodegradation.html)

## 積極的に情報提供いただきたい物質リスト

優先評価化学物質

通し番号	物質名称
133	(E)-4-(2,6,6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン
138	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-ホルホルノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート] (別名フルオレスセント-260)
151	アリル=ヘプタノアート
153	N-[3-(ジメチルアミノ)プロピル]ステアルアミド
179	カリウム=ジエチルジチオカルバマート
185	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート
187	4,6,6,7,8,8-ヘキサメチル-1,3,4,6,7,8-ヘキサヒドロシクロペンタ[g]イソクロメン
196	アリル=ヘキサノアート
205	オキサシクロヘキサデカン-2-オン
206	1,4-ジオキサシクロヘプタデカン-5,17-ジオン
207	3-(1,3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール
208	5-ヘプチルオキソラン-2-オン

優先評価化学物質の指定取消しを行った物質

指定時の通し番号	指定時の物質名称
99	N,N-ジメチルプロパン-1,3-ジイルジアミン
129	1,3-ジイソシアナト(メチル)ベンゼン
194	1,1,1,3,3,3-ヘキサメチルジシロキサン

ご清聴ありがとうございました。

# 化管法に関する最近の取組

2025年11月25日

経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課 化学物質リスク評価室

1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法）の概要	-----	03
2. 最近の取組	-----	26
3. 国際的な動向	-----	38

# 1. 化学物質排出把握管理促進法（化管法） の概要

# 日本の化学物質管理制度について

- 日本の化学物質管理法令は、有害性・ばく露経路等に応じて策定されている。

有害性		暴露		環境経由		軍縮・危機管理
		労働環境	消費者	排出・ストック汚染	廃棄	
人の健康への影響	急性毒性 短期間の影響で死に直結する毒性	毒劇法	・毒物（青酸カリ等）、劇物（硫酸等）など			化兵法
	長期毒性 人の健康等を「じわじわ」と蝕む毒性	労働安全衛生法 農薬取締法	農薬取締法 食品衛生法 医薬品医療機器法 家庭用品品質表示法 家庭用品規制法 建築基準法	農薬取締法 化審法 化管法	大気汚染防止法 水質汚濁防止法 土壌汚染対策法	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去化学兵器製造に用いられたもの等が対象</li> <li>サリンやVXガスなど</li> </ul>
生活環境への影響（動植物を含む）					水銀汚染防止法	
オゾン層破壊性			<ul style="list-style-type: none"> <li>環境経由で、人健康や生態影響を及ぼす化学物質が対象（PCB等）</li> <li>事前審査+リスク評価</li> </ul>	オゾン層保護法		<ul style="list-style-type: none"> <li>PRTR、SDS（情報の開示・共有）</li> <li>企業の自主的管理促進</li> </ul>
温室効果抑制					フロン排出抑制法	

※経産省所管は緑色の6つの法令

# 化管法の概要

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律

- 事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とする。
- 事業者は国が定める化学物質管理指針に留意した化学物質管理を実施するとともに、進捗状況等の情報提供を行う等国民の理解を図るよう努めなければならない。

## PRTR制度 (Pollutant Release and Transfer Register)



- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告することを義務づける制度。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

### <対象化学物質>

第一種指定化学物質(515物質)

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

### <対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

## SDS制度 (Safety Data Sheet)



- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報といった、化学物質の適正管理に必要な情報提供を事業者に義務づける制度。

### <対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）

※2023年4月改正政令施行により対象化学物質が第一種462物質、第二種100物質から変更。

### <対象事業者>

- 対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者

# 化管法関係政省令

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（施行令/政令）

- ・PRTR制度・SDS制度における指定化学物質（第1条、第2条）
  - ・PRTR制度の対象業種（第3条）
  - ・事業者の要件（第4条）
  - ・対象製品の要件（第5条、第6条）
- 等を規定

## 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（施行規則）

- ・第一種指定化学物質の排出量・移動量の算出方法、把握内容（第2条、第3条、特別要件施設の規定等：第4条）
  - ・届出に関する内容（届出の方法、届出の事項、届出様式等：第5条、第6条）
  - ・対応化学物質分類名への変更請求等（指定化学物質の使用その他の取扱いに関する情報が秘密情報である場合：第7条、第8条）
- 等を規定

## 指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供の方法等を定める省令（化管法SDS省令）

- ・指定化学物質等の情報提供方法（第2条）
  - ・提供しなければならない情報（第3条）
  - ・提供しなければならない情報の記載方法（第4条）
  - ・ラベル表示（第5条）
- 等を規定

## 第一種指定化学物質の排出量等の届出事項の集計の方法等を定める省令（集計省令）

- ・届出事項の集計の方法（第4条）
- 等を規定

# 化管法の対象物質

## 第一種指定化学物質：515物質（PRTR制度、SDS制度）

特定第一種指定化学物質※：23物質

※第一種指定化学物質のうち、発がん性、変異原性、生殖毒性について高い有害性が認められる物質、一定以上の生態毒性を有する物質で難分解性かつ高蓄積性を有する物質。

## 第二種指定化学物質：134物質（SDS制度）

⇒ 有害性（ハザード）とばく露可能性に着目して選定

### 有害性（ハザード）

- ・発がん性
- ・変異原性
- ・経口慢性毒性
- ・吸入慢性毒性
- ・作業環境毒性
- ・生殖発生毒性
- ・感作性
- ・生態毒性
- ・オゾン層破壊物質

### ばく露可能性

#### 第一種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の複数地域で検出
- 年間排出量10トン以上、移動量100トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値10トン以上（PRTRデータなし、化審法用途のみ）
- 製造・輸入量100トン（農薬10トン）以上（〃、化審法用途以外）
- 環境保全施策上必要な物質※

#### 第二種指定化学物質

- 過去10年に、環境モニタリング（「黒本」）の1地域で検出
- 年間排出量1トン以上、移動量10トン以上（PRTRデータあり）
- 年間排出量推計値、製造・輸入量1トン以上（PRTRデータなし）

※ばく露性の基準を考慮せず、有害性基準に該当し自主管理が必要な物質

# 対象化学物質の確認方法

- 対象化学物質のリストは、経産省及びNITEのHPからダウンロード可能。

## 【管理番号リスト（新旧対照表）】

全化学物質の管理番号、新旧政令番号、変遷について確認可能。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/seirei4.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/seirei4.html)

## 【指定化学物質リスト（種別、政令番号順）】

(第一種指定化学物質) [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015class1.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class1.pdf)

(第二種指定化学物質) [https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/pdf/211015class2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/pdf/211015class2.pdf)

## 【CAS登録番号】

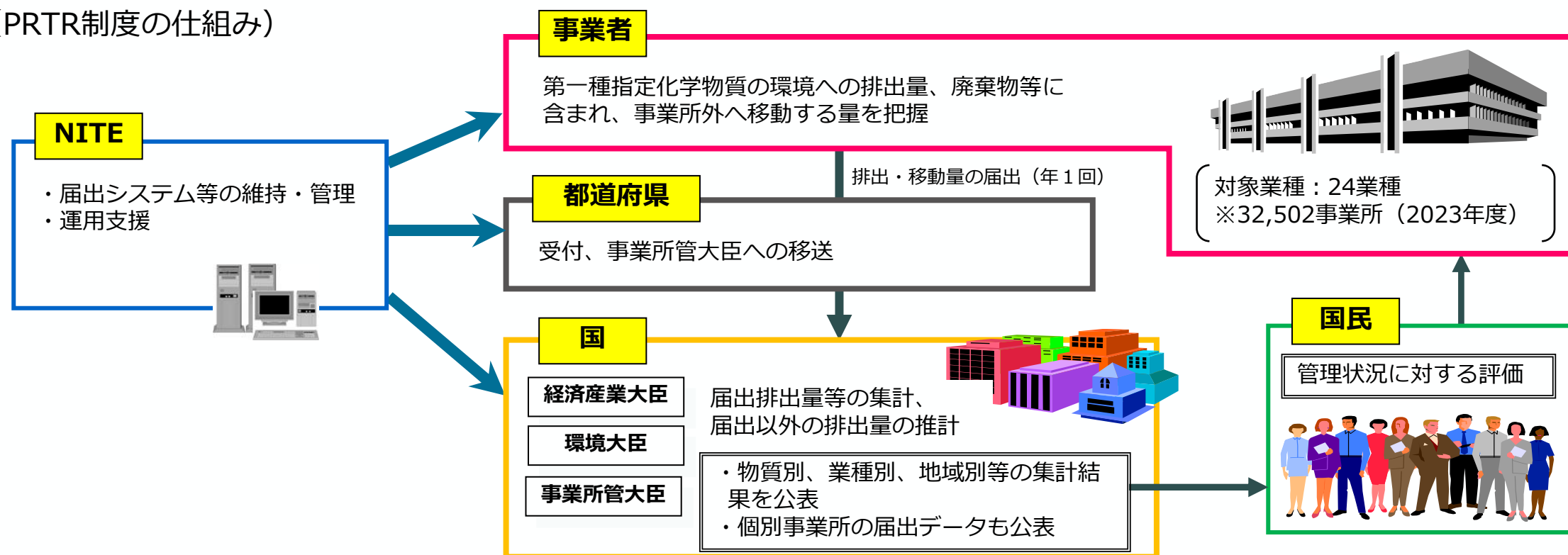
NITE-CHRIPにて、確認済みのCAS登録番号について確認可能。 <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/msds/msmate.html>

(一部抜粋)	管理番号 *1	CAS登録番号 *2	2021(R3)改正 物質名*3	2021(R3)改正 別名*4	2021(R3)改正 政令番号*5	2021(R3)改正 種別*6	【名称変更】 *7	【種別変更】*8	【追加】 *9
	1		亜鉛の水溶性化合物		1-001	第一種			
	2	79-06-1	アクリルアミド		1-003	第一種			
	3	140-88-5	アクリル酸エチル		1-004	第一種			
	4		アクリル酸及びその水溶性塩		1-006	第一種			
	5	2439-35-2	アクリル酸 2 - (ジメチルアミノ) エチル		1-007	第一種			
	6	818-61-1	アクリル酸 2 - ヒドロキシエチル		2-001	第二種		○	
	7	141-32-2	アクリル酸ブチル		1-009	第一種	○		

# PRTR制度

- 化学物質排出移動量届出制度（Pollutant Release and Transfer Register）
- 対象事業者は、事業活動に伴う環境中への化学物質の排出量等を年度ごとに把握し、都道府県知事を経由して国へ届出、国は届け出されたデータを集計し公表。

（PRTR制度の仕組み）



# PRTR制度の対象物質・対象事業者

## PRTR制度の対象物質 (法第2条、施行令第1条)

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質

## PRTR制度の対象製品 (法第2条、施行令第5条)

第一種指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

例外的に把握をしなくてもよい製品とは



対象化学物質の含有率が少ないもの  
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品



固形物(粉状や粒状のものを除く)  
金属板や管等



密封された状態で使用する製品  
乾電池等



一般消費者用の製品  
家庭用洗剤、殺虫剤等

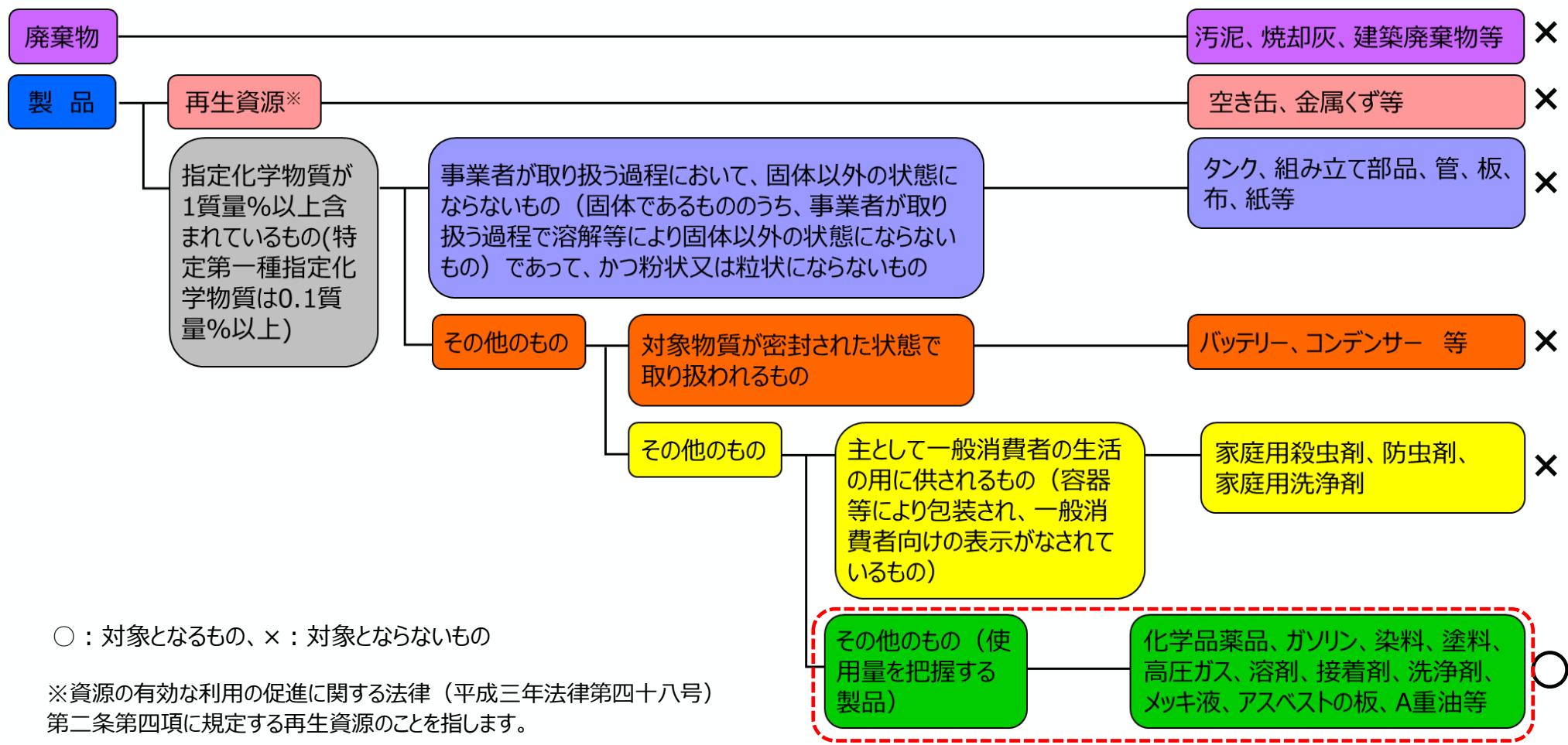


再生資源  
金属くず、空き缶等

## PRTR制度の対象事業者 (法第2条、施行令第3、4条)

事業者単位	対象業種	対象業種として政令で指定している24種類の業種に属する事業を営んでいる事業者
	事業者規模	本社及び全国の支社、出張所等を含め、全事業所を合算した従業員数が21人以上の事業者 ※いわゆる嘱託、パート、アルバイトが含まれる場合もある。
事業所単位	年間取扱量 (年間製造量 + 年間使用量)	いずれかの第一種指定化学物質の年間取扱量が1トン以上（特定第一種指定化学物質は0.5トン以上）の事業所を有する事業者等、又は他法令で定める特定の施設（特別要件施設※）を設置している事業者  ※鉱山保安法上の関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設／産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

# (参考) 取扱量 (使用量) の把握対象となるもの

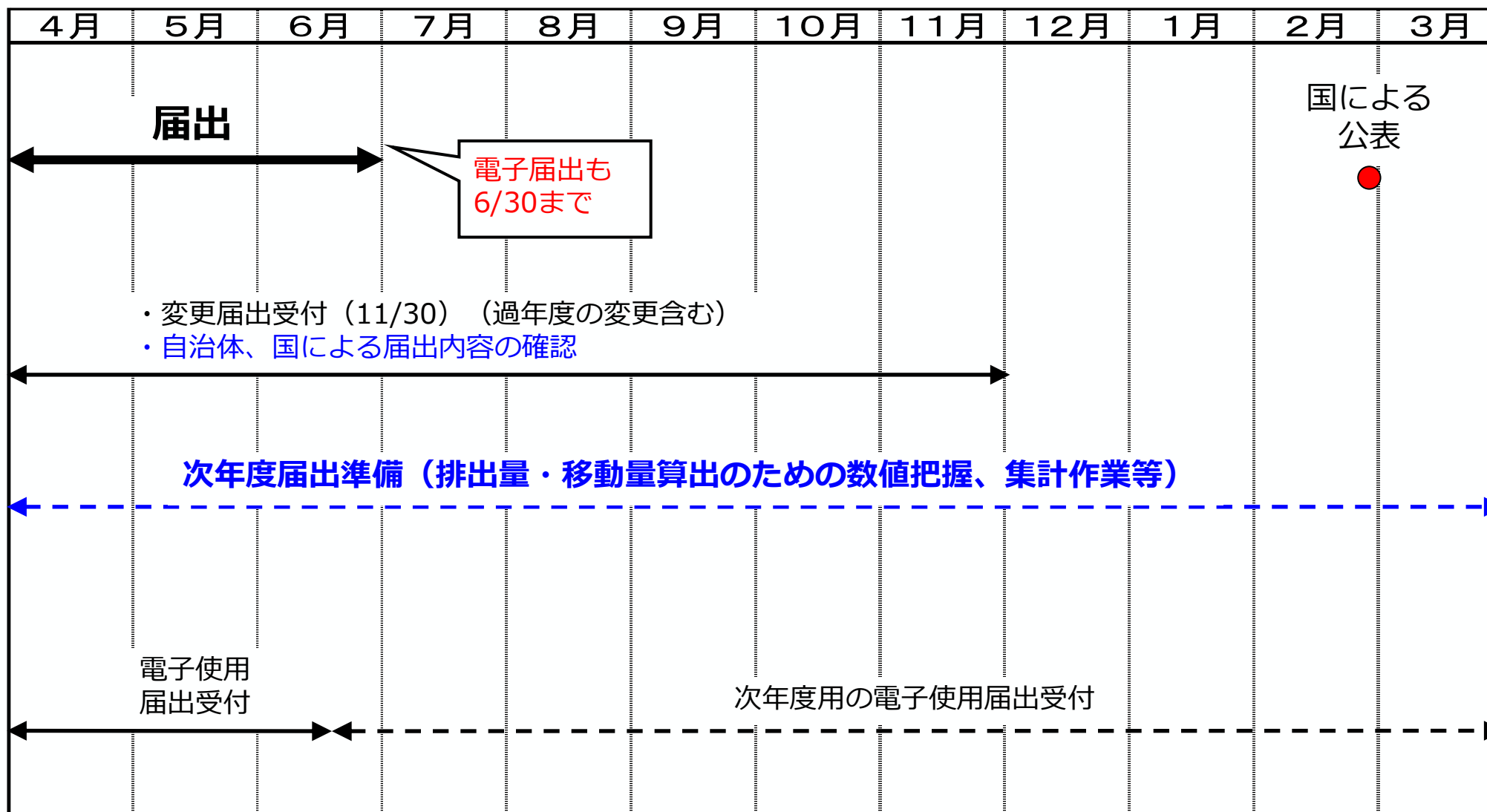


# (参考) PRTR届出対象業種一覧

1	金属鉱業	4	電気業	20	一般廃棄物処理業 (ごみ処分業に限る。)	
2	原油及び天然ガス鉱業	5	ガス業			
3	製造業	6	熱供給業	21	産業廃棄物処分業 (特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	
	a	食料品製造業	7			下水道業
	b	飲料・たばこ・飼料製造業	8	鉄道業	22	医療業
	c	繊維工業	9	倉庫業(農作物を保管する場合又は貯蔵タンクにより気体又は液体を貯蔵する場合に限る。)		
	d	衣服・その他の繊維製品製造業				
	e	木材・木製品製造業				
	f	家具・装備品製造業	10	石油卸売業	23	高等教育機関 (付属施設を含み、人文科学のみに係るものを除く。)
	g	パルプ・紙・紙加工品製造業	11	鉄スクラップ卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を回収し、又は自動車の車体に装着された自動車用エアコンディショナーを取り外すものに限る。)		
	h	出版・印刷・同関連産業				
	i	化学工業				
	j	石油製品・石炭製品製造業				
	k	プラスチック製品製造業	12	自動車卸売業 (自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。)	24	自然科学研究所
	l	ゴム製品製造業				
	m	なめし革・同製品・毛皮製造業				
	n	窯業・土石製品製造業				
	o	鉄鋼業	13	燃料小売業		
	p	非鉄金属製造業	14	洗濯業		
	q	金属製品製造業	15	写真業		
	r	一般機械器具製造業	16	自動車整備業		
s	電気機械器具製造業	17	機械修理業			
t	輸送用機械器具製造業	18	商品検査業			
u	精密機械器具製造業	19	計量証明業 (一般計量証明業を除く。)			
v	武器製造業					
w	その他の製造業					

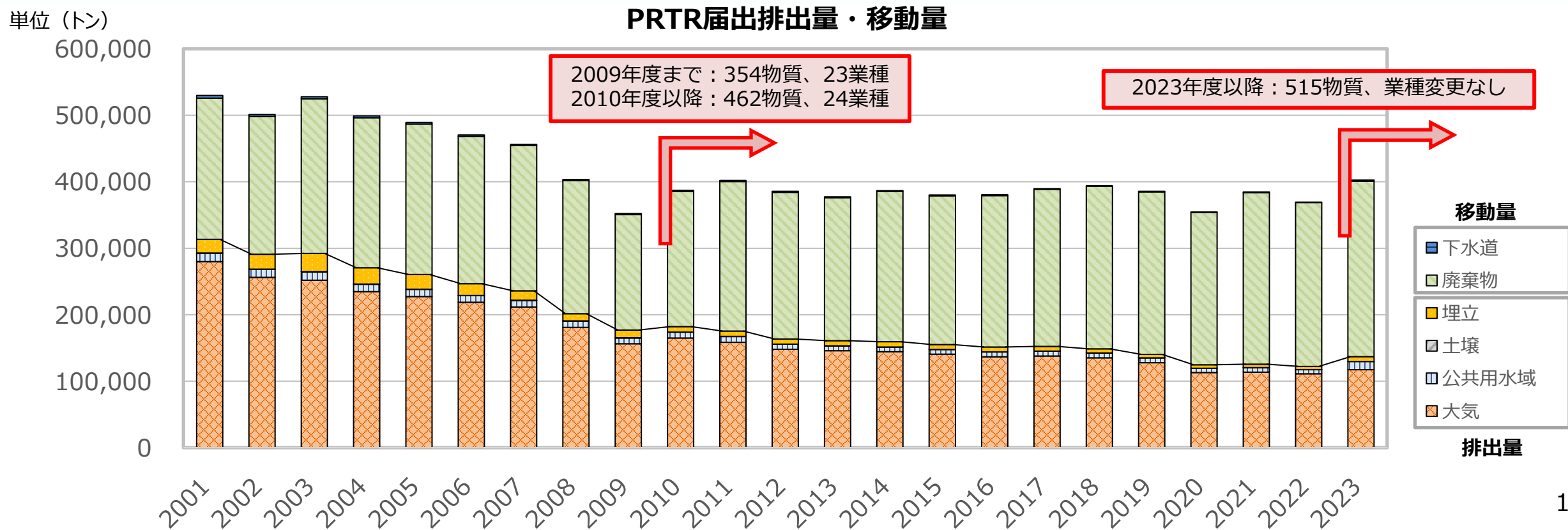
※第一種指定化学物質を環境中に排出すると見込まれる業種を、届出義務による事業者の負担も勘案し、決定。

# PRTR届出年間スケジュール



# PRTR届出排出量・移動量の公表

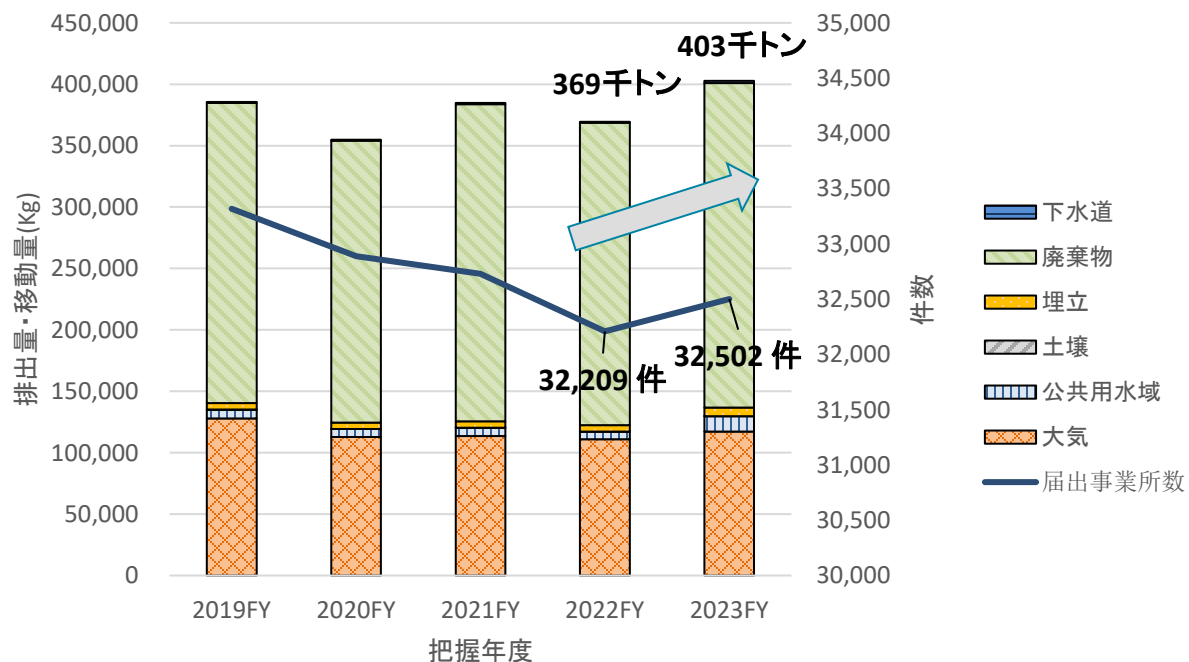
- 2023年度のPRTR届出排出量・移動量の概要は以下の通り。
- **排出量・移動量は、403千トン。**
  - 排出量 137千トン    – 移動量 266千トン
- 当該年度の届出外排出量（対象外事業者、家庭、移動体）は、202千トンと推計。



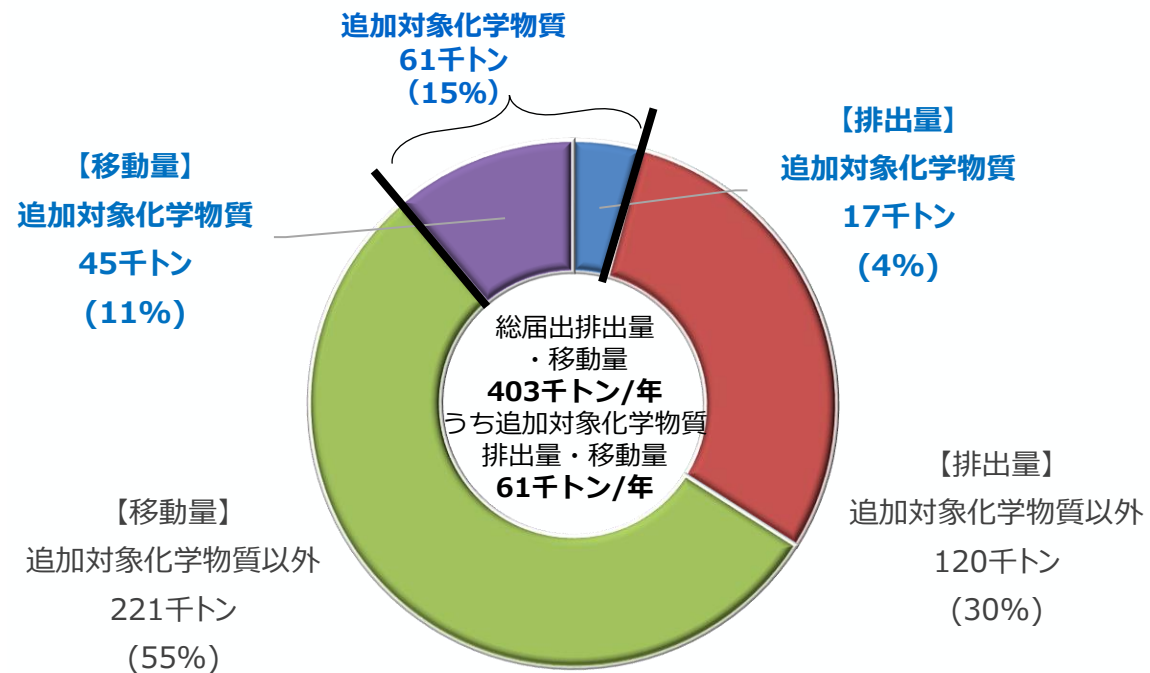
# PRTR届出状況の比較と傾向①

- 届出件数は、2019年度以降減少傾向にあったが、**2023年度は微増し32,502事業所**。
- 2023年度から新たに追加された第一種指定化学物質（以下「追加対象化学物質」）196物質の内、**2023年度は186物質の届出**があった。
- **追加対象化学物質の届出排出量・移動量は、61千トン**（総届出排出量・移動量の15%）。

過去5年間の届出件数及び排出量・移動量の経年変化



総届出排出量・移動量に占める追加対象化学物質



# PRTR届出状況の比較と傾向②

- 排出量・移動量上位10物質のうち、追加対象化学物質は、炭化けい素（管理番号667）であり、総届出排出量・移動量に占める割合として6番目に多い。
- 届出上位10業種は変更はないが、金属製品製造業と電気機械器具製造業で順位の変更があった。

## 総届出排出量・移動量の上位10物質

### 2022FY

管理番号	物質名	排出量・移動量割合 (%)
300	トルエン	22.6
412	マンガン及びその化合物	18.9
80	キシレン	7.4
87	クロム及び三価クロム化合物	6.5
53	エチルベンゼン	5.0
186	塩化メチレン	4.2
392	ノルマル-ヘキサン	3.6
232	N, N-ジメチルホルムアミド	2.6
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.0
71	塩化第二鉄 (2023FYより対象外)	1.8
上位10物質の合計		74.5

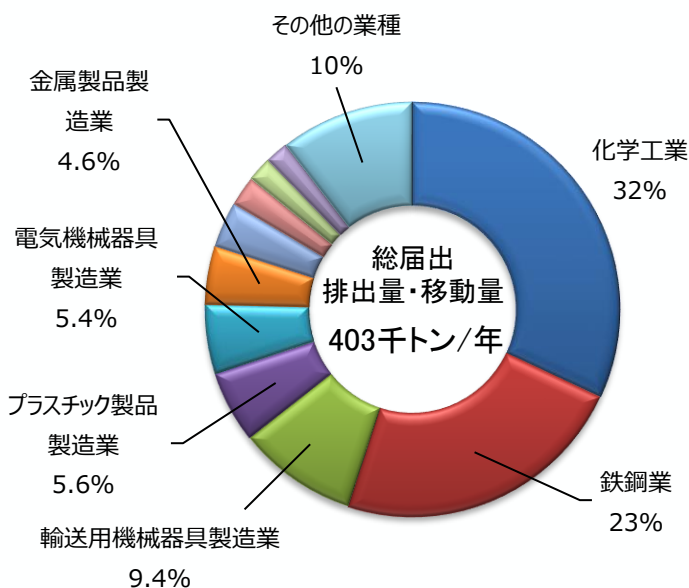
### 2023FY

管理番号	物質名	排出量・移動量割合 (%)
300	トルエン	19.6
412	マンガン及びその化合物	17.4
80	キシレン	6.1
87	クロム及び三価クロム化合物	5.5
53	エチルベンゼン	4.6
667	炭化けい素 (新規対象物質)	3.9
186	塩化メチレン	3.5
392	ヘキサン	3.2
232	N, N-ジメチルホルムアミド	2.1
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.0
上位10物質の合計		67.9

## 追加対象化学物質の上位10物質

管理番号	物質名	排出量・移動量割合 (%)
667	炭化けい素	3.9
746	N-メチル-2-ピロリドン	1.8
674	テトラヒドロフラン	1.5
737	メチルイソブチルケトン	1.5
731	ヘプタン	1.5
598	塩素酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩	1.2
594	ブチルセロソルブ	0.7
629	シクロヘキサン	0.6
627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	0.5
677	テトラメチルアンモニウム=ヒドロキシド	0.4
上位10物質の合計		14

## 2023FY届出排出量・移動量上位業種



# 化学物質の排出状況等の情報提供- 1

- 「PRTRけんさくくん」(PRTRデータ分析システム)をインターネットで公開。  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/6a.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/6a.html)
- 個別事業所毎の事業所名、住所、業種、届出物質、排出・移動量等の表示、物質や地域ごとの集計や年度ごとの経年比較を行うことができる。

## <事業所データ>

PRTRけんさくくん  
 ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 検索(S) 集計・比較(T) ヘルプ(H)

ファイル取込 | ファイル出力 | 検索・抽出 | 印刷プレビュー | 排出量集計 | 比較 | 表示切替

整理番号	届出先大臣	届出先	事業者名称	事業所名称	郵便番号	事業所所在地	届出物質数	従業員数	主たる業種
E2301000-00001-00	経済産業大臣	北海道知事	〇〇株式会社	▲▲事業所	XXXX	△△	1	6	2100 石油...
E2301000-00002-00	厚生労働大臣	北海道知事	株式会社●●	□□プラント	XXXX	■	1	67	7210 洗濯業
E2301000-00003-00	経済産業大臣	北海道知事	：	：	：	：	8	5	5930 燃料...
E2301000-00004-00	経済産業大臣	北海道知事	：	：	：	：	5	3	5930 燃料...
E2301000-00005-00	経済産業大臣	北海道知事	：	：	：	：	6	7	5930 燃料...

届出データ公表後、けんさくくんからExcelでの出力が可能となります！

## <データ集計機能>

経年比較

全国(全データ) 排出先別 排出量 経年比較

戻る | 印刷 | ファイル出力

比較結果一覧表 (グラフ) 並び替えボタン (各列の△ボタンをクリックすると並び替えを行います。)

排出量

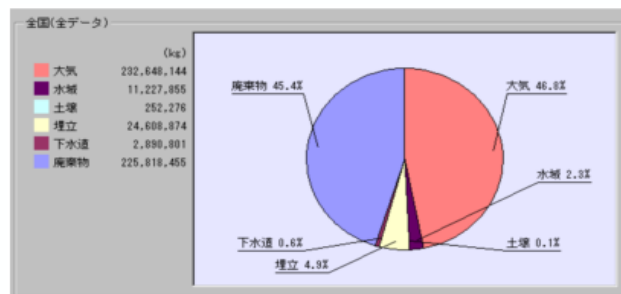
第一種指定化学物質

△ 大気 ▽ 水質 ▽ 土壌 ▽ 埋立 ▽ 下水道 ▽ 廃棄物

※第一種指定化学物質は、対象第一種指定化学物質の番号は、2019年度まで及び2018年度以降2022年度まで及び2023年度以降

	2022年度						排出量		移動量	
	大気	水質	土壌	埋立	下水道	廃棄物	大気	水質		
1( 1) 亜鉛の水溶性化	3,300	590,592	0	0	16	14,895	2,390,381	10,182	79,448	
2( 2) アクリルアミド	327	7	0	0	0	18	3,887	325	21	
3( 3) アクリル酸エチ	10,338	295	4	0	0	185	88,281	8,727	784	
4( 4) アクリル酸及び	30,376	895	0	0	0	3,481	518,500	22,420	91	
5( 5) アクリル酸ア	3	0	0	0	0	0	0	0	0	

## <グラフ表示>



透明性の高い情報の公開は、地域住民の理解の増進にも寄与

# 化学物質の排出状況等の情報提供- 2

- PRTR制度に基づき届出・推計されたデータ（事業所データ、排出量データ、推計濃度データ※）については、NITEウェブサイト※※上で公開。

※AIST-ADMERを用いて大気中推定濃度を計算

※※ <https://www.nite.go.jp/chem/prtr/mapdata/index.html>

- ダウンロードデータは地図情報システム（GIS）ソフトにより、独自にデータの表示、解析、加工が可能。

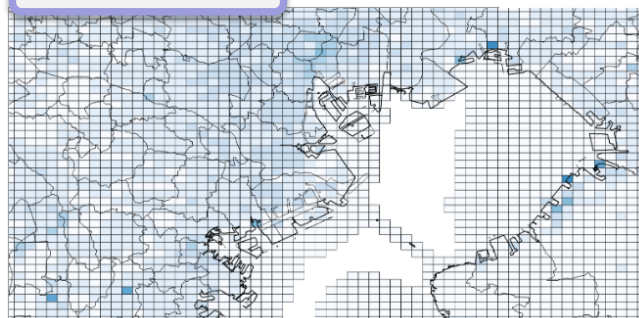
事業所データの利用例

（出典）NITEウェブサイト



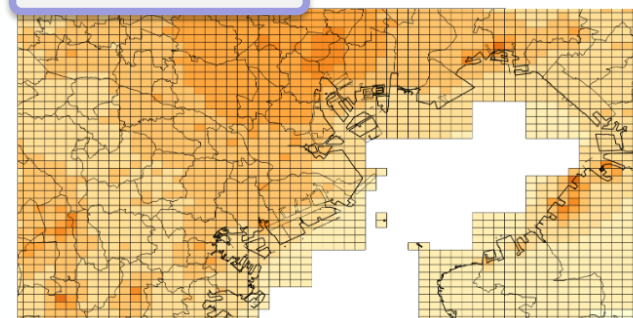
排出量データの利用例

（出典）NITEウェブサイト



推計濃度データの利用例

（出典）NITEウェブサイト



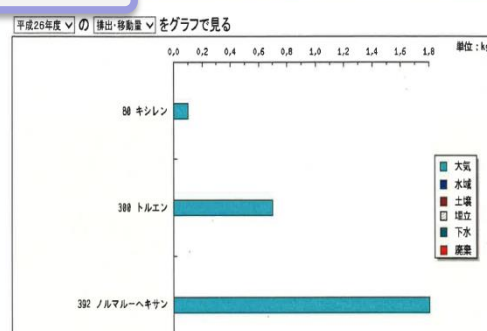
事業所マップ

（出典）環境省：PRTRインフォメーション広場



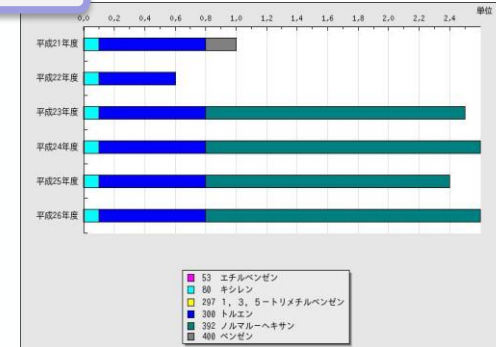
排出量・移動量

（出典）環境省：PRTRインフォメーション広場



経年変化

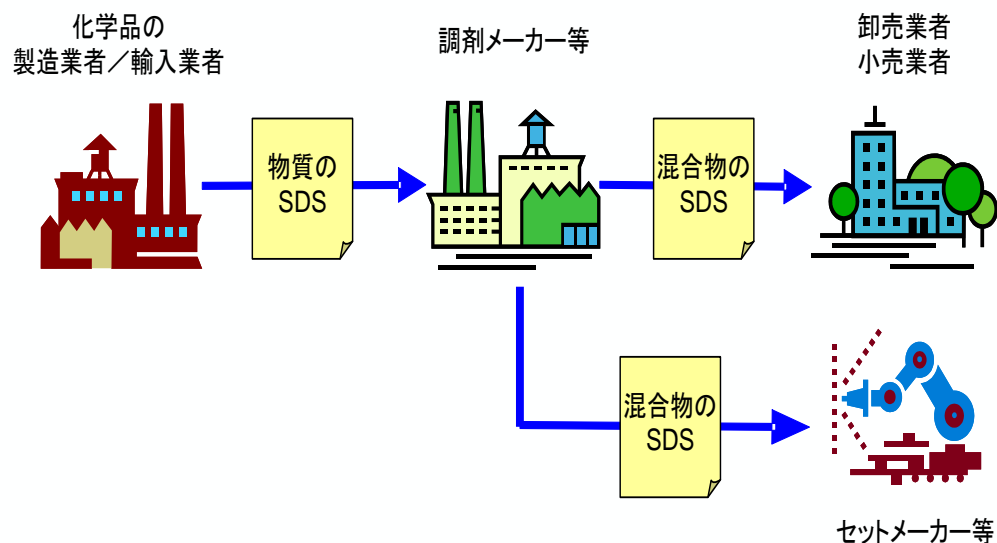
（出典）環境省：PRTRインフォメーション広場



# SDS制度とは

- **SDSとは**、化学品の安全な取り扱いを確保するために、**化学品の危険有害性等に関する情報を記載した文書**（Safety Data Sheet：安全データシート）。
- 事業者間で化学品を取引する時まで提供し、化学品の危険有害性や適切な取り扱い方法に関する情報等を、**供給者側から受け取り側の事業者**に伝達するための仕組み。
- SDSは、これらの化学品を使用して作業をする労働者等にとって、取り扱い時等において、非常に**有益な情報伝達ツール**となる。
- 国内では**化管法**の他、**安衛法**、**毒劇法**でSDS制度が導入されている。

## SDSの提供フロー



## SDSの記載項目



- |                |               |
|----------------|---------------|
| 1. 化学品及び会社情報   | 9. 物理的及び化学的性質 |
| 2. 危険有害性の要約    | 10. 安定性及び反応性  |
| 3. 組成及び成分情報    | 11. 有害性情報     |
| 4. 応急措置        | 12. 環境影響情報    |
| 5. 火災時の措置      | 13. 廃棄上の注意    |
| 6. 漏出時の措置      | 14. 輸送上の注意    |
| 7. 取扱い及び保管上の注意 | 15. 適用法令      |
| 8. ばく露防止及び保護措置 | 16. その他の情報    |

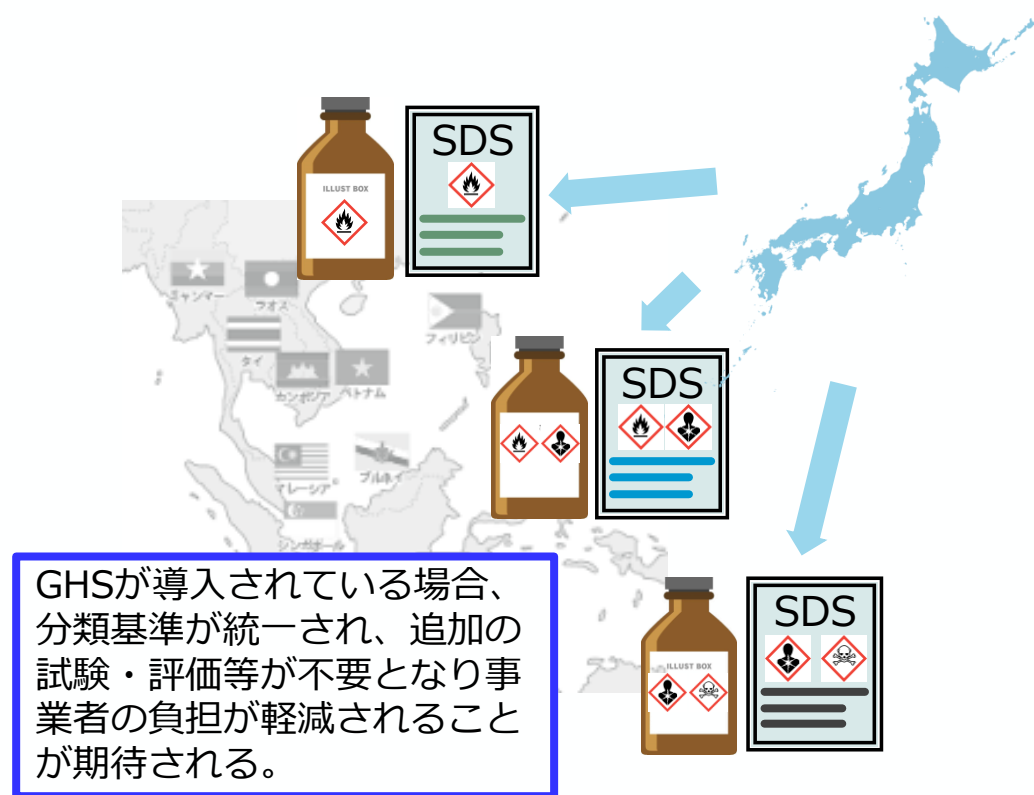
# SDSとGHS ※の関係 (※化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)

- GHSとは、国連GHS文書により国際的に推奨されている化学品の危険有害性の分類基準・情報伝達方法。
- SDSに記載する16項目の情報やラベルの絵表示等はGHSに基づいて作成される。

## GHSによる分類基準・情報伝達

分類	以下の危険有害性（ハザード）の分類基準
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●物理化学的危険性（爆発物、可燃性等 17項目）</li> <li>●健康に対する有害性（急性毒性、眼刺激性、発がん性等 10項目）</li> <li>●環境に対する有害性（水生環境有害性等 2項目）</li> </ul>

情報伝達	ラベル	SDS（安全データシート）
	 <p>ラベルにより、化学品の危険有害性情報や適切な取扱い方法を伝達</p>	 <p>事業者間の取引時にSDSを提供し、化学品の危険有害性や適切な取扱い方法を伝達</p>



# SDS制度の対象物質、提供方法等

- 指定化学物質及び指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。
- 昨今のデジタル化の進展を踏まえ、SDS省令を改正し、電子的な提供方法を柔軟化。

## 対象物質

区分	物質数
第一種指定化学物質	515物質
第二種指定化学物質	134物質
合計	649物質

## 提供方法



文書の交付



光ディスク等の交付



FAXの送信



電子メールの送信、インターネット掲載

令和4年度から提供方法が柔軟化

**相手方が容易に閲覧できる方法を追加**

## SDS制度における「製品」とは

指定化学物質（第一種、第二種）を1質量%以上（特定第一種指定化学物質は0.1質量%以上）含み、以下のいずれにも該当しない製品

**例外的にSDSを提供しなくてもよい製品とは**

対象化学物質の含有率が少ないもの  
対象化学物質の含有量が1%未満の製品(特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満)の製品

固形物(粉状や粒状のものを除く)  
金属板や管等

密封された状態で使用する製品  
乾電池等

一般消費者用の製品  
家庭用洗剤、殺虫剤等

再生資源  
金属くず、空き缶等

※対象外製品は、PRTR制度と同じ

- 指定化学物質、それを含有する製品を国内の他の事業者へ譲渡、提供する時まで提供。
- 提供したSDSの内容に変更の必要が生じた場合、速やかに、変更後の内容を含むSDSの提供に努める。
- 製品中の対象化学物質成分及び含有率といった機密情報は、別添として提供することも可能。



# ラベル/SDS作成支援 NITE-Gmiccs ※

※GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム（次スライド参照）  
（GHS Mixture Classification and Label/SDS Creation System）

- 政府の危険有害性の分類結果は、単一物質（純物質）のみ対象であり、混合物（製品）については混合物としてのGHS分類作業が必要。
- 混合物のGHS分類は事業者自ら行う必要があり、専門的な知識が必要で、複雑な計算が必要となる場合がある。

世の中に流通する化学品の多くは混合物（製品）



塗料、顔料、染料、香料、薬剤、洗剤など・・・

混合物の分類にはこれらの作業が発生・・・

専門知識を有する  
人員の確保

個々の成分（単一物質等）  
のGHS分類結果の収集

最新情報の調査

JISやガイダンスを  
確認しながら分類

分類結果やそれに伴う注意  
書き等をJISに従い表記

混合物1つにつき30項目  
の危険有害性を分類

# NITE-Gmiccsの概要

- NITE-Gmiccsは**混合物のGHS分類（化学品の危険有害性判定）のうち、計算等が必要な項目について自動的に分類の実施が**でき、**利用者の利便性に寄与**。Webブラウザからいつでもどこでも利用できる無料のシステム。
- 令和7年度においては、JIS改正（令和7年度中に公表予定）を踏まえ、SDSの様式、分類基準、分類方法について改修を行う予定。

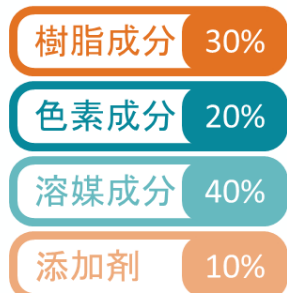
## 特徴

- ・インストール**不要**
- ・アップデート**不要**
- ・PC移行作業**不要**



### 混合物（製品）

#### 組成情報



#### 物性情報



インポート



NITE-Gmiccs

エクスポート

GHS混合物分類判定ラベル/SDS作成支援システム

NITE-Gmiccs

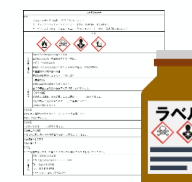
（ナイトジーミックス）



混合物の  
GHS分類判定



GHSラベル要素



SDS様式



# (参考) SDS作成について

## SDS・ラベル作成ガイド (SDS作成をサポート)

SDS・ラベル作成方法、作成例を記載した化管法に基づくSDS・ラベル作成ガイドを作成、経産省HPで公表。

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/seminar/SDS\\_guidance.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/seminar/SDS_guidance.pdf)



## SDSの危険有害性項目

### 物理化学的危険性

- 爆発物
- 可燃性ガス (自然発火性ガス、化学的に不安定なガスを含む)
- エアゾール
- 酸化性ガス
- 高圧ガス
- 引火性液体
- 可燃性固体
- 自己反応性化学品
- 自然発火性液体
- 自然発火性固体
- 自己発熱性化学品
- 水反応可燃性化学品
- 酸化性液体
- 酸化性固体
- 有機過酸化物
- 金属腐食性化学品
- 鈍性化爆発物

### 健康に対する有害性

- 急性毒性
- 皮膚腐食性/刺激性
- 眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性
- 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- 生殖細胞変異原性
- 発がん性
- 生殖毒性
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)
- 誤えん有害性

### 環境に対する有害性

- 水生環境有害性
- オゾン層への有害性

## 2. 最近の取組

# 対象化学物質の見直しについて（概要）

- 政令改正（2023年4月施行）において、新たに追加された物質、除外された物質、種別変更物質、範囲が拡大された主な物質

## 【新規追加物質】

アクリル酸2-エチルヘキシル（生態毒性の観点で追加）、N-(1,2-ジメチルプロピル)-N-エチルチオカルバミン酸S-ベンジル（生態毒性、一般毒性、ばく露の観点で追加）等

## 【除外物質】

アジ化ナトリウム（生態毒性の観点で除外）、クロロトリフルオロメタン（ばく露の観点で除外）等

## 【種別変更物質】

- 第一種から第二種に変更になった物質（ばく露の観点）：アクリル酸2-ヒドロキシエチル、臭素、トルエンジアミン 等
- 第二種から第一種に変更になった物質（ばく露の観点）：1,2-ジブromoエタン、りん酸ジブチル=フェニル 等
- 特定第一種指定化学物質になった物質（有害性の観点）  
アセトアルデヒド（発がん性）、鉛（生殖発生）、ビス(トリブチルスズ)=オキシド（生態毒性） 等

## 【対象範囲変更物質】

- 範囲拡大物質（新たに有害性が確認された異性体、塩が追加 等）  
エチレンジアミン四酢酸並びにそのカリウム塩及びナトリウム塩（カリウム塩、ナトリウム塩が追加）  
トリメチルベンゼン（第一種指定化学物質（1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン）に1,2,3-トリメチルベンゼンが追加）  
ニトリロ三酢酸及びそのナトリウム塩（ナトリウム塩が追加）
- グループ化物質  
1,2-ジクロロエチレン（トランス-1,2-ジクロロエチレン（元第二種）が第一種指定化学物質となり、シス-1,2-ジクロロエチレンと統合）  
鉛及びその化合物（有害性の観点から鉛が特定第一種指定化学物質に指定され、鉛化合物と統合）
- 分離物質  
有機スズ化合物（ビス(トリブチルスズ)=オキシドを除く。）、ビス(トリブチルスズ)=オキシド（特定第一種指定化学物質の基準に新たに生態毒性が追加されたことにより、分離）

# 管理番号の導入

- 2024年4月以降の届出より、事業者の負担軽減のために管理番号を導入（政令改正のたびにPRTR届出に必要な政令番号が変更されることになる）。
- 管理番号は改正前の政令番号を基本として、改正前に指定されていた第1種指定化学物質、第2種指定化学物質、新たに追加された第1種指定化学物質、第2種指定化学物質の順に番号を付与。

管理番号の付与：  
改正前の第1種から  
順番に付与している  
ため462番までは改  
正前の政令番号と  
同一

対象から外れたものは、  
セルをグレーで表記

管理番号	物質名称	別名	対応化学物質分類	元素等換算する化学物質	2021 (R3) 改正			2008 (H20) 改正			変遷等				
					第一種	第二種	政令番号	第一種	第二種	政令番号	欠番	種変更・追加	範囲変更	新規追加	名称変更
1	亜鉛の水溶性化合物		1	亜鉛に換算	●		1-001	●		1-001					
2	アクリルアミド		4		●		1-003	●		1-002					
3	アクリル酸エチル		4		●		1-004	●		1-003					
4	アクリル酸及びその水溶性塩		4		●		1-006	●		1-004					
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		4		●		1-007	●		1-005					
6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		4			●	2-001	●		1-006		▲			
7	アクリル酸ブチル		4		●		1-009	●		1-007					◇(ノルマル削除)
8	アクリル酸メチル		4		●		1-010	●		1-008					
9	アクリロニトリル		4		●		1-011	●		1-009					
10	アクロレイン		3		●		1-012	●		1-010					
11	アジ化ナトリウム		1					●		1-011	●				
12	アセトアルデヒド		3		●	●	1-017	●		1-012		□			
13	アセトニトリル		4					●		1-013	●				

# 災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集

- 近年の災害の発生状況等を受け、①地方公共団体との連携、②災害による被害の防止に係る平時からの取組を留意事項として化学物質管理指針※に追加。 (2022年11月改正)

※指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成12年環境庁・通商産業省告示第1号）

- 事業者が具体的な方策を検討する際の一助となるよう、**取組の好事例を紹介する「災害による化学物質等による被害の未然防止に向けた好事例集」を公表。** (2024年2月公表 経済産業省・環境省)

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/pdf/shishin\\_jireishuu.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/pdf/shishin_jireishuu.pdf)

<ドラム缶の横置き落下防止例>



<実験室の試薬瓶の転倒・衝突対策の例>



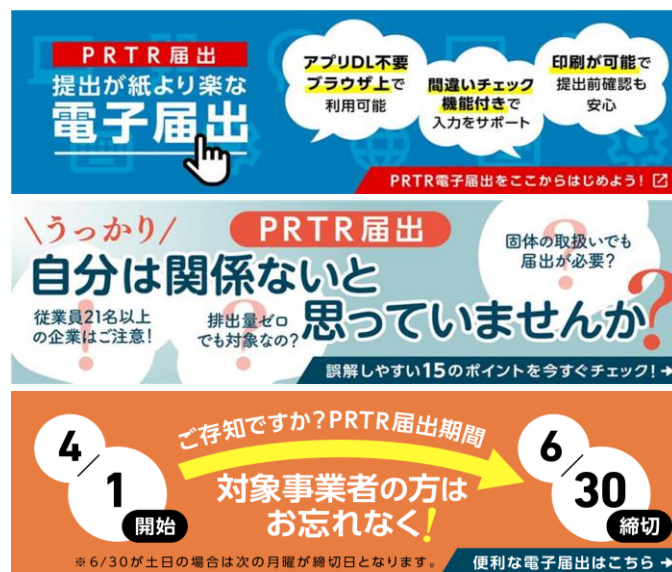
# わかりやすい制度周知

- (1) 電子化促進、(2) 潜在的なPRTR事業者へのアプローチを目的として、HPをリニューアルし広報を強化。化管法及びPRTRのトップページに、**①電子届出促進、②誤解しやすい15のポイント、③届出期間について、メッセージ性のあるバナーを新たに設置。**
- **「PRTR届出、誤解しやすい15のポイント」のHPを新設。**届出要件の一つである従業員数の考え方、排出量がゼロの場合にも届出が必要であること、固形物や燃料の取扱いなど、PRTR制度への理解不足を解消するために、**届出等で間違いやすい点の解説を簡潔にまとめた。**また、**会社としてのPRTR管理体制構築の必要性とその方法について記載。**

## 化管法トップページ



## PRTRトップページバナー



## PRTR届出、誤解しやすい15のポイント



# 「PRTRけんさくん」の改修

- 化管法政令改正に伴う円滑な施行に向けた環境整備のため、PRTR制度において、個別事業所データを閲覧できる、「PRTRデータ分析システム（PRTRけんさくん）」について以下の改修を実施（2025年2月公表）。また次期システムとしてPower BI版「PRTRけんさくん」の試作品を公開中。
- 化管法政令改正に対応するとともに、使用環境のアップデート及び操作性の改善を行い、ユーザーの利便性が向上。

## 【主な改修ポイント】

「ファイル取込」  
「ファイル出力」  
「印刷」

届出の対象となる**第一種指定化学物質**、届出事項（**事業者の法人番号、管理番号**）の変更に対応するため、ファイルを正しく読み込み・出力されるよう改修を行い、印刷様式へも追加・修正を行った。排出年度については、**西暦表記**に統一。

「検索・抽出」  
「排出量集計」  
「比較」

届出の対象となる**第一種指定化学物質**の変更に対応するため、各条件設定画面における「**第一種指定化学物質**」の**リストを変更**し、正しく検索・抽出及び集計結果が表示されるよう改修を行った。

動作条件の  
バージョンアップ

**動作環境を最新のもの（Windows10/11）に更新**し、全ての機能が完全に動作するよう改修を行った。Excel動作環境についても同様に更新し、**Excel出力が可能**となった。

ヘルプ機能の拡充

今回のシステムの改修により変更された箇所について、**ヘルプ機能及び操作マニュアルの修正**を行った。また、操作マニュアルについては**簡易版**も作成した。

# GHS（※）分類情報の更新/GHSパンフレットの整備

- 化管法SDS制度の円滑な施行のため、以下を実施。
- **GHSに基づく政府分類の公表**

GHS分類が未実施又は再分類が必要な物質の分類を実施。2024年度は42の化管法対象物質について分類実施（2006年からの2年間で約1,500物質（化管法、安衛法、毒劇法対象物質）、その後、2023年度までに約3,300物質のGHS分類を関係省庁等にて実施し、これまでの結果を（独）製品評価技術基盤機構（NITE）HPにて公表。）。

- **GHSパンフレットの作成・公表**

GHSパンフレット「－GHS対応－化管法・安衛法・毒劇法におけるラベル表示・SDS提供制度」を経産省と厚労省が共同で作成・各省HPで公表。

## GHS分類情報(NITEのHP)

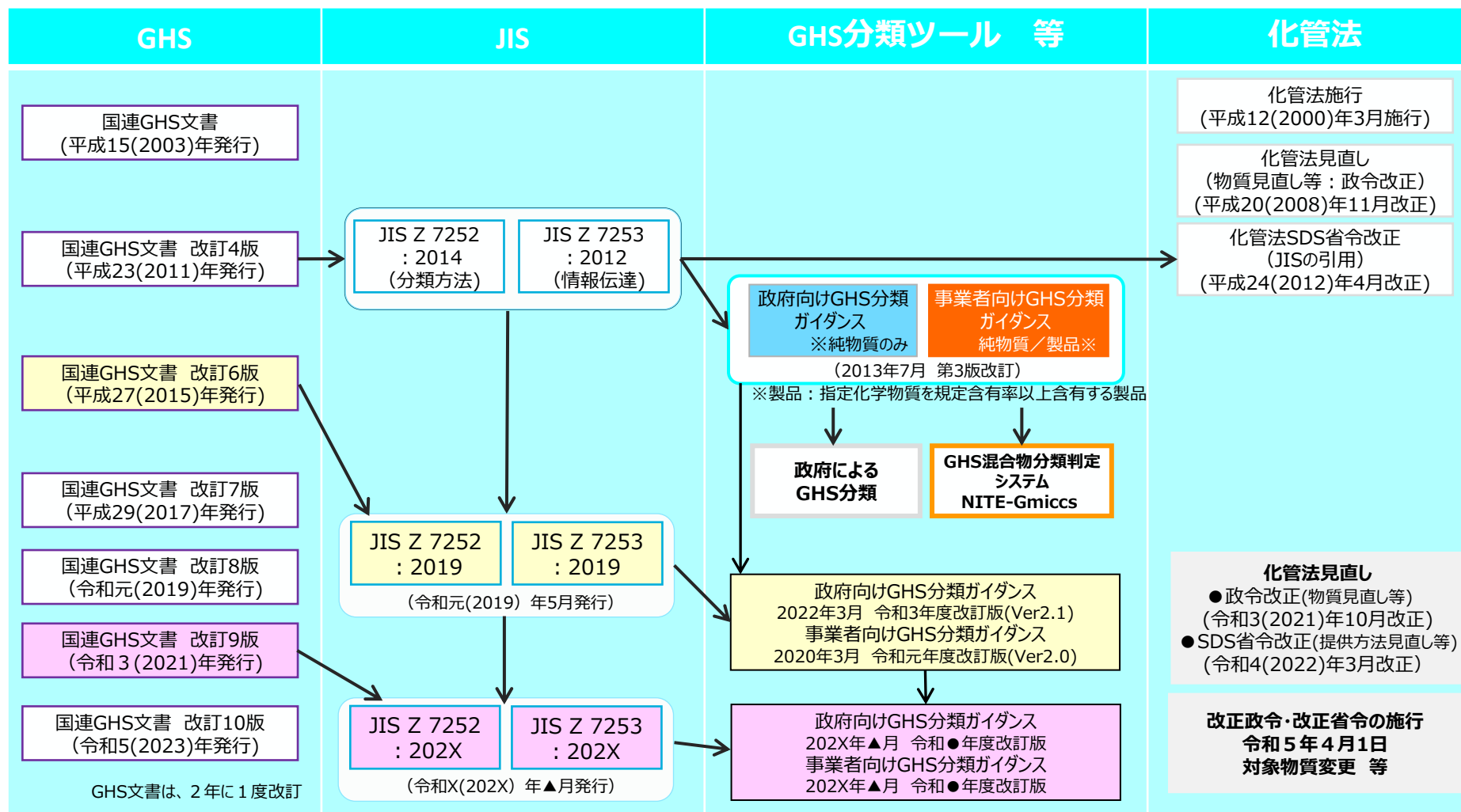
CAS番号	物質名称	ID番号	Excel	分類年度	版数/再分類 (再分類/有害性)	更新時期
50-00-0	ホルムアルデヒド	5004-C SDS: 20100215	Excel	令和4年度	再分類・ 変更し	2019.3
	ホルムアルデヒド	5004-B SDS	Excel	平成29年度	再分類・ 変更し	
	ホルムアルデヒド	50	Excel	平成18年度	新規分類	

[https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all\\_fy.html](https://www.chem-info.nite.go.jp/chem/ghs/all_fy.html)

## GHSパンフレット

※GHS：化学品の分類および表示に関する世界調和システム

# 【参考】GHS分類に使用するJIS、分類ガイダンス等の位置づけ



## ※化管法SDS制度へのGHS導入

2012（平成24）年4月、化管法SDS省令をGHSの導入を目的として改正。

併せて、化管法及び労働安全衛生法における危険有害性情報等の伝達方法（SDS及びラベル）を共通化（国連GHS文書に対応した JIS Z 7253を引用）

# JIS (JIS Z 7252/Z 7253) 改正の概要



## 主な改正内容

### JIS Z 7252 (GHS分類)

- 「爆発物」の全面的見直し。危険物輸送を基にした分類 (Division : 等級1.1~1.6) から使用場面を考慮した分類 (Category : 区分1, 2A, 2B, 2C) に変更。
- 「可燃性ガス」の見直し。区分1Aより燃焼性が低い区分として区分1Bを追加。
- 「エアゾール」の見直し。高圧ガスとエアゾールの中間に位置する区分として「加圧下化学品」を追加。
- 「皮膚腐食性/刺激性」において、非動物試験方法の拡大を背景とし、*in vitro/ex vivo*試験を用いた分類手順を追加。

### JIS Z 7253 (情報伝達 (ラベル、SDS))

- 表題の見直し。「~危険有害性情報の伝達方法」⇒「~危険有害性の情報伝達方法」
- 危険有害性情報および注意書きの大幅変更 (附属書A, B, C)。
- 注意書きの柔軟化の記載が拡充 (附属書C)。
- 附属書D (SDS) の見直し。国連GHS文書改訂に伴う変更から、小項目名の見直し、安衛法に関連する見直し (例えば、「必要な場合には、化学品の推奨用途を記載することが望ましい。また、使用上の制限について、安全の観点から可能な限り記載するのが望ましい。推奨用途及び使用上の制限について、国内法令によって記載が求められる場合は、それに従う。」などの追加) など、多岐にわたる。

# プラスチック資源循環のための化学物質リスク評価ツールの開発

国立研究開発法人産業技術総合研究所運営費交付金事業

- 世界的にプラスチックを始めあらゆる資源の循環利用が加速している中、経済産業省は「成長志向型の資源自律経済戦略（2023年3月）」等を踏まえ、制度整備やリサイクル技術への投資支援等を進めているところ。
- 今後、ますますプラスチックリサイクルが活発化されることが見込まれる中、国立研究開発法人産業技術総合研究所において、使用済プラスチックのうち安全性の懸念が低いものについて、マテリアルリサイクル（再生材としての利用）への転換を支援するため、添加剤（化学物質）の暴露・健康リスク評価ツールを開発する。

## <開発するツールのイメージ>

利用者

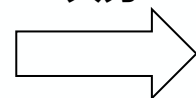


ツール

評価結果

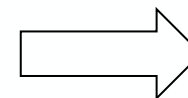
- 使用済プラスチックの主な樹脂の種類
- 使用済プラスチックの回収ルート  
(一廃・容器包装か産廃か、等)
- 使用済プラスチックの出自  
(元々は何に使われていたか)
- 再生材を用いて製造したい製品の用途  
(文具、玩具、植木鉢、など)
- 製造年

情報  
入力



暴露・健康リスク評価  
プラットフォーム

評価結果  
出力



- ●用途からの△△ばく露の可能性は低く、健康被害のリスクは低いと考えられる。

# 化学物質管理に取り組む若手研究者の育成（大学連携推進事業）

- 我が国の化学物質管理施策の更なる高度化に向けて、従来施策の諸課題の解決や国際的な潮流である新たな化学物質管理の実現など、新たな視点での施策立案への要請が高まっている。
- 将来にわたり継続して化学物質管理の高度化を推進していくためには、化学物質管理を担う人材が不可欠。このため、**化学物質管理に係る専門知識はもちろんのこと、政策についても知見を持つ人材の発掘・育成を目的として、大学・公的機関を活用した調査研究**を実施。

## 事業成果

2021年度から延べ22件を採択し、結果は各分野の学会・論文等で発表。

### 【学会等での受賞】

- 「消費者製品に含まれる化学物質の経皮曝露を含めた包括的リスク評価スキームの構築」  
第2回環境化学物質3学会合同大会 SETAC賞 受賞 （2021～2023年、静岡県立大学）

### 【2025年度の採択テーマ】 （採択数5件／応募数5件）

- 「非遺伝毒性肝発がん性の核内受容体活性化プロファイルに基づく評価の有用性検討」 静岡県立大学
- 「パッシブサンプリング技術を用いた水環境における化学物質存在状況評価手法の確立」 静岡県立大学
- 「AI技術を用いた魚類における『代謝されにくさ』を決定づける化学物質の特徴探索」 九州工業大学
- 「経口曝露による化学物質の魚体内動態と取込経路組織由来の代謝酵素画分による *in vitro* 分解との相関」 鹿児島大学
- 「化学物質のライフサイクルを踏まえたPOPsや重金属の環境及び生態への影響評価」 北九州市立大学

# 化学物質管理強調月間

- 職場における危険・有害な化学物質管理の重要性に関する意識の高揚を図るとともに化学物質管理の定着を図ることを目的に、毎年2月に化学物質管理強調月間を展開。

## 【期間】

毎年2月  
(2026年2月に第2回を実施)

## 【実施体制】

### (1) 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

### (2) 協力連携者

経済産業省、環境省

### (3) 協賛者

建設業労働災害防止協会、  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会、  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、  
林業・木材製造業労働災害防止協会

### (4) 協力者

関係行政機関、地方公共団体、  
安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

### (5) 実施者

各事業者

## 【実施事項】

### (1) 主唱者・協力連携者・協賛者

- (ア) 化学物質管理に係る啓発
- (イ) 化学物質に関する説明会等の開催
- (ウ) 化学物質アドバイザー等を活用した普及啓発
- (エ) 化学物質管理に係る広報資料等の作成、配布
- (オ) 雑誌等を通じた広報
- (カ) 事業者の実施事項についての指導援助
- (キ) その他「化学物質管理強調月間」にふさわしい行事等の実施
- (ク) (ア)～(キ)の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力の依頼

### (2) 実施者

- ① 下記の重点事項について、日常の化学物質管理の総点検を行う。
  - (ア) リスクアセスメント対象物を製造又は取り扱う際の化学物質管理者の選任、職務権限の付与、化学物質管理者の氏名の掲示等労働者への周知、化学物質管理者と総括安全衛生管理者、産業医、衛生管理者、衛生推進者等との連携
  - (イ) 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び、化学物質の安全データシート（以下「SDS」という。）等による危険有害性等の確認
  - (ウ) ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施、リスクアセスメントの結果に基づくばく露低減措置の実施等
  - (エ) 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- ② 事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視
- ③ スローガン等の掲示
- ④ 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- ⑤ 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

## 3. 国際的な動向

# EUの動向【CLP規則の改訂】

CLP規則：the Regulation on the **c**lassification, **l**abelling and **p**ackaging of substances and mixtures  
 (EUにおける化学品（化学物質及び混合物）の分類、表示、包装に関する規則）

## 持続可能な化学物質戦略

(Chemicals Strategy for Sustainability Towards a Toxic-Free Environment: CSS)

[https://environment.ec.europa.eu/strategy/chemicals-strategy\\_en](https://environment.ec.europa.eu/strategy/chemicals-strategy_en)

- 2020年10月、欧州グリーン・ディールの一環として欧州委員会が発表
- 安全で持続可能な化学物質の革新を後押しし、有害な化学物質からの人間の健康と環境の保護を強化することを目的とする
- アクションプランを受け、CLP規則を改正(2023年発効)



### 新たな危険有害性クラスとして以下を導入

- ✓ ヒトの健康又は環境に対する内分泌かく乱作用(**EDC**)
- ✓ 残留性、生体蓄積性及び毒性(**PBT**)、極めて高い残留性及び生体蓄積性(**vPvB**)
- ✓ 残留性、移動性及び毒性(**PMT**)、極めて高い残留性及び移動性(**vPvM**)

※ PBT物質:残留性、生物蓄積性及び有害性を有する物質、vPvB物質:極めて高い残留性及び生体蓄積性を有する物質

※※ [https://echa.europa.eu/documents/10162/13606/chemicals\\_strategy\\_com\\_request\\_for\\_support\\_en.pdf/a039ba03-da22-09d6-2d60-eeff9d12e527](https://echa.europa.eu/documents/10162/13606/chemicals_strategy_com_request_for_support_en.pdf/a039ba03-da22-09d6-2d60-eeff9d12e527)

# CLP改訂に関連した国連GHS小委員会の対応

- 新しい危険有害性分類がEUレベルで導入されることに留意しつつ、これらの危険有害性分類に関する作業を開始することに国連GHS小委員会で合意。
- EUにおける化学物質の危険有害性を同定するレビューの中で以下の物質群についてGHSとのギャップが確認された旨を報告。
  - (a) 内分泌かく乱物質（EDs）
  - (b) 難分解性、生物蓄積性、毒性（PBT）物質、および残留性と生物蓄積性が極めて高い物質（vPvB）
  - (c) 難分解性、移動性、毒性（PMT）物質、および残留性と移動性が極めて高い物質（vPvM）
  - (d) 免疫毒性物質
  - (e) 神経毒性物質
  - (f) 陸上生物に有害な物質
- EU主導による潜在的な危険有害性の課題とGHSにそれらを取り込むことに関する潜在的な危険有害性課題に関する非公式作業部会（PHI-IWG）を創設し、PHI-IWGは、EDsを特定するのに必要な科学に関する調査をOECDに委任。
- 2024年、OECDにおけるEDsの検討状況について報告。
  - ・ヒト健康についてはEdsの同定を可能とする意見と現在の科学では不可能とする意見が対立した。
  - ・生態毒性についてはエストロゲン、アンドロゲンについては十分な検討済みの手法が確立されているとの意見が多数を占めた。PHI-IWGから、報告された内容に加え、現在実施中の米国のパイロット研究の結果を待って結論を出したいとの意見。
- 2025年の小委員会では、EDsについてOECDアドホックグループによる結論と、米国及びEUが実施するパイロット研究の結果を踏まえ、GHSにおける内分泌かく乱物質の対応作業を継続すべきであることに合意した。

# 【参考】化管法に関する情報

## 経済産業省化管法のページ

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html)

【政省令改正のページ】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/8.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8.html)

【審議会・パブリックコメント情報のページ】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/information/info5.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/information/info5.html)

【Q & A】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/qa/qa.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/qa/qa.html)

【SDS制度】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/msds/msds.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/msds/msds.html)

【GHS】

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/ghs.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/ghs.html)

【PRTR電子届出】 NITEホームページ／PRTR電子届出方法はこちらから

<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>

## お問い合わせフォーム

[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

# ご清聴ありがとうございました

経済産業省 化学物質管理 **検索**

**経済産業省 産業保安・安全グループ 化学物質管理課**  
化学物質管理法令の詳細等については、当課HPをご覧ください。

## 化学物質管理課HP

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/index.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/index.html)

# 化学兵器禁止法に関する最近の取組

令和7年11月25日

化学兵器・麻薬原料等規制対策室

# 本日のご説明内容

1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要
2. 化兵法に基づく届出について
  - 2-1 届出件数及び電子申請比率
  - 2-2 指定物質の届出
  - 2-3 有機化学物質物質の届出
3. 国際検査について
4. 最近の動向について

# 本日のご説明内容

## 1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要

### 2. 化兵法に基づく届出について

2-1 届出件数及び電子申請比率

2-2 指定物質の届出

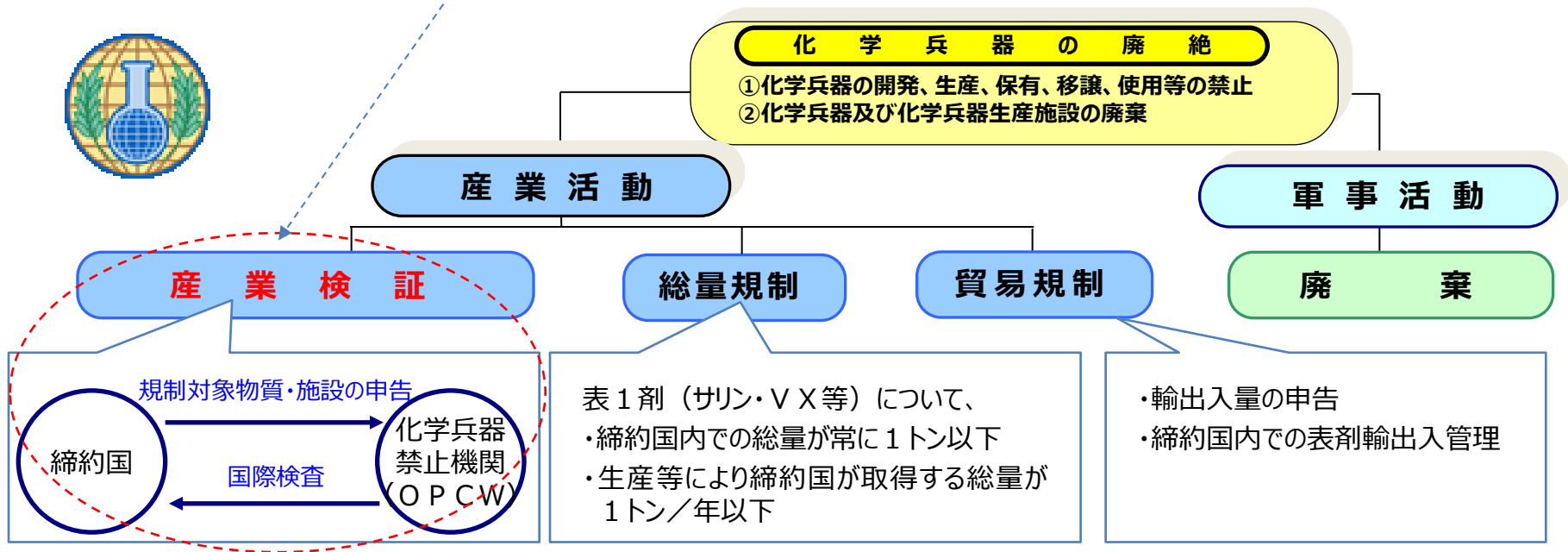
2-3 有機化学物質物質の届出

### 3. 国際検査について

### 4. 最近の動向について

# 化学兵器禁止条約の概要

- ✓ 化学兵器の開発、生産、使用などを包括的に禁止
- ✓ 化学兵器を一定期間内に全廃（原則として10年以内）
- ✓ 化学兵器に転用可能な化学物質の平和利用を容認する一方、一定の化学物質と関連施設を産業検証措置（申告と国際検査）の対象



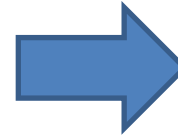
## (参考) 化学兵器禁止条約と経緯等

基本情報	正式名称：化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約 条約発効：1997年4月（我が国は1993年1月に署名、1995年9月に批准書寄託） 締約国：193か国・地域（署名済・未締結：イスラエル、未署名：北朝鮮、エジプト、南スーダン）
経緯	1925年 ジュネーブ議定書 窒息性ガス、毒性ガス等の戦争における使用の禁止（開発、生産および貯蔵は対象外）
	1969年 ウ・タント国連事務総長「化学・細菌兵器とその使用の影響」報告書 →化学・生物兵器禁止に向けた議論が活発化
	1980年 軍縮委員会（その後の軍縮会議）に化学兵器禁止特別委員会設立 →交渉作業が本格的に開始  (東西間・南北間の対立により交渉長期化)
	1992年9月 軍縮会議での条約案採択
	1993年1月 署名式（於：パリ）
	1997年4月 条約発効
	1997年5月 化学兵器禁止機関（OPCW）設置（於：ハーグ）
	OPCW

# 化学兵器禁止法（化兵法）の概要

## 化学兵器禁止法の目的

我が国は化学工場が多く、化学兵器に転用できる毒性化学物質またはその原料物質を扱っている企業も多い

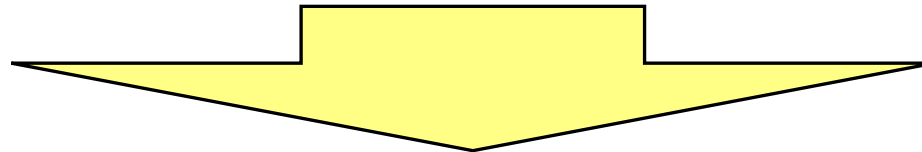


適切な管理が重要

- 化学兵器禁止条約
- テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約



適確な実施の確保



化学兵器の製造、所持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、特定物質の製造、使用等を規制する等の措置を講ずる

### 化学兵器禁止法の目的（化兵法第1条）

- 「化学兵器禁止条約」の適確な実施の確保
- 「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」の適確な実施の確保

# (参考) 化学兵器禁止法 (化兵法) の沿革

	化学兵器禁止条約	化兵法	事件
2020年	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019年11月 表1 剤毒性物質追加決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年6月 化兵法施行令改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2020年8月 ナワリヌイ氏毒殺未遂【ノビチョク】</li> <li>2018年10月 ロシア元情報機関職員暗殺未遂【ノビチョク】</li> <li>2017年2月 金正男暗殺【VX】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1997年4月29日 条約発効</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1995年9月 日本国批准</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1995年3月30日 化兵法成立 (同年4月5日公布、5月5日施行) (※)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1995年3月 地下鉄サリン事件【死者:13人、負傷者:5800人以上】</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>1993年1月 日本国署名</li> <li>1992年11月 化学兵器禁止条約採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>1994年6月 松本サリン事件【死者:8人、負傷者140人以上】</li> </ul>
1992年			

(※) 地下鉄サリン事件を受け施行期日の前倒し等が行われた他、サリン法が制定 (1995年4月公布・施行)

# 化兵法の概要

- ✓ 化学兵器禁止条約に規定する表剤及び識別可能な有機化学物質（DOC）の製造等をしきい値を超えて行う事業所等は、製造等の実績を届出・申告。 ※DOC：Discrete Organic Chemicals
- ✓ 検証しきい値を超えて製造等を行う事業所等は、国際機関による国際検査を受ける。

## 条約上の義務

## 国内関係行政機関

《軍事活動》 遺棄・老朽化学兵器廃棄

内閣府、外務省等

《産業活動》

経済産業省 窓口：化学兵器・麻薬原料等規制対策室

### 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（化学兵器禁止法）

	表1剤 (特定物質)	表2剤 (第1種指定物質)	表3剤 (第2種指定物質)	有機化学物質・特定有機化学物質
(1) 表1剤総量規制	・製造・使用許可 ・立入検査			
(2) 産業検証制度 ・対象物質生産施設等の申告	・製造・使用実績届出	・製造等・使用予定・実績届出	・製造予定・実績届出	・製造実績届出
・申告に基づく国際機関による国際検査	・検証しきい値を超える申告事業所は国際検査を受入れ			
(3) 貿易規制 ・輸出入量の申告	・輸入承認 (対締約国) (外為法第52条)	・輸出入実績届出		
・非締約国との表剤輸出規制	・輸出許可 ・輸入承認 (対全地域)	・輸出許可 ・輸入承認 (対非締約国)	・輸出許可	
	外国為替及び外国貿易法			窓口：安全保障貿易審査課

# (参考) 化兵法の罰則規定

化学兵器を使用して、  
毒性物質を発散

- ・無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金
- ・予備罪、未遂罪あり

毒性物質の  
みだり発散

- ・十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金
- ・未遂罪あり

化学兵器の製造

- ・一年以上の有期懲役又は七百万円以下の罰金（予備罪、未遂罪あり）

化学兵器の所持等

- ・十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金（未遂罪あり）

化学兵器の製造、使用を  
目的とした、原料、機械器具の所持等

- ・七年以下の懲役又は三百万円以下の罰金（未遂罪あり）

・特定物質の無許可製造  
・特定物質の無許可使用 等

- ・三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科とする。

・許可製造者と許可使用者以外の  
間での特定物質の譲り渡し 等

- ・一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科とする。

※両罰規定あり（罰金刑）

- ・30万円以下の罰金

＜以下の届出をしない者  
又は虚偽の届出をした者＞

- ・特定物質の製造許可申請の記載内容の変更
- ・特定物質を運搬する場合の国家公安委員会への届出
- ・特定物質の廃棄の届出
- ・指定物質の予定数量、実績数量等の届出
- ＜その他＞
- ・特定物質の許可製造者が、日誌を保持しなかった場合
- ・国際検査を拒んだ場合 等

※化学兵器禁止条約の規制事項で化兵法で担保されていない事項については、刑法などで対応。

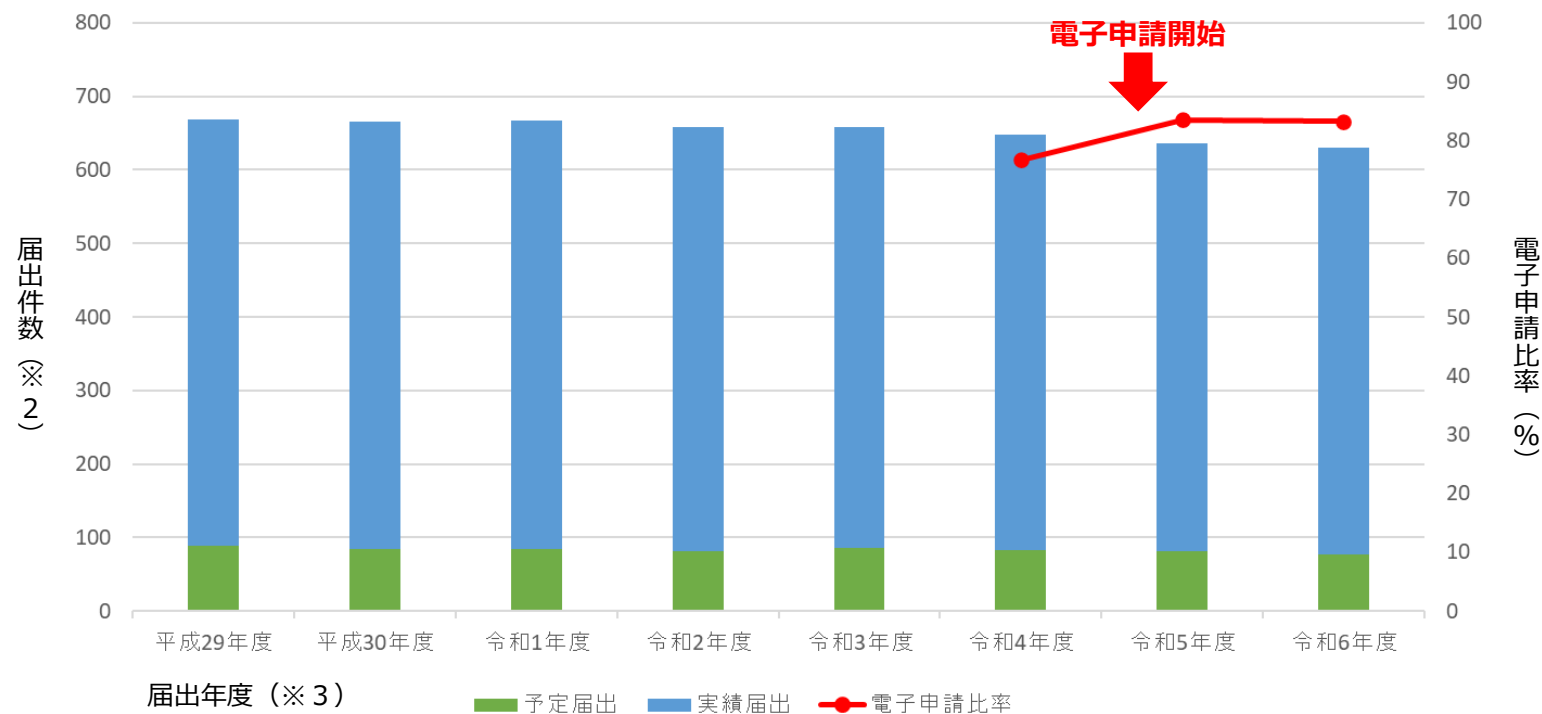
# 本日のご説明内容

1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要
2. 化兵法に基づく届出について
  - 2-1 届出件数及び電子申請比率
  - 2-2 指定物質の届出
  - 2-3 有機化学物質物質の届出
3. 国際検査について
4. 最近の動向について

# 届出件数及び電子申請比率

- ✓ 毎年、予定届出（指定物質のみ）及び実績届出の届出件数は、それぞれ80～90及び600弱件程度。平成29年度以降の推移において大きな変動はない。
- ✓ 令和4年度から電子申請を開始。現在、85%以上が電子申請。

化学兵器禁止法第一種指定物質（表2剤）、第二種指定物質（表3剤）、有機化学物質／特定有機化学物質製造施設（O C P F（※1））、指定物質輸出入についての予定・実績届出件数推移及び電子申請比率



(※1) O C P F (Other Chemical Production Facilitiesの略)

(※2) 「届出件数」は、剤種別・事業所別の届出件数。なお、指定物質輸出入実績届出については、剤種別・輸出入事業者別の届出件数。

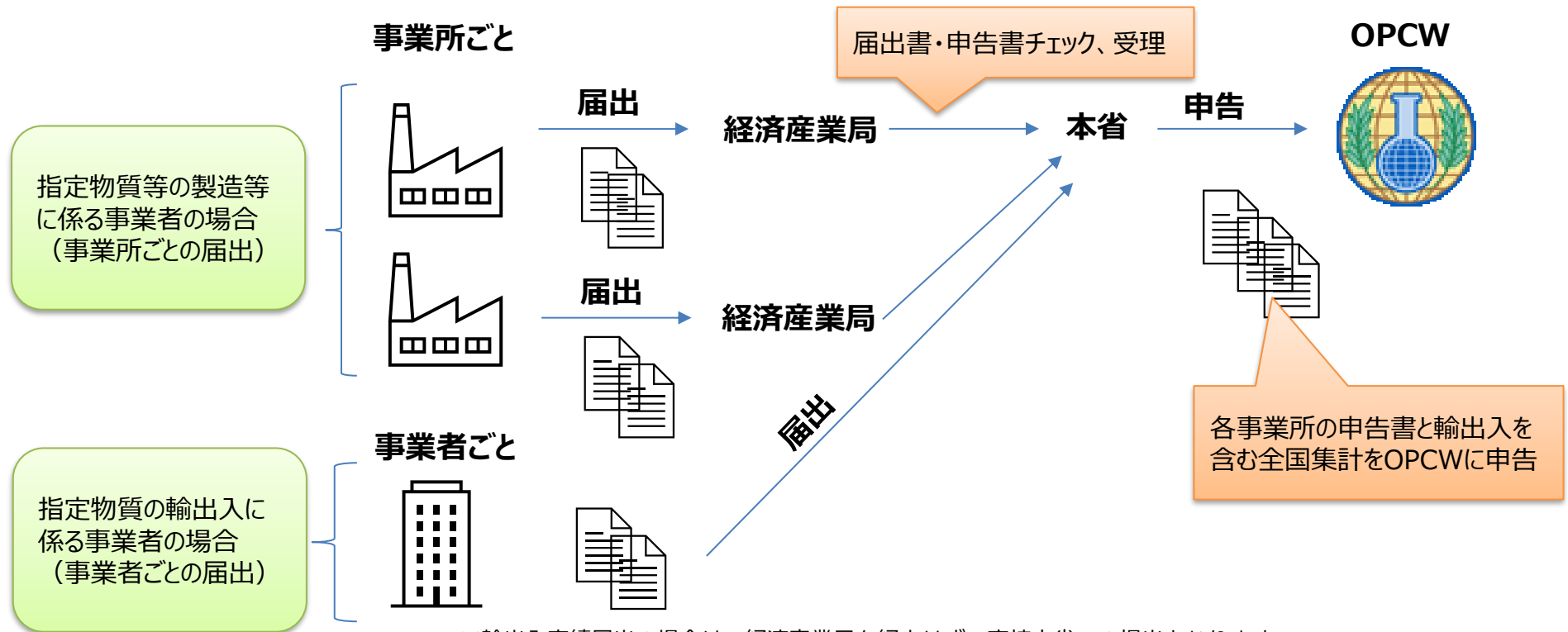
(※3) 「届出年度」は「届出対象年」ではなく、年度ごとに提出された予定届出及び実績届出を集計。

# 本日のご説明内容

1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要
2. 化兵法に基づく届出について
  - 2-1 届出件数及び電子申請比率
  - 2-2 指定物質の届出
  - 2-3 有機化学物質物質の届出
3. 国際検査について
4. 最近の動向について

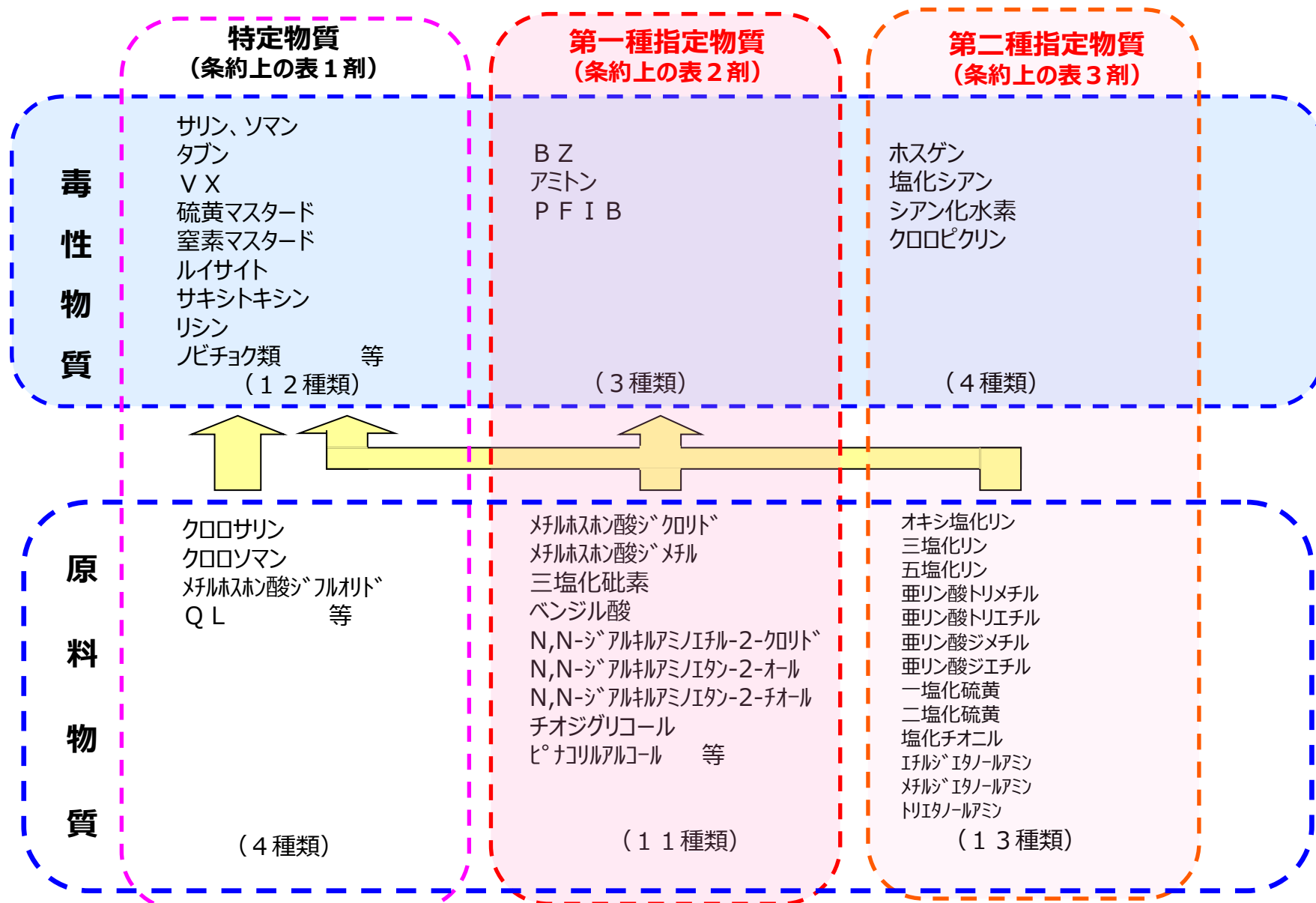
# 指定物質の届出と申告

- ✓ 届出：化学兵器禁止法において、指定物質の製造等に係る届出書を提出すること。
- ✓ 申告：届出書の添付書面である申告書（英文の申告様式）を日本からOPCWに提出すること。申告の際は、申告書とともに輸出入を含む全国集計を提出。



※輸出入実績届出の場合は、経済産業局を経由せず、直接本省への提出となります。

# 指定物質とは



民生用途  
ほとんどなし

民生用途大  
大量生産

# 指定物質（第1種・第2種）の届出

✓ 製造等・使用の予定・実績及び輸出入実績の届出を義務付け。

## ● 法上の規定

- ✓ 指定物質の製造等予定数量の**届出義務（9月30日まで）**  
（第24条、第26条、第27条）
- ✓ 指定物質の製造等実績数量の**届出義務（2月末日まで）**  
（第25条～第27条）
  
- ✓ 指定物質の輸出入実績数量の**届出義務（2月末日まで）**  
（第28条）

国際機関による**検査等権限等**（第30条・第31条）

指定物質の輸入承認・輸出許可（外為法）

## ● 条約検証附属書上の規定

・表2・3 剤施設の年次申告  
（第7部1～8パラ、第8部1～8パラ）

・表2・3 剤輸出入量の国内  
総計資料  
（第7部1・2パラ、第8部1・2パラ）

・検証措置（第7部12～30パラ、第  
8部12～25パラ）

・非締約国との間の譲渡／譲  
受制限  
（第7部31・32パラ、第8部26・27パラ）

# 届出 (申告) の規定

物質分類	活動	予定届出 / (ADAA) <sup>3</sup>		実績届出 / (ADPA) <sup>3</sup>		届出先
		要件 (法第24/27条)	届出期限 (施規16/19条)	要件	届出期限	
第一種指定物質 (表2剤)	製造等 <sup>1</sup>	① 翌年予定 (翌年にしきい値超の見込)	毎年9月30日	予定届出をした者 (法25条)	毎年2月末日 (施規17条)	経産局長 経由 経産大臣
	使用 <sup>2</sup>	② 当年予定 (当年にしきい値超の見込、但し①の届出の場合を除く)	届出しきい値超となる <b>30日前</b>			
③ 翌年予定 (翌年の数量に関わらず) a) 前3年のいずれかの年においてしきい値を超えた者 b) 当該年の予定届出をした者 (①、②)		毎年9月30日				
④ ①～③の届出をした者の予定数量変更		・ 予定届出数量の <b>2倍超</b> 又は届出しきい値の <b>10倍超</b> となる <b>30日前</b> ・ 予定届出数量超となる <b>30日前</b>				
輸出入	-	-	輸出入をした者	毎年2月末日	経産大臣	
第二種指定物質 (表3剤)	製造	① 翌年予定 (翌年にしきい値超の見込)	毎年9月30日	予定届出をした者 (法27条)	毎年2月末日 (施規20条)	経産局長 経由 経産大臣
		② 当年予定 (当年にしきい値超の見込、但し①の届出の場合を除く)	届出しきい値を超えることとなる <b>30日前</b>			
③ 翌年予定 (翌年の数量に関わらず) a) 前年においてしきい値を超えた者 b) 当該年の予定届出をした者 (①、②)		毎年9月30日				
④ ①～③の届出をした者の予定数量変更		・ 予定届出数量の <b>2倍超</b> 又は <b>200t</b> 超となる <b>30日前</b> ・ 予定届出数量区分超となる <b>30日前</b>				
輸出入	-	-	輸出入をした者	毎年2月末日	経産大臣	
有機化学物質/ 特定有機化学物質 (DOC/PSF)	製造	-	-	前年にしきい値を超えて製造した者 (法29条)	毎年2月末日 (施規22/23条)	経産局長 経由 経産大臣

1. 「製造等 (法第24条第1項)」: 「製造」又は「抽出」若しくは「精製」

2. 「使用 (省令第18条第2項)」: 省令第18条第2項の**第一号**使用 (物理的工工程) と**第二号**使用 (化学反応による他物質転換)

3. 「ADAA」: Annual Declaration of Anticipated Activities、 「ADPA」: Annual Declaration of Past Activities

# 届出・申告・検証のしきい値

		届出しきい値		申告しきい値		検証しきい値
		数量	濃度	数量	濃度	
第一種指定物質 (表2剤)	製造等/使用 (生産/加工/消費)	<p>&lt;製造等&gt; (物質/事業所/製造等・使用の区分ごと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B Z (2A*) : 1 kg</li> <li>・ B Z以外 (2A) : 1 0 0 kg</li> <li>・ 原料物質 (2B) : 1 t</li> </ul> <p>&lt;使用&gt; (物質/事業所/製造等・使用の区分ごと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ B Z : 1 kg</li> <li>・ B Z以外 : 1 0 0 kg</li> <li>・ 原料物質 : 1 t</li> </ul>	なし	<p>&lt;生産・加工・消費&gt; (物質/プラント/生産・加工・消費の区分ごと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2A* : 1 kg</li> <li>・ 2A : 100kg</li> <li>・ 2B : 1 t</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2A* : 1% (1kg&lt;T≤10kg: 1 0%)</li> <li>・ 2A : 1% (100kg&lt;T≤1t: 1 0%)</li> <li>・ 2B : 3 0%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2A* : 1 0 kg</li> <li>・ 2A : 1 t</li> <li>・ 2B : 1 0 t</li> </ul>
	輸出入	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2A/2A* : 1%</li> <li>・ 2B : 3 0%</li> </ul>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2A/2A* : 1%</li> <li>・ 2B : 3 0%</li> </ul>	(対象外)
第二種指定物質 (表3剤)	製造	3 0 t (物質/事業所)	なし	3 0 t	3 0%	2 0 0 t
	輸出入	なし	3 0%	—	3 0%	(対象外)
有機化学物質 (DOC)	製造	2 0 0 t (事業所)	特に定めなし (個別に判断)	2 0 0 t (事業所)	特に定めなし (個別に判断)	2 0 0 t
特定有機化学物質 (PSF)	製造	3 0 t (事業所)		3 0 t (物質/プラント)		2 0 0 t

# 指定物質の輸出入に関する違反～対応・確認のお願い～

過去の事例で違反が判明した主なきっかけ

- ✓ 社内調査における発見
- ✓ 取引先との情報交換時

届出漏れ防止対策の  
キーワード

- ・「社内調査」
- ・「業務パートナー」

## 対応事項（輸出入事業者）

- ✓ 法令確認の手順
- ✓ 管理体制、責任の所在
- ✓ 化兵法実績届出書提出の手順書
- ✓ 社内システム
- ✓ 教育の機会

## 確認事項（製造者/使用者）

- ✓ 購入元（輸入者）が化兵法の実績届出書の提出を行っているか。
- ✓ 購入先（輸出者）が化兵法の実績届出書の提出を行っているか。

例年、指定物質の移譲不整合（※）に関するOPCWの調査がありますので、届出時に輸出入実績内訳表のご提出にご協力をお願いいたします。

また、調査対象案件になった場合は、個別にご連絡させていただきます。

（※日本からの申告量と相手国からの申告量の間には大きな差異が発生）

# 本日のご説明内容

1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要
2. 化兵法に基づく届出について
  - 2-1 届出件数及び電子申請比率
  - 2-2 指定物質の届出
  - 2-3 有機化学物質物質の届出
3. 国際検査について
4. 最近の動向について

# 有機化学物質の届出

- ✓ 有機化学物質（DOC）及び特定有機化学物質（PSF）について、製造実績の届出を義務付け。

## ● 法上の規定

- ✓ 有機化学物質（DOC）、りん、硫黄又はふっ素を含む有機化学物質（PSF）の製造実績数量の**届出義務（毎年2月末日まで）**（第29条）

- ✓ 国際機関による**検査権限**等（第30条・第31条）

## ● 条約検証附属書上の規定

- DOC／PSF施設の年次申告（第9部1～6パラ）

- 検証措置（第9部9～21パラ）

# 届出 (申告) の規定

物質分類	活動	予定届出 / (ADAA) <sup>3</sup>		実績届出 / (ADPA) <sup>3</sup>		届出先
		要件 (法第24/27条)	届出期限 (施規16/19条)	要件	届出期限	
第一種指定物質 (表2剤)	製造等 <sup>1</sup>	① 翌年予定 (翌年にしきい値超の見込)	毎年9月30日	予定届出をした者 (法25条)	毎年2月末日 (施規17条)	経産局長 経由 経産大臣
	使用 <sup>2</sup>	② 当年予定 (当年にしきい値超の見込、但し①の届出の場合を除く)	届出しきい値超となる <b>30日前</b>			
③ 翌年予定 (翌年の数量に関わらず) a) 前3年のいずれかの年においてしきい値を超えた者 b) 当該年の予定届出をした者 (①、②)		毎年9月30日				
④ ①～③の届出をした者の予定数量変更		・ 予定届出数量の <b>2倍超</b> 又は届出しきい値の <b>1.0倍超</b> となる <b>30日前</b> ・ 予定届出数量超となる <b>30日前</b>				
輸出入	-	-	輸出入をした者	毎年2月末日	経産大臣	
第二種指定物質 (表3剤)	製造	① 翌年予定 (翌年にしきい値超の見込)	毎年9月30日	予定届出をした者 (法27条)	毎年2月末日 (施規20条)	経産局長 経由 経産大臣
		② 当年予定 (当年にしきい値超の見込、但し①の届出の場合を除く)	届出しきい値を超えることとなる <b>30日前</b>			
③ 翌年予定 (翌年の数量に関わらず) a) 前年においてしきい値を超えた者 b) 当該年の予定届出をした者 (①、②)		毎年9月30日				
④ ①～③の届出をした者の予定数量変更		・ 予定届出数量の <b>2倍超</b> 又は <b>200t超</b> となる <b>30日前</b> ・ 予定届出数量 <b>区分超</b> となる <b>30日前</b>				
輸出入	-	-	輸出入をした者	毎年2月末日	経産大臣	
有機化学物質/ 特定有機化学物質 (DOC/PSF)	製造	-	-	前年にしきい値を超えて製造した者 (法29条)	毎年2月末日 (施規22/23条)	経産局長 経由 経産大臣

- 「製造等 (法第24条第1項)」 : 「製造」又は「抽出」若しくは「精製」
- 「使用 (省令第18条第2項)」 : 省令第18条第2項の**第一号**使用 (物理的工工程) と**第二号**使用 (化学反応による他物質転換)
- 「ADAA」 : Annual Declaration of Anticipated Activities、 「ADPA」 : Annual Declaration of Past Activities

# 届出・申告・検証のしきい値

		届出しきい値		申告しきい値		検証しきい値
		数量	濃度	数量	濃度	
第一種指定物質 (表2剤)	製造等/使用 (生産/加工/ 消費)	<製造等> (物質/事業所/製造等・使用の区分ごと) ・ B Z (2A*) : 1 kg ・ B Z以外 (2A) : 1 0 0 kg ・ 原料物質 (2B) : 1 t ----- <使用> (物質/事業所/製造等・使用の区分ごと) ・ B Z : 1 kg ・ B Z以外 : 1 0 0 kg ・ 原料物質 : 1 t	なし	<生産・加工・消費> (物質/プラント/生産・加工・消費の区分ごと) ・ 2A* : 1 kg ・ 2A : 100kg ・ 2B : 1 t	・ 2A* : 1% (1kg<T≤10kg: 1 0%) ・ 2A : 1% (100kg<T≤1t: 1 0%) ・ 2B : 3 0%	・ 2A* : 1 0 kg ・ 2A : 1 t ・ 2B : 1 0 t
	輸出入	なし	・ 2A/2A* : 1% ・ 2B : 3 0%	—	・ 2A/2A* : 1% ・ 2B : 3 0%	(対象外)
第二種指定物質 (表3剤)	製造	3 0 t (物質/事業所)	なし	3 0 t	3 0%	2 0 0 t
	輸出入	なし	3 0%	—	3 0%	(対象外)
有機化学物質 (DOC)	製造	2 0 0 t (事業所)	特に定めなし (個別に判断)	2 0 0 t (事業所)	特に定めなし (個別に判断)	2 0 0 t
特定有機化学物質 (PSF)	製造	3 0 t (事業所)		3 0 t (物質/プラント)		2 0 0 t

# 施設（プラント）の定義

- ✓ 化兵法上の「施設」とは、条約上の「plant」に相当するものであり、その範囲は、条約において規定。

<条約抜粋（検証附属書第1 部第6 項(b)>

(b) 「プラント」（例えば、生産施設、作業所）とは、補助的な及び付随する基盤的施設（例えば、次の(i)から(vi)までに掲げるもの）を有する一又は二以上の設備単位を含む敷地、工作物又は建物であって相対的に独立したものをいう。

- (i) 小規模な管理組織
- (ii) 原料及び生成物の貯蔵及び取扱いのための場所
- (iii) 排水又は廃棄物の取扱い及び処理のための場所
- (iv) 制御及び分析のための実験施設
- (v) 救急医療及び関係する医療組織
- (vi) 申告された化学物質及びその原料又は当該化学物質から生成される生成物の当該プラントへの、当該プラントの周辺における及び当該プラントからの移動に関する記録

# 製造量の計算方法について

- (1) 同一施設において2種類以上の有機化学物質を製造する場合は、これら全ての有機化学物質の合計数量を算出。
- (2) 多段階工程を有する施設の場合
  - ① 施設から搬出される物が有機化学物質であれば、その有機化学物質の数量のみを合算。
  - ② 施設から搬出される物が有機化学物質に該当しない場合は、次に従い算出。
    - a. 最終中間体が有機化学物質に該当すれば当該最終中間体の数量を算出。
    - b. 施設から搬出される物も、最終中間体も有機化学物質に該当しない場合は、最も下流側で中間体として有機化学物質が生成した数量を算出。
- (3) 事業所内のある施設から搬出される物が有機化学物質に該当し、当該有機化学物質（a とする）が事業所内の別の施設で別の有機化学物質（b とする）の製造原料として使われる場合は、a 及びb の合計数量を算出（いわゆる「プラントまたぎ」）。

製造された中間体の計上が必要な場合と必要ではない場合があります。

# 届出書（化兵法）の記載事項

例) 有機化学物質（DOC）／特定有機化学物質（PSF）の届出

	プラント1	プラント2	プラント3	合計 (DOC/PSF)	合計 (うちPSF)
<b>DOC-A</b>	－	－	100t	100t	－
<b>PSF-A</b>	300t	－	－	300t	300t
<b>PSF-B</b>	100t	20t	－	120t	120t
<b>PSF-C</b>	10t	20t	20t	50t	50t
合計 (DOC/PSF)	410t	40t	120t	① 570t	
合計 (うちPSF)	410t	40t	20t ③	－	② 470t
PSFプラント 数量区分判定	200t～ 1,000t	200t未満	200t未満 (30t未満)	－	－

様式 2 1

事業所において製造をした全ての有機化学物質の総量が属する区分 (該当する区分に○をつけること。)	1,000トン未満	○
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	
事業所内の有機化学物質の製造施設の数	3	

様式 2 2

様式第22(第23条関係)

製造実績届出書

年 月 日

経済産業大臣殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名  
住 所

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第29条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

製造をした事業所の名称	経産化学（株）霞ヶ関工場	
製造をした事業所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1	
事業所において製造をした特定有機化学物質のその製造施設ごとの総量が属する区分 (該当する区分に該当する製造施設の数を記入すること。)	200トン未満（うち30トン未満）	2 (1)
	200トン以上1,000トン未満	1
	1,000トン以上10,000トン以下	
	10,000トン超	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 2 1（有機化学物質の届出）：

- 事業所ごとに、有機化学物質（特定有機化学物質も含む）の製造量の合計が200トン超①

様式第 2 2（特定有機化学物質の届出）：

- 事業所ごとに、特定有機化学物質の製造数量の合計が30トン超②
- 事業所内のプラントごとに、特定有機化学物質の製造量（合計）で、数量区分を判定③

# Form (条約申告用) の記載事項

## 例) DOC/PSFの申告

	プラント1	プラント2	プラント3	合計 (DOC/PSF)	合計 (うちPSF)
DOC-A	-	-	100t	100t	-
PSF-A	① 300t	-	-	300t	300t ③
PSF-B	① 100t	20t	-	120t	120t
PSF-C	10t	20t	20t	50t	50t
合計 (DOC/PSF)	410t	40t	120t	570t	
合計 (うちPSF)	410t	40t	20t	-	470t
届出 PSFプラント 数量区分判定	200t~ 1,000t	200t未満	200t未満 (30t未満)	-	-
申告 PSFプラント 数量区分判定	② 200t~ 1,000t	申告対象外	申告対象外		

“様式第22”と“Form 4.1”はPSFプラント数が一致するとは限りません。

### <化兵法届出>

- 事業所全体のPSFsの製造数量の合計が30トン超のとき、**全てのPSF製造プラント数**を届出

### <条約申告>

- プラントごと/PSF物質ごとの製造数量が30トン超のとき、申告PSFプラントと判定(①)。**当該プラントの区分は、当該各プラントのPSF製造総量で判定・申告。②
- 加えて、**PSF物質ごとで200トン超**か否かも判定・申告。③

事業所名、住所、会社名はISO認証書類の表記に合わせることを推奨します。

Form 4.1: Declaration of "Other Chemical Production Facilities"  
Please complete one form for each "other chemical production facility".

Plant Site Code: 12345678

Name of plant site: KASUMIGASEKI PLANT

The name of the owner, company or enterprise operating the plant site: KEISAN CHEMICAL CO., LTD.

Street Address: 1-3-1 Kasumigaseki

City/district: Chiyoda-ku

Province/state/other: TOKYO

Latitude, longitude/Precise location:  
Latitude: / / N Longitude: / / E

Identify the attachment for additional information on this plant site (if available):

Use product group codes (see Appendix 4) to describe main activities of the plant site that make the site declarable, in terms of product group(s):

For plant sites producing more than 200 tonnes of DOC chemicals (including PSF chemicals)  
Aggregate amount of production of the unscheduled discrete organic chemicals, including PSF chemicals (use Codes of Production Range, see Appendix 7): B ③1

Approximate number of plants producing unscheduled discrete organic chemicals, including PSF chemicals at the plant site: ③

For plant sites comprising one or more plants producing more than 30 tonnes of a PSF chemical  
Number of PSF plants at plant site: ① ①  
Has this plant site during the previous calendar year produced more than 200 tonnes of a PSF-chemical? Yes  No  ③  
Aggregate amount of production of PSF chemicals produced by each PSF plant  
Number of plants producing 30 to 200 tonnes of PSF:   
Number of plants producing 200 to 1,000 tonnes of PSF: ① ②  
Number of plants producing 1,000 to 10,000 tonnes of PSF:   
Number of plants producing more than 10,000 tonnes of PSF:

# 届出の前にご確認ください

- ✓ 届出の対象となるDOC/PSFからポリマー・オリゴマーは除外されていますか？
- ✓ DOC/PSFの製造数量は、純分換算した数量で計上していますか？
- ✓ 化学反応を伴わない蒸留や精製、抽出のみのDOC/PSFを計上していませんか？



本来対象でない事業所に国際検査が入ったケースがあります。  
届出・申告間違いがないよう十分確認してください。

## (参考) 有機化学物質・特定有機化学物質の届出

### ◆法第29条（有機化学物質の製造の実績数量の区分）

第1項 特定物質及び指定物質以外の有機化学物質であって、政令で定めるもの（以下単に「有機化学物質」という。）の製造（政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）をする者は、前年に製造をした有機化学物質のその事業所ごとの数量が経済産業省令で定める数量を超えたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした有機化学物質の数量が経済産業省令で定める区分のいずれに属するかを経済産業大臣に届け出なければならない。

第2項 りん、硫黄又はふっ素を含む有機化学物質であって、政令で定めるもの（以下「特定有機化学物質」という。）の製造をする者は、前年に製造をした特定有機化学物質のその事業所ごとの数量が経済産業省令で定める数量を超えたときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨及び前年に当該事業所において製造をした特定有機化学物質の数量が経済産業省令で定める区分のいずれに属するかを経済産業大臣に届け出なければならない。

条約では、表剤以外の化学物質についても化学兵器への転用を防止する観点から、それらを製造する事業所であって一定の製造能力以上を有するものについての申告を求めています。

また、国際機関への申告が必要となる有機化学物質のうち、りん、硫黄又はふっ素を含むものについては、化学兵器への転用可能性等を勘案して、他の有機化学物質とは区別して管理することとなっていることから、これらの化学物質を「特定有機化学物質」として定めています。

## (参考) 有機化学物質・特定有機化学物質の届出

### ◆ 施行規則第22条 (有機化学物質の製造の実績数量の届出)

第1項 法第29条第1項の経済産業省令で定める数量は、200トンとする。

第2項 法第29条第1項の経済産業省令で定める区分は、1000トン未満、1000トン以上1万トン以下及び1万トン超とする。

第3項 法第29条第1項の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第二十一による届出書に国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

### ◆ 施行規則第23条 (特定有機化学物質の製造の実績数量の届出)

第1項 法第29条第2項の経済産業省令で定める数量は、30トンとする。

第2項 法第29条第2項の経済産業省令で定める区分は、200トン未満、200トン以上1000トン未満、1000トン以上1万トン以下及び1万トン超とする。

3 法第29条第2項の規定による届出をしようとする者は、毎年二月末日までに様式第二十二による届出書に国際機関が指定する様式に基づく当該事業所の活動内容等を国際機関に申告するための書面を添えて、事業所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

# (参考) 有機化学物質・特定有機化学物質の定義

## ◆有機化学物質（法律施行令第4条第1項）

- 一. 関税定率法<sup>(1)</sup>別表 第28類（...有機の化合物）及び第29類（有機化学品）に該当する物品（単一の構造式を有する炭素化合物<sup>(2)</sup>に限るものとし、炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く<sup>(3)</sup>）
- 二. 関税定率法別表第32類04項（単一の構造式を有する炭素化合物に限るものとし、炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く<sup>(3)</sup>）（有機合成着色料）
- 三. その他：エチルアルコール、メタン、プロパン、尿素

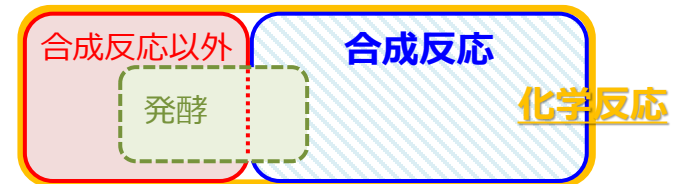
**補足：**「単一の構造式を有する」とは、分子内の原子の結合状態について原子価を表す線で表示した式を1種類だけ持つものをいい、重合体（ポリマー）及び低重合体（オリゴマー）は対象とはなりません。混合物（溶液状態を含む）の扱いについては、施行令及び関税定率法別表の規定を基に個別に判断することとなります。

## ◆特定有機化学物質（法律施行令第4条第3項）

第一項第一号及び第二号に掲げる有機化学物質であって、**りん原子、硫黄原子又はふっ素原子を含むもの**とする。

## ◆製造

- 化兵法第29条第1項：政令で定めるものの製造を除く
- 施行令第4条第2項：製造工程の化学反応に合成反応（発酵に係るものを除く）を含まないもの



## (参考) DOC/PSF (条約の定義-1)

### ◆ 検証附属書第1部パラ4 Discrete Organic Chemicals (DOC)

「識別可能な有機化学物質」とは、**炭素化合物**（炭素の酸化物及び硫化物並びに金属炭酸塩を除く。）**から成るすべての化学物質**であって、化学名、構造式が判明している場合には当該構造式によって、また、CAS登録番号が付されている場合には当該番号によって、**識別することができるものをいう**

申告対象：検証附属書第9部パラ1

1. 化学物質に関する附属書の表に掲げていない識別可能な有機化学物質を**前暦年**において**200トン**を超えて**合成により生産**した事業所
2. 化学物質に関する附属書の表に掲げていない**識別可能な有機化学物質**であって、**りん、硫黄又はふっ素の元素を含むもの**（以下「**PSF化学物質**」という。）を前暦年において**30トン**を超えて**合成により生産**した一又は二以上の工場（以下、「**PSF工場**」という。）を有する事業所

### ◆ 検証附属書第9部パラ2

- ・・・**“火薬類”** 又は **“炭化水素類”** のみを生産する事業所を含まない

## (参考) DOC/PSF (条約の定義-2)

### ◆ 検証附属書第9部パラ1の解釈 [C-I/DEC.39]

1. 「**オリゴマー (繰り返しユニット数4以上)**」及び「**ポリマー**」は、PSFの含有に関わらず、また、「炭素又は金属のみで構成される化学物質」も、共にDOCではない
2. 「**炭素の酸化物**」とは一酸化炭素及び二酸化炭素で、「**炭素の硫化物**」とは二硫化炭素。両者に該当するものは硫化カルボニル
3. 検証附属書第9部の規定から除外される生産について、「炭化水素」は全ての炭化水素で炭素の原子数は問わない (制限は無い)
4. 事業所 (プラントサイト) におけるDOC総生産量の計算方法 **“純分換算” !!!**
  - a. 同一施設 (プラント) においてDOCを2物質以上複数生産 : **全てのDOC**の合算数量
  - b. 多段階工程で、
    - 最終製品がDOC : 「**最終製品**」の数量
    - 最終製品が非DOC : 工程中の「**最終DOC中間体**」の数量
  - c. 同一事業所内の、施設1で「DOC中間体」を製造し、それをを用いて施設2で「他のDOC」を生産 :  
**DOC中間体 (施設1) + 他のDOC (施設2) の合算数量 “プラントまたぎ”**

# 本日のご説明内容

1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要
2. 化兵法に基づく届出について
  - 2-1 届出件数及び電子申請比率
  - 2-2 指定物質の届出
  - 2-3 有機化学物質物質の届出
3. 国際検査について
4. 最近の動向について

# 国際検査とは

- ✓ 化学兵器禁止条約（1997年4月発効）に基づき設立された化学兵器禁止機関（OPCW）が事業所に対し実施するもの。

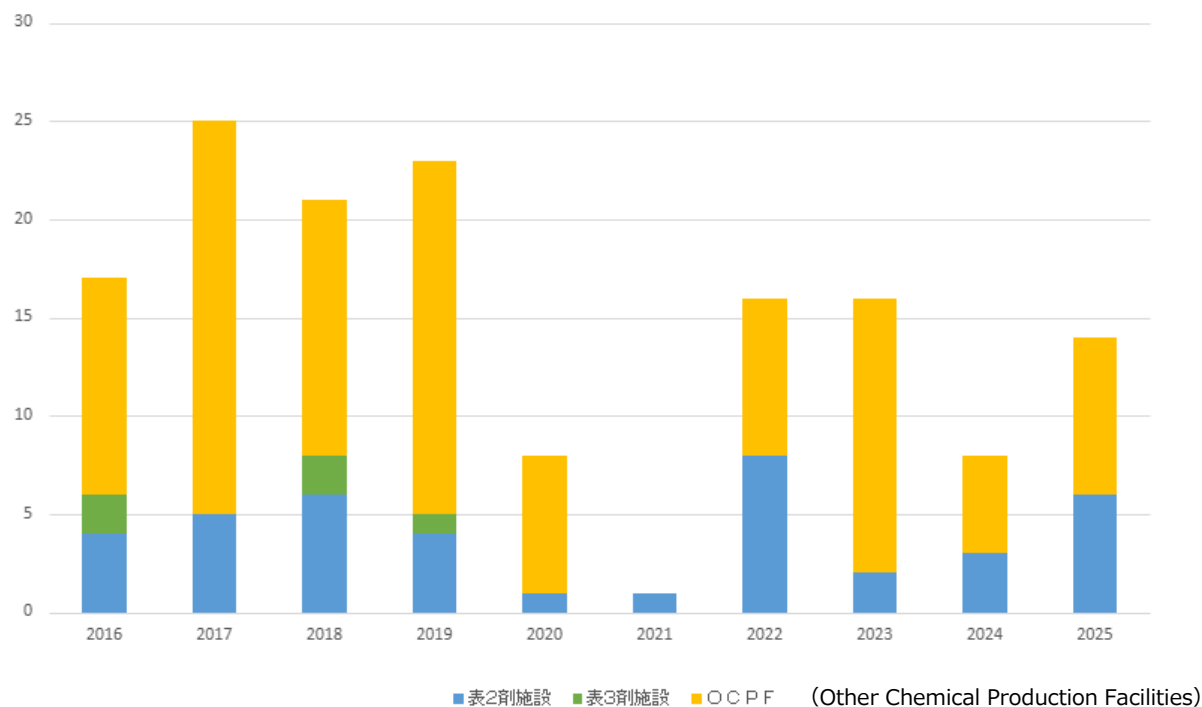
## 【国際検査における確認内容】

- ① **表 1 剤の化学物質が存在しないこと**
- ② 活動が**申告に合致していること**
- ③ 表 2 剤検査の場合のみ）表 2 剤が化学兵器の開発・生産に**転用されていないこと**

- 事前に通告されるが、検査対象選定の理由は示されない。
- 検査の事実及び報告書は**対外非公表**。
- 本省化兵室、経産局及びNITEの三者で立会団を構成し立会いを実施。

# 国際検査件数の推移

- ✓ 新型コロナウイルス感染拡大前は年間20～25件程度の国際検査を受入れ。
- ✓ 2020年3月以降、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、国際検査が延期、2021年11月から再開され、昨年は合計8件、本年は現在まで（令和7年11月25日）に14件の検査が実施された。
- ✓ 新型コロナウイルスの影響はなくなり、今後、国際検査の受入れは、従前と同様の水準に戻る見込み。



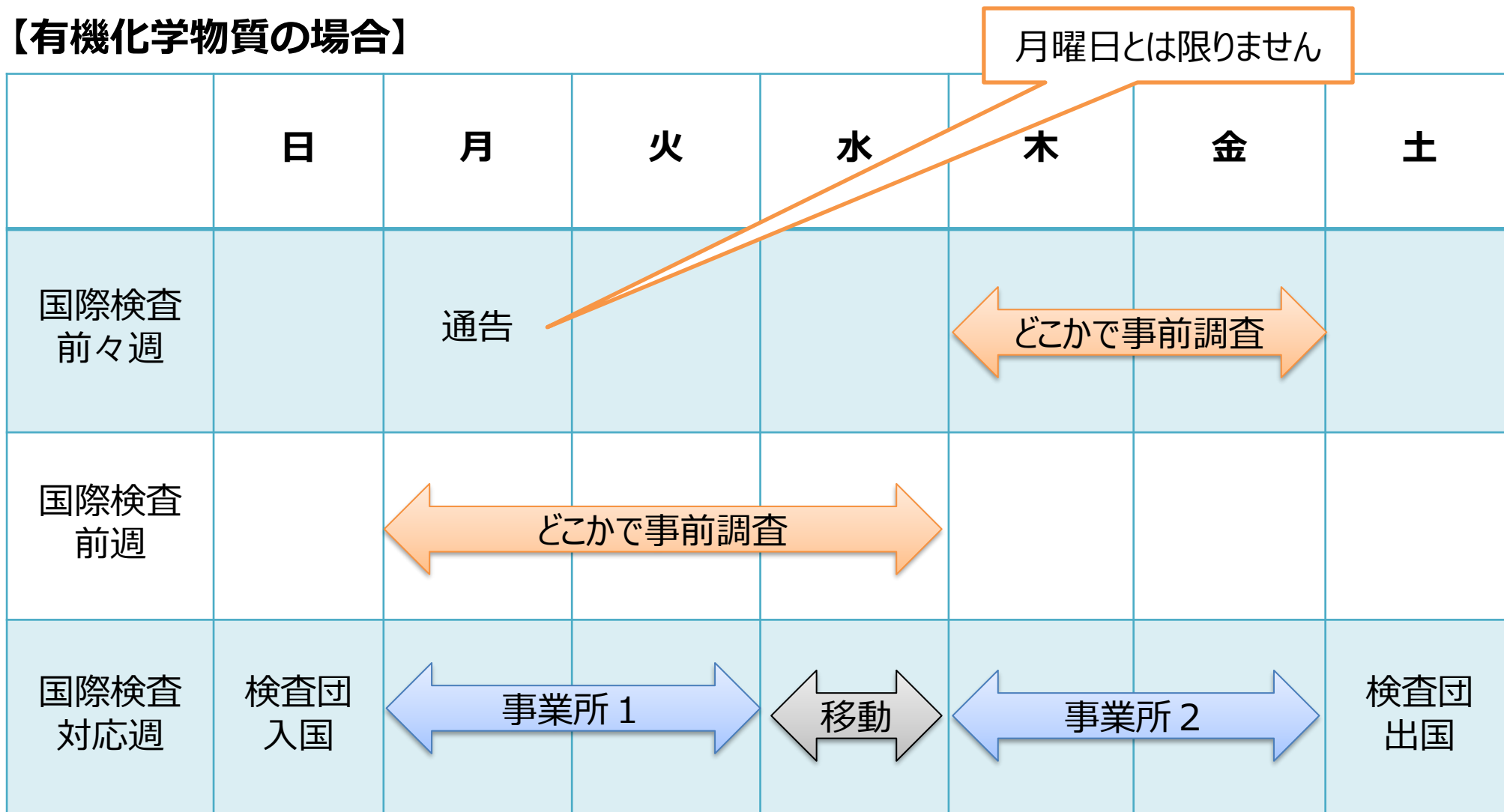
# 検査の対象となりうる事業所

✓ 申告を行った事業所のうち、条約に定められた**検証しきい値**を超えるもの

		届出しきい値		申告しきい値		検証しきい値
		数量	濃度	数量	濃度	
第一種指定物質 (表2剤)	製造等/使用 (生産/加工/消費)	<製造等> (物質/事業所/製造等・使用の区分ごと) ・ B Z (2A*) : 1 kg ・ B Z 以外 (2A) : 1 0 0 kg ・ 原料物質 (2B) : 1 t	なし	<生産・加工・消費> (物質/プラント/生産・加工・消費の区分ごと) ・ 2A* : 1 kg ・ 2A : 100kg ・ 2B : 1 t	・ 2A* : 1% (1kg<T≤10kg: 1 0%) ・ 2A : 1% (100kg<T≤1t: 1 0%) ・ 2B : 3 0%	・ 2A* : 1 0 kg ・ 2A : 1 t ・ 2B : 1 0 t
	輸出入	なし	・ 2A/2A* : 1% ・ 2B : 3 0%	—	・ 2A/2A* : 1% ・ 2B : 3 0%	(対象外)
第二種指定物質 (表3剤)	製造	3 0 t (物質/事業所)	なし	3 0 t	3 0%	2 0 0 t
	輸出入	なし	3 0%	—	3 0%	(対象外)
有機化学物質 (DOC)	製造	2 0 0 t (事業所)	特に定めなし (個別に判断)	2 0 0 t (事業所)	特に定めなし (個別に判断)	2 0 0 t
特定有機化学物質 (PSF)	製造	3 0 t (事業所)		3 0 t (物質/プラント)		2 0 0 t

# 通告から国際検査対応までのスケジュール（イメージ）

【有機化学物質の場合】



※事前調査の日程、検査日程は、異なる可能性があります。

# 国際検査の通告

- ✓ OPCWから、午前10時頃（月曜日が通例。その他の曜日の可能性もあり。）、外務省・経産省本省に国際検査の通告が入ります。
- ✓ 管轄の経済産業局が国際検査の対象となった事業所に対して、国際検査が実施される旨の連絡します。国際検査の受入れを拒むことはできません（日程の変更も不可。）。
- ✓ 有機化学物質製造事業所の検査実施は、通例、月～水または、水～金のどちらかです。
- ✓ その後、経済産業省（本省化兵室、経済産業局）、NITEの三者で構成する立会団が事前調査を実施させていただきますので、日程調整します。
- ✓ また、国際検査時に使用するPIB（Pre-inspection Briefing）資料（英文資料）の作成依頼をメールにて送付します。事前調査にて事業所の活動等を確認し、検査受入れの対応等についてご相談します。

# 事前調査

✓ 経済産業省（化兵室、局）、NITEのメンバーにより事前調査を実施します。

## 主なアジェンダ

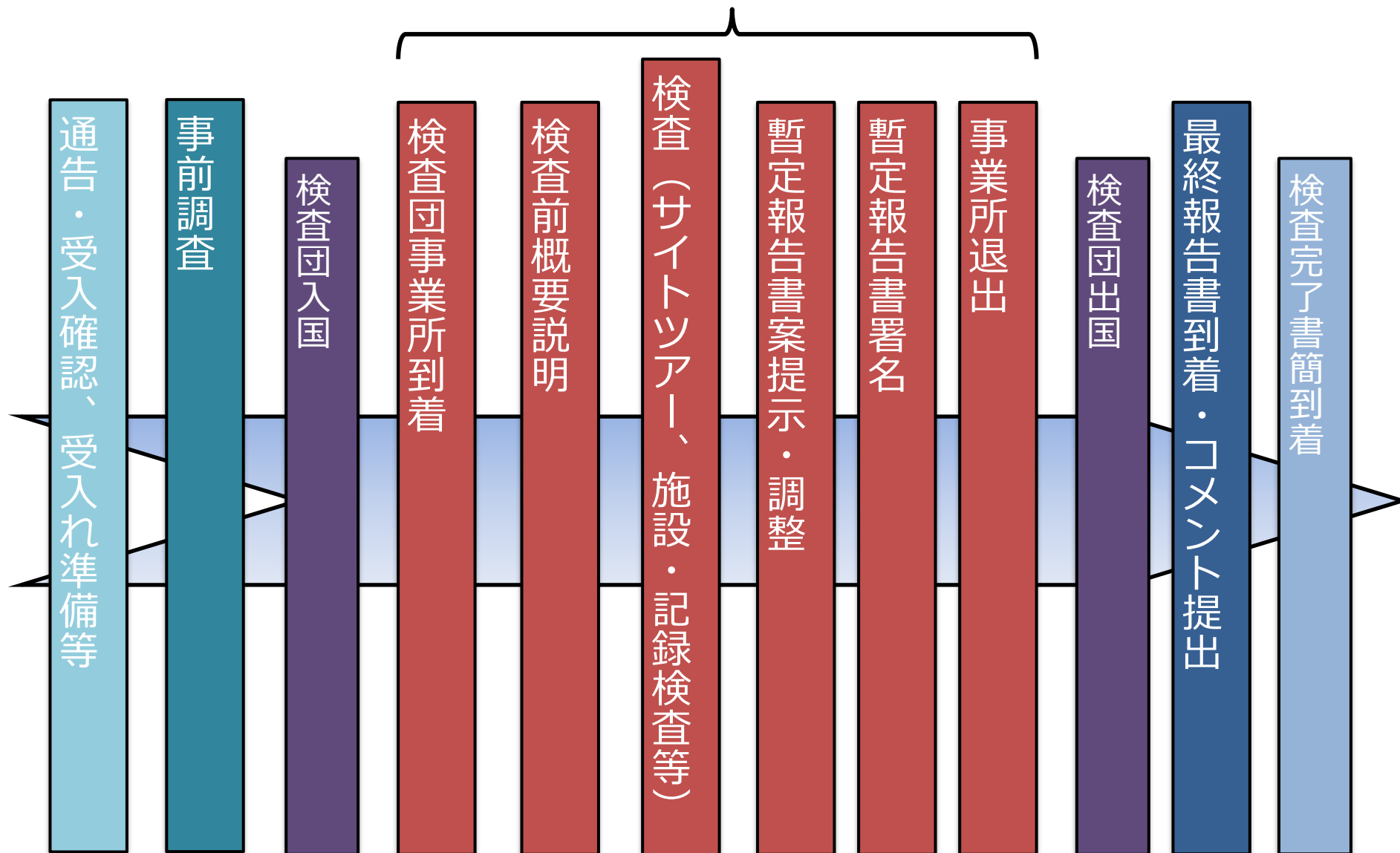
- 1) 国際検査についての説明
- 2) PIB資料案の内容確認と調整
- 3) 本番記録検査の準備：記録類、認証書類の確認等（製造量の模擬検証を含む）
- 4) サイトツアールートの確認も兼ねた現場確認（現場での想定質問）
- 5) ロジ関係を中心に、国際検査の準備に関連したお願いと確認

## 記録検査において検査される事項の確認

- 記録検査の際には、会社名、事業所名、事業所住所が合っているかを検証するために、ISO認証書類（英語表記）、国・県・市等から発行された公的文書等の提示を求められます。
- 記録検査の際には、通例、製造現場の記録からAppendix D（Monthly production summary）作成に至るまでの作業の流れや、利用している管理システム等についての説明を求められます。
- 検査団から指定された月について、Appendix Dに記載された数値が現場の記録と合っているかという検証も行われます。
- Appendix E（All handling chemical list）において、取り扱っている表剤があれば、申告に関わらない数量であることや条約上禁止された目的で利用されていないことを検証するために、①購入したことを証明できる書類（購入伝票等）、②使用量・在庫量等がわかる記録、③SDS、④使用目的を記載した資料（口頭でも可）といった資料の提示を求められる可能性があります。

# 国際検査の流れ（全体）

（1 事業所分の国際検査）

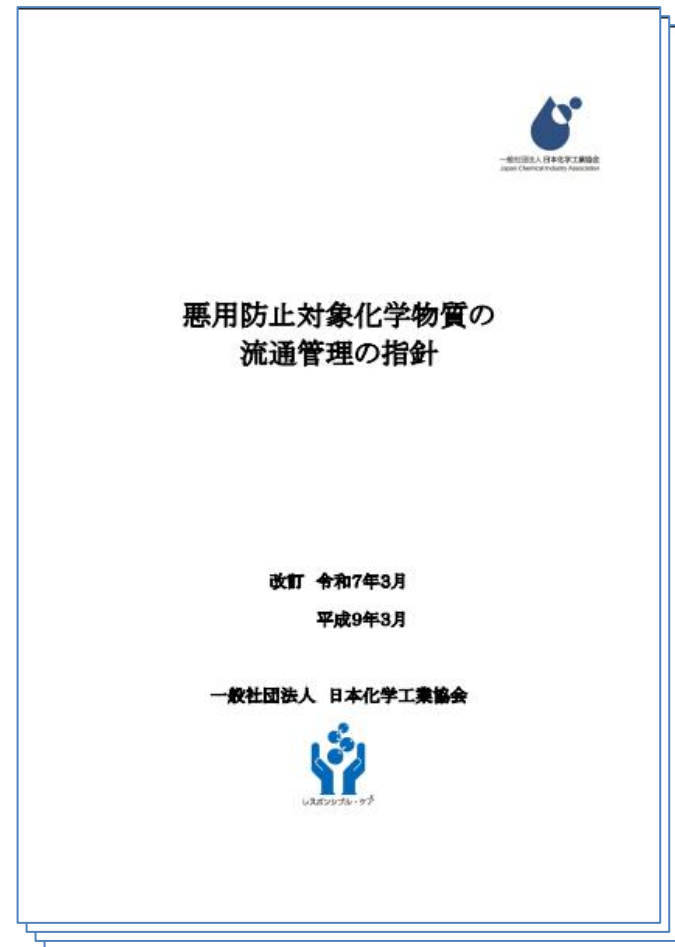
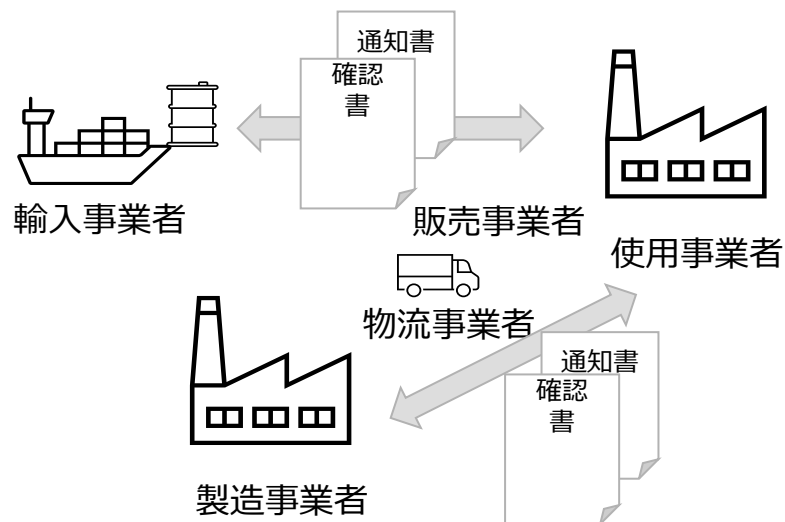


# 本日のご説明内容

1. 化学兵器禁止条約・化学兵器禁止法（化兵法）の概要
2. 化兵法に基づく届出について
  - 2-1 届出件数及び電子申請比率
  - 2-2 指定物質の届出
  - 2-3 有機化学物質物質の届出
3. 国際検査について
4. 最近の動向について

# 最近の動向～化学物質を悪用する事件が繰り返されないために～

- 化学産業界は、オウム真理教による松本サリン事件や地下鉄サリン事件を契機に、該当物質の悪用防止の徹底が図られることを目的として、個々の事業者が自主的に行うべき流通管理の指針を制定（平成9年3月）
- 関連法令等の改正等を踏まえ、よりわかりやすく構成し直した改訂版を発行（令和7年4月公表）



出典：悪用防止対象化学物質の流通管理の指針  
<https://www.nikkakyo.org/node/1222>

# ご清聴ありがとうございました。

## (お問い合わせ)

- 化兵法届出全般
  - 化兵法届出・申告関係ウェブサイト  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/todokede.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/todokede.html)
  - 届出先及び届出に関するお問合せ先  
[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/cwc/toiawase.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/cwc/toiawase.pdf)
- 化兵法電子申請関連
  - お問合せメールフォーム  
[https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika\\_toiawase](https://mm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/kagaku/kannrika_toiawase)

## (その他参考ウェブサイト)

- 化学兵器禁止機関 (OPCW) : <https://www.opcw.org/>
- 外務省 : <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/bwc/cwc/index.html>

# 参考資料①

## 国際検査の流れ

# 国際検査団事業所到着～PIB説明

項目	時間	ポイント
事業所到着	－	バス、タクシーでの移動。
IT room立上げ	30分	IT作業部屋。 不在時は入口をシールで封印され入室不可（鍵付きの部屋が望ましい）。
自己紹介 <b>申告書面確認</b>	10分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所→IT→ET→通訳の順に自己紹介するのが一般的。</li> <li>・OPCWに提出した申告書面と、ITが持参した申告書面が同じであることを確認。</li> </ul>
PIB説明	1時間程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所概要 (事業所位置、近隣、会社・事業所概要、組織図、管理事務所レイアウト、事業所レイアウト・サイトツアールート、健康安全規則、製造量サマリー（表剤はプロセス等も）、事業所代表者、プラント概要、他施設概要、取扱化学物質等)</li> </ul>

※略語

- ・ IT : Inspection Team (検査団)
- ・ ITL : Inspection Team Leader (検査団長)
- ・ ET : Escort Team (立会団)
- ・ ETL : Escort Team Leader (立会団長)

# サイトツアー～記録検査

有機化学物質の場合…24時間以内

項目	時間	ポイント
サイトツアー 【検査開始】	1時間	事業所を概括的に確認（境界, 対象プラント, その他施設 等） ※サイトツアーをPIBの一部とする場合や、サイトツアーを施設検査に組み込む場合がある。
検査計画提示	20分	
施設検査	通常 2～4時間	事業所の規模、ITLの意向に左右される。 対象プラント、対象外プラント、ラボ、メンテナンスエリア、排水処理、排ガス処理、医務室、ユーティリティ等の確認 ※表1剤不存在を確認するため、多方面から事業所をリスク評価。 （申告通りの活動か、活動に見合った設備か、作業者の保護具やセキュリティは活動に見合っているか、等々）
記録検査 GPS測定	【OCPF、表3剤】 1～2時間 【表2剤】 2～16時間	※申告が正しいか（申告書面） （会社名、事業所名、緯度経度、PGC、製造レンジ、プラント数、PSFプラント数、PSF内訳、取扱い化学物質 等々）
【検査終了】		検査開始（サイトツアー開始）から追加質問を含む検査時間 ・DOC/PSF（OCPF）及び表3剤：24時間以内 ・表2剤：96時間以内

※略語

- ・ PGC : Product Group Code (製品グループコード)
- ・ OCPF : Other Chemical Production Facilities (DOCとPSFの生産施設)

# 記録検査終了～サイン、退出

24時間以内

項目	時間	ポイント
DPF 作成	3～7時間	待ち時間（近年短縮傾向）
DPF 提示		※ここから最終退出までは6時間程度
<b>内容精査</b> (国内読み合わせ)	2～3時間	・通訳を交えて事業所関係者とETで読み合わせ (事実誤認、記載内容の必要性、誤字・脱字等)
<b>修正交渉</b>	30分～2時間	
PFサイン	1時間	
後片付け、退出	30～1時間	

※略語

- ・ DPF : Draft Preliminary Findings (国際検査団作成の暫定報告書案)
- ・ PF : Preliminary Findings (国際検査団作成の暫定報告書)

## 参考資料②

### 作成に時間を要するPIB資料（抜粋）

PIB資料に不足や不備が多数あると、検査官からの質問が増えて、国際検査時間が長くなることが予想されますので、時間もなく大変ですが、資料作成へのご協力をお願いします。また、平時から、レイアウト図や取扱い物質一覧（Appendix E）等、一部資料を準備しておいて頂くことを推奨します。

# PIB (Pre-inspection Briefing) の構成

1. Location of the Plant Site and Airport
2. Vicinity of the Plant Site and Hospitals
3. Outline of the Company and the Plant Site (As of DD MMM 2023)
4. Organisation of the Plant Site
5. Layout of the Administration Office
6. General Layout of the Plant Site and Route map for the site tour
7. Health and Safety Regulations
8. Summary of DOC / PSF Production by plants in 2023

Appendix A: List of the site representatives

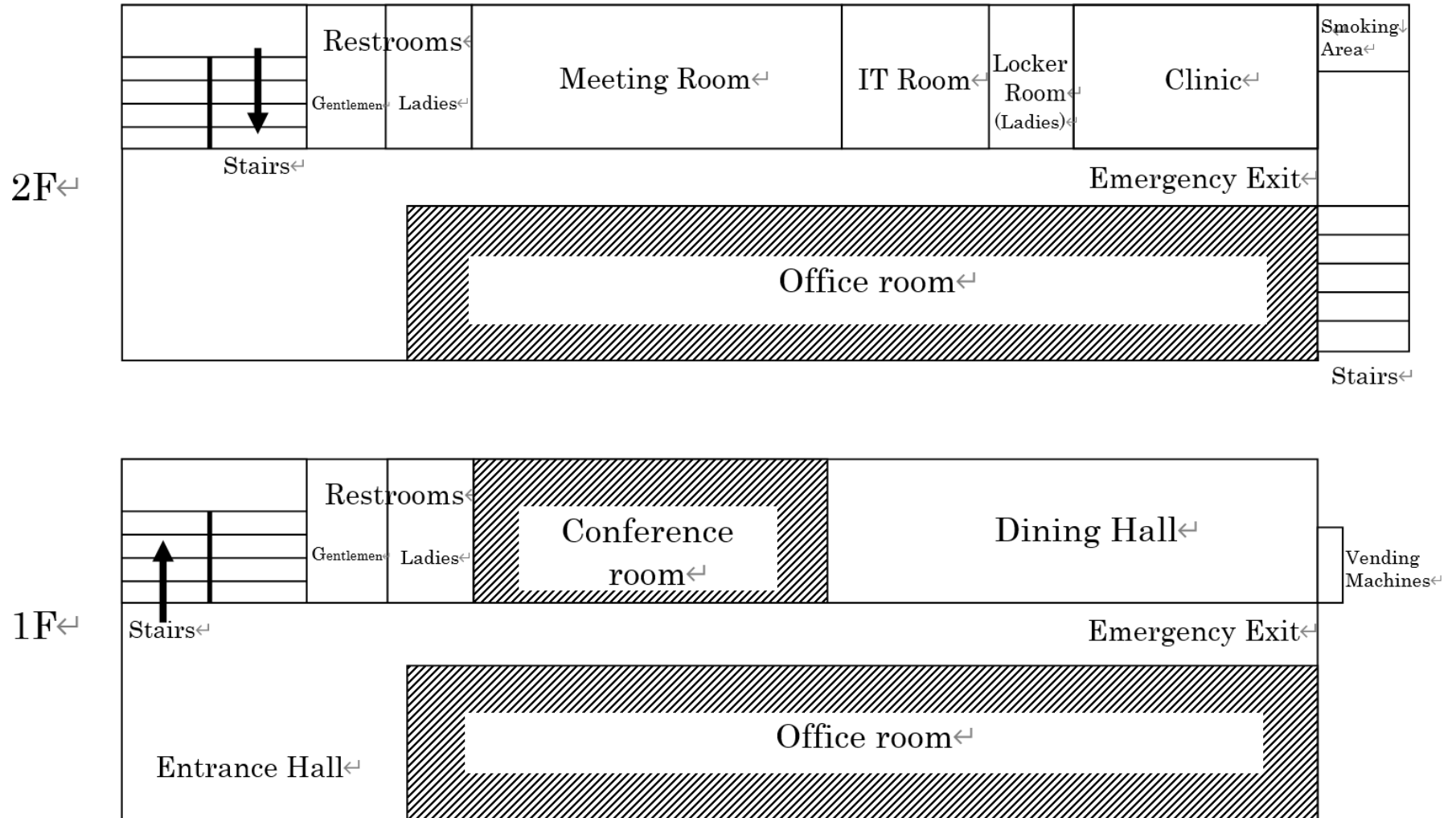
Appendix B: Plant description


Appendix C: Facility description

Appendix D: Monthly production summary

Appendix E: All handling chemical list

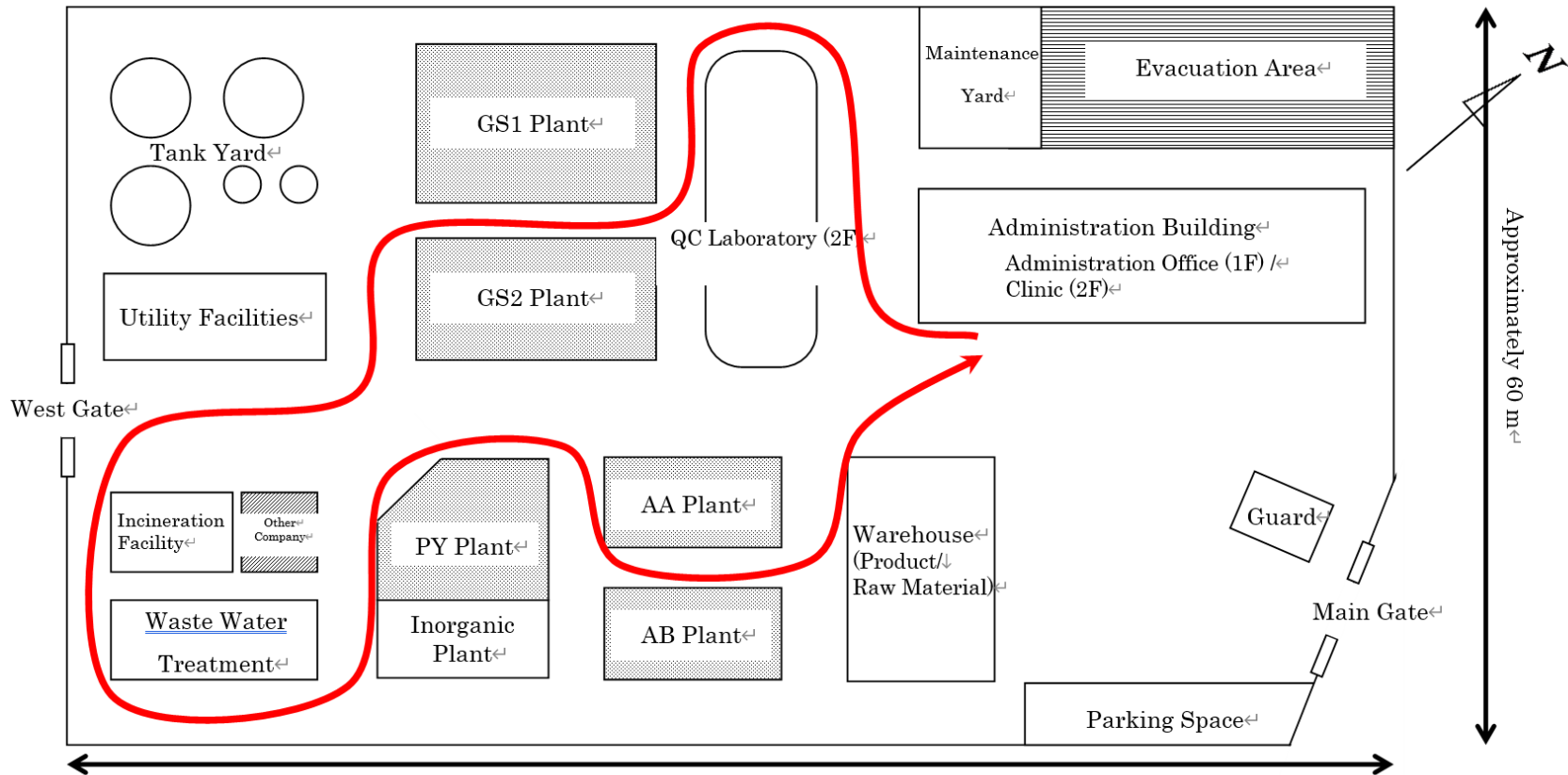
# 5. Layout of the Administration Office

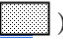

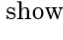


Shaded parts (  ) show off-limits area.

# 6. General Layout of the Plant Site and Route map for the site tour

CONFIDENTIAL  
REPRODUCTION PROHIBITED



Dot line parts (  ) show declared plants.  
 Horizontal line part (  ) shows evacuation area.  
 Diagonal lined part (  ) shows an area which does not belong to this plant site. (e.g. other company)

# 8. Summary of DOC/PSF Production by plant CONFIDENTIAL

Unit: t

No.	Product Name	Chemical Name	DOC / PSF	Code No.	Plant Name					Total
					GS1	GS2	PY	AA	AB	
1.	A	AA	DOC	512	681	98.0	124	-	-	903
2.	B	BB	DOC	513	340	-	-	-	-	340
3.	C	CC	DOC	512	22.0	240	-	-	-	262
4.	<del>D</del>	<del>DD (Polymer)</del>	<del>DOC</del>	<del>511</del>	=	=	6,240	=	=	6240
5.	E	EE	DOC	513	-	-	852	-	-	852
6.	F	FF	DOC	541	-	38.0	-	-	7.0	45
7.	G	GG	DOC	512	280	5.00	-	14.0	-	299
8.	H	HH	DOC	512	12.0	-	-	8.00	-	20
9.	I	II	DOC	512	1.00	6.00	-	-	-	7
10.	J	JJ	PSF*	512	-	18.0	-	24.0	0.74	43
11.	K	KK	PSF*	515	20.0	-	-	-	-	20
12.	L	LL	PSF*	514	-	-	3.00	15.0	-	18
13.	M	MM	PSF	515	-	1,624	-	-	8.70	1633
14.	N	NN	PSF	512	-	498	-	-	0.62	499
15.	O	OO	PSF	515	64.0	-	-	-	-	64
16.	P	PP	PSF	515	-	-	288	2.00	0.24	290
Aggregate amount of the DOC production					1,420	2,527	1,267	63	17	5294

"PSF\*" means a chemical containing the elements "P", "S" or "F" and the production of each PSF/plant was not more than 30 tonnes.

Number of the plants:

Number of DOC plants, including PSF plants		✓	✓	✓	✓	✓	5
Number of PSF plants		✓	✓	✓			3
Breakdown of each PSF Plant	(30 t <) P < 200t	✓					1
	200 ≤ P < 1,000 t			✓			1
	1,000 ≤ P ≤ 10,000 t		✓				1
	10,000 t < P						0

# Appendix B : Plant description

CONFIDENTIAL

項目	No.	Plant name	Type of chemical activity	Reaction type/Operation mode /Process description	Technical features including equipment	Plant structure	Directly associated infrastructure
(和訳)		プラント名称	化学活動のタイプ	反応タイプ 運転モード プロセスの説明	設備を含む技術的特徴	Plantの構造	直接関連する インフラストラクチャー
記入例	1	GS1	Production of pesticide raw materials	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Addition reaction</li> <li>• Batch Process</li> <li>• Raw material charge into the reactor→Reaction→Centrifugation →Drying→Product packaging</li> </ul>	GL(Agitated reactor) SS(Agitated reactor) SS(Distillation Tower)	2 levels cement corrugated enclosed building, Natural ventilation	Control room with DCS Distillation Tower Tank(Raw material) Warehouse(Products) Alkali scrubber In Process Lab. (GC, HPLC, Glassware) Gas detector(Flammable Gas) Fire Alarm
(和訳)	1	GSI	殺虫剤原料の生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 付加反応</li> <li>• バッチプロセス</li> <li>• 反応器に原料投入→反応→遠心分離→乾燥→製品梱包</li> </ul>	GL(攪拌機付き) SS(攪拌機付き) SS(蒸留器)	2階建ての波形のセメントで囲まれたビル、自然換気	DCS制御の制御室 蒸留塔 タンク(原料) 倉庫(製品) アルカリスクラバー 工程ラボ (GC、HPLC、ガラス器具) ガス検知器(可燃性ガス) 火災報知器

# Appendix C: Facility description

CONFIDENTIAL

	Title	Nb.	Facility name	The purpose of the facility	Facility description	Technical features including equipment	Facility structure	Directly associated infrastructure Other information
	(和訳)		施設名	施設の目的	施設の説明	設備を含む技術的特徴 (測定器の特徴等)	施設の構造 (建屋や排気方式等)	直接関連するインフラ ストラクチャー (制御室、スクラバー、 タンク、検知器 等)
倉庫等 Storage	記入例	1	Storage and warehouse	Storage of products, intermediates and raw materials	<ul style="list-style-type: none"> <li>Products warehouse</li> <li>Liquid products, powder products</li> <li>Raw materials warehouse</li> <li>Liquid raw materials, powder raw materials</li> <li>Materials warehouse</li> <li>Empty drum, empty FIBC</li> <li>Tank farm: liquid raw materials, intermediates, LNG</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Products: Refrigeration storage, room temperature storage</li> <li>Raw materials: Room temperature storage</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Warehouse: Single level cement corrugated enclosed building with natural ventilation</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Warehouse: Fire alarm</li> <li>Tank farm: Flammable gas detector</li> </ul>
	(和訳)	1	保管、倉庫	製品、中間体、原材料の保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品倉庫: 液体製品、粉体製品</li> <li>原料倉庫: 液体原料、粉体原料</li> <li>資材倉庫: 空ドラム、空フレコンバック</li> <li>タンクファーム: 液体原料、中間体、LNG</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品: 冷蔵保管、常温保管</li> <li>原材料: 常温保管</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫: 1階建ての波形のセメントで囲まれた自然換気ビル</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>倉庫: 火災警報器</li> <li>タンクファーム: 可燃性ガス検出器</li> </ul>
廃棄物 Waste	記入例	2	Waste water treatment	Waste water treatment	<ul style="list-style-type: none"> <li>Activated sludge treatment</li> <li>All industrial wastewater gather to the primary pit → sedimentation → activated sludge treatment → measurement → discharge to the river</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Automatic measurement (pH, COD, SS, total N, total P)</li> <li>Titration measurement</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 levels cement corrugated enclosed building with natural ventilation</li> <li>Control room is on 1F, Measurement room is on 2F</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Control room, measurement room</li> <li>Primary pits made of concrete</li> <li>Solid waste is processed by outside contractors</li> </ul>
	(和訳)	2	排水処理	排水処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>活性汚泥処理</li> <li>一次ピットへの全工場排水収集→沈殿</li> <li>一次ピット→活性汚泥処理→中和処理→測定→河川への放流</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動測定 (pH, COD, SS, 全窒素, 全リン)</li> <li>滴定測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2階建ての波形のセメントで囲まれた自然換気ビル</li> <li>1Fは制御室、2Fは測定室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制御室、測定室</li> <li>一次ピットはコンクリート製</li> <li>固形廃棄物は外部業者で処理</li> </ul>

# Appendix D: Monthly production summary

**CONFIDENTIAL**

Unit:t

No.	Product Name	DOC / PSF	2022												Total
			Jan.	Feb.	Mar.	Apr.	May.	Jun.	Jul.	Aug.	Sep.	Oct.	Nov.	Dec.	
1.	A	DOC	78.2	65.6	71.7	76.9	79.2	75.8	78.7	62.2	81.2	82.2	78.3	72.7	903
2.	B	DOC	100.0	-	-	100.0	-	-	100.0	-	-	40.0	-	-	340
3.	C	DOC	20.0	24.0	20.0	22.0	20.0	24.0	24.0	20.0	24.0	20.0	20.0	24.0	262
4.	E	DOC	77.8	-	82.8	78.8	75.2	77.8	82.1	56.7	78.2	78.2	81.7	82.8	852
6.	F	DOC	-	-	32.0	-	13.0	-	-	-	-	-	-	-	45
7.	G	DOC	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	27.0	23.0	23.0	40.0	23.0	23.0	25.0	299
8.	H	DOC	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-	-	10.0	-	20
9.	I	DOC	-	-	7.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7
10	J	PSF*	-	0.7	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	43
11	K	PSF*	-	10.0	-	-	-	-	-	-	10.0	-	-	-	20
12	L	PSF*	-	-	-	-	10.0	5.0	-	-	-	3.2	-	-	18
13	M	PSF	135.0	135.0	135.0	135.0	135.0	135.0	147.7	135.0	135.0	135.0	135.0	135.0	1633
14	N	PSF	8.6	20.0	40.0	80.0	100.0	120.0	-	-	130.0	-	-	-	499
15	O	PSF	16.0	-	-	16.0	-	-	-	16.0	-	-	16.0	-	64
16	P	PSF	25.6	-	53.7	55.8	49.5	51.4	54.2	-	-	-	-	-	290
Aggregate amount of the DOC production			484	278	469	592	509	530	514	317	503	386	368	344	5294

# Appendix E: All handling chemicals List

CONFIDENTIAL

	Category	Products/Raw material/Reagent Common name	Chemical name	CASRN.	Shed.2	Shed.3
(和訳)	区分	製品/原料/試薬の通称	物質名	CAS番号	表2剤 (第一種指定物質)	表3剤 (第二種指定物質)
記入例	Raw material	ABC123	〇〇〇	〇〇	-	-
(和訳)	原料	ABC123	〇〇〇	〇〇	-	-
記入例	Raw material	TEA-80	triethanolamine (2,2',2''-Nitrilotriethanol)	102-71-6		○
(和訳)	原料	TEA-80	トリエタノールアミン (2,2',2''-ニトリロトリエタノール)	102-71-6		○
記入例	Raw material	Phosphorus oxychloride	Phosphoryl chloride	10025-87-3		○
(和訳)	原料	オキシ塩化リン	ホスフォリルクロライド	10025-87-3		○
記入例	Reagent (Lab.)	TDG	Bis(2-hydroxyethyl)sulfide	111-48-8	○	
(和訳)	試薬(実験室)	TDG	ビス(2-ヒドロキシエチル)スルフィド (チオジグリコール)	111-48-8	○	